

催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）
（令和 9 年度実施分）

仕様書

日本年金機構国民年金部

令和 8 年 10 月

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の目的

新規に1か月分の国民年金保険料未納期間を有することとなった被保険者に国民年金未納保険料納付勧奨通知書（以下「催告文書」という。）を送付することを目的とする。

(2) 委託業務の概要

別紙1「業務概要図（事務処理フロー）」参照

当該業務の主体的部分は再委託することはできない。再委託可能な一部工程の詳細は別途、委託要領に記載する。

業務の主体的部分を除く一部であっても、個人情報等が目に触れる業務を再委託することはできない。

(3) 定義

本仕様書において、用語の定義は以下のとおりとする。

① 個人情報

ア 年金個人情報

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第38条に規定する情報をいう。具体的には、被保険者、年金受給権者等にかかる基礎年金番号、氏名、生年月日等の本人基本情報及び給付や保険料納付等に関する情報であるが、これらの情報により、被保険者又は受給者個人が識別されるものに限る。（性別や生年月日のように、当該情報のみでは個人が識別されないようなものは、年金個人情報にならない。）

イ 個人情報

年金個人情報及び特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する情報）をいう。

ウ 事業所情報

社会保険オンラインシステムで管理している事業所に係る情報（事業所の名称、所在地等）のうち、債権管理情報（保険料の調定額、収納額等）、滞納処分に関する情報及び相談事跡の情報をいう。

エ 個人情報等

個人情報、事業所情報、その他の日本年金機構（以下「機構」という。）の基幹業務（公的年金の適用、徴収、年金給付及び相談に関する業務）を行うために作成又は取得する情報及び本委託業務を通じて知り得た一切の情報をいう。

※ 委託業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）の労務管理等のために保持している情報は、本仕様書において個人情報等には含まれない。

② 電子計算機

ア 電子計算機

サーバ装置、パソコン、タブレット、スレートPC、プリンタ等の周辺機器及び通信回線装置をいう。

イ 電子計算組織

電子計算機とネットワークにより構成される情報システムをいう。

③ 再委託

受託事業者が、業務の一部を他の会社（再委託先が子会社（会社法（平成17年法

律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。) である場合を含む。) に請け負わせること。

なお、次のア又はイの場合は再委託に該当しない。

ア 運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合。

イ 機構の了承を得た上で、グループ企業体が相互連携(業務分担)してそれぞれの事業を実施(共同受託)する場合。

④ 営業日

次のア～エを除く日のことをいう。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

エ その他機構が特に指定する日

2 委託予定件数

1,495,000 件

※内訳については、委託要領別添 3 のとおり

※数量は予定数であることから、増減があり得る。

3 委託業務の期間

委託期間 契約締結日～令和 10 年 6 月 26 日(契約終了日)

履行期間 令和 9 年 6 月 23 日(履行開始日)～令和 10 年 6 月 13 日(履行終了日)

※ 履行期間とは、委託期間のうち、納品を行うための作業等が可能となる日(履行開始日)から、最終納品の検査合格後に個人情報等の返却・廃棄等を行った旨を機構に報告する日(履行終了日)までのことをいう。

4 納品日

委託要領別添 3 のとおり

5 履行場所

受託事業者が用意する場所(日本国内に限る。)

6 作業手順

仕様書のほか、業務委託契約書及び業務委託契約書に付属する業務の実施方法等について記載された文書(以下「仕様書等」という。)のとおりとする。

7 所管部署(連絡先)

日本年金機構国民年金部業務グループ

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西 3-5-24

電話: 03-5344-1100(内線 3347)

担当: 小林、浜井、金子

8 受託事業者を求めるサービス水準

目標とすべき業務のサービス品質に関する合意（以下「SLA」という。）は、別紙2「受託事業者を求めるサービス水準について」のとおり

9 処理体制の申請等の手続き

処理体制等について、以下に掲げる期日までに必要な申請等の手続きを行うこと。

変更、廃止等を行う場合については、変更、廃止等を行う日の営業日までに必要な手続きを行うこと。

業務委託員（具体的には下記（1）①から③及び下記（2）①から③までの者をいう。）については本業務を遂行するために最低限必要な範囲の者とし、受託事業者が直接雇用すること。ただし、繁忙期等の業務履行体制を充足するため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣契約による対応を行う場合は、機構が扱う個人情報等の重要性及び特殊性に鑑み、労働者派遣契約においても、個人情報等の取扱いをはじめとする機構と受託事業者との契約内容と同等以上の内容とし、（2）④により、あらかじめ機構の承認を得ること。

（1）個人情報等保護に関する管理体制（下記の①～③は、別紙3「管理者等申請書」により提出し、変更する場合は、別紙4「業務委託員名簿（変更）」により提出すること。）

① 総括管理責任者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

② 部署管理者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※部署管理者は、履行場所ごとに1名配置すること。

③ 点検管理者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※点検管理者は、総括管理責任者、部署管理者、現場責任者及び監査を行う者と異なる者としてすること。

④ 個人情報等や機密情報の取扱いに関する点検及び監査体制の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

⑤ 業務委託員と守秘義務契約書を締結したことの報告（別紙5「守秘義務契約締結報告書」）

期 限：令和9年6月8日まで

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※別紙5「守秘義務契約締結報告書」は、別紙4「業務委託員名簿」（又は別紙4「業務委託員名簿（変更）」）及び業務委託員と締結した別紙6「守秘義務契約書」の写しと同時に提出すること。

※業務委託員の変更がある都度、提出すること。

（2）業務の履行に関する体制（下記の①～③の者は別紙4「業務委託員名簿」により提出し、上記（1）①～③の者についても記載すること。変更する場合は、別紙4「業

務委託員名簿（変更）」により提出すること。）

① 現場責任者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から1名以上指名すること。

② 現場責任者補助者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から1名以上指名すること。

③ 作業者の届出

期 限：令和9年6月8日まで

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

④ 労働者派遣契約を行う場合の申請（別紙7「労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を行う場合について」により提出）

期 限：労働者派遣契約履行日の30日前まで

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

（3）再委託に関する申請（別紙8「再委託承認申請書」により提出すること。）

期 限：再委託開始予定日の10日前まで

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※運用仕様書提出時に別紙8「再委託承認申請書」を提出している場合を除く。

（4）事故発生時の緊急対応体制の届出（別紙3「管理者等申請書」により提出し、変更する場合も、別紙3「管理者等申請書」により提出すること。）

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※事故発生時には事故対応責任者は直ちに事実関係の調査及び原因の究明を行う体制を整備し、機構に報告すること。併せて、再発防止策検討責任者は再発防止策の検討及び決定を行う体制を整備し、報告すること。

（5）業務の履行場所等に関する届出（別紙3「管理者等申請書」により提出し、変更する場合も、別紙3「管理者等申請書」により提出すること。）

① 業務の履行場所の申請

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

② 委託業務で扱う個人情報等の保管場所の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

10 委託条件等

（1）業務の履行場所に関する事項

① 受託事業者は、受託事業者が用意した入退室管理が可能である特定の事務室（以下

「特定の事務室」という。)で委託業務を行うこと。なお、入退室管理とは、電子錠、生体認証又はそれに準ずる設備により、関係者のみが知り得る(持ち得る)情報によって入退室が管理されているものとする。

- ② 受託事業者は、特定の事務室への入退室の状況を記録し、当該記録の検査を定期的に行うこと。
- ③ 受託事業者は、サーバ等の機器を設置する場所について入退室の権限を有するものを限定し、入退室記録の管理が可能な措置を講ずること。
- ④ 受託事業者は、特定の事務室内の整理整頓に心がけ、火気等には十分留意すること。
- ⑤ 受託事業者は、業務委託員の私物のスマートフォン等の撮影機器及び記録媒体を特定の事務室に持ち込むことを禁止すること。ただし、業務連絡用として部署管理者が認めたものを除く。その他の私物については必要最低限とするよう努めるものとする。
- ⑥ 受託事業者は、委託業務で使用する電子計算機において、盗難又は紛失等を防止するため、物理的な安全管理措置を講ずること。

(2) 個人情報等の取扱いに関する事項

- ① 受託事業者は、委託業務で取り扱う個人情報等について、受託事業者の役員、受託事業者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者等を含め、業務委託員以外の者に伝達又は漏えいを防止する措置を講ずること。また、目的外利用を行ってはならないこと。さらに、受付、搬送等の委託業務の実施に必要な場合を除き、特定の事務室以外の場所に持ち出してはならないこと。
- ② 受託事業者は、個人情報等の取扱状況にかかる規定等の遵守状況について、定期的に点検・監査を行うとともに、その記録を管理すること。
- ③ 受託事業者は、業務委託員に対し、履行開始日の前営業日までに又は履行開始日以後に初めて委託業務を行う業務委託員の業務開始前までに、日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令にかかる教育を実施すること。さらに、履行開始日以後においても定期的に教育を行い、個人情報等の取扱いを徹底すること。

受託事業者は、日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令で定められた守秘義務及び罰則規定、委託業務における遵守事項及び禁止行為、個人情報等の保護にかかる就業規則等に違反した場合の処分、情報漏えいとその影響、インシデントが発生した場合の手順、別紙9「通報窓口のご案内」により受託事業者に契約違反などがある場合の通報窓口の周知、その他必要な留意事項について研修を行うこと。

上記研修の終了日が履行開始より前の場合は、履行開始日の前営業日までに、上記研修の終了日が履行開始日以降の場合は、研修終了後10日以内に、別紙10「研修実施報告書」により、研修実施日を報告すること。

- ④ 受託事業者は、研修資料等、教育・研修・訓練の実施結果の提出を機構から求められた場合には、速やかに提出すること。なお、受託事業者が実施する研修において、上記③で示す研修項目を全て実施していないと機構が確認した場合、機構は、研修内容の改善及び研修の実施について、総括管理責任者等への指導又は受託事業者への指示を行うことができることとする。

(3) 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体(USBメモリ、外付けハード

ディスクドライブ、DVD-R等)、電子データの取扱い

- ① 受託事業者は、委託業務で取り扱う個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの受領、搬送等については、その途上における漏えい、紛失、毀損等が発生しないよう措置を講ずること。
- ② 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体及び外部電磁的記録媒体の保管又は電子データの保存にあたっては、機構に届出した場所に保管又は保存するとともに、個人情報等の記録がない紙媒体及び外部電磁的記録媒体と混在させないこと。また、管理にあたっては、使用状況等（作成日（受領日）、作成者（受領者）、識別番号、情報の内容、数量、種類、利用目的、複写複製の有無、保管場所（電子データの場合は、電子データを保存した電子計算機の保管場所）、移送日（廃棄日、抹消日）移送者（廃棄者、抹消者）移送等確認（点検）者等）が分かる別紙 1 1「個人情報等管理台帳」を履行場所ごとに作成するとともに、総括管理責任者及び部署管理者が、紛失・破棄等がないように最善の注意を払うこと。

機構から別紙 1 1「個人情報等管理台帳」の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

- ③ 受託事業者は、保管庫の施錠を厳重に管理するとともに、保管庫の鍵の貸出状況等（鍵によらない施錠の場合は施錠状況等）を記録し、定期的に当該記録の検査を行うこと。
- ④ 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体及び電子データの全部又は一部の複写複製（個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得を含む。）を行うことは、機構の指示があった場合を除き禁止することとし、複写複製の防止措置を講ずること。

ただし、委託業務の実施にあたり、複写複製を行うことが必要である場合については、あらかじめ機構の書面による承認を受けること。

- ⑤ 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体及び電子データの複写複製を行った場合、当該複写複製物等についても、上記②及び③に準じた取扱いを行うこと。
- ⑥ 受託事業者は、外部電磁的記録媒体の受渡し及び移送に際し、電子政府推奨暗号リストに掲載された暗号化方式等を利用し、パスワードの設定を行うこと。なお、具体的な暗号化及びパスワードの設定方法等については、機構から別途提示される方法によること。
- ⑦ 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ及びこれらの複写複製物等について、委託業務の実施にあたり不要となった場合は、当該個人情報等の復元又は判読等が不可能な方法により、抹消又は廃棄を行うこととし、その結果を機構に報告すること。

※電子データの抹消方式例：米国国家安全保障局（NSA）推奨方式、米国国防総省準拠方式、もとのデータに異なるランダムなデータを複数回上書きする方法等

- ⑧ 受託事業者は、機構から貸与された紙媒体又は外部電磁的記録媒体について履行終了時又は機構から指示があった場合、速やかに返却すること。
- ⑨ 受託事業者は、履行終了時には別紙 1 2「個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書」及び別紙 1 1「個人情報等管理台帳」を提出することとし、提出に当たっては、機構が提供した個人情報等を返却していること及び取り扱った個人情報等が抹消又は廃棄されていることが確認できる証跡を添付すること。

（４）業務処理要領等の書類等の貸与

- ① 受託事業者は、機構から貸与された業務処理要領等の書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- ② 受託事業者は、機構から貸与された業務処理要領等の書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、特定の事務室に保管するものとし、管理にあたっては、総括管理責任者及び部署管理者が、紛失・破棄等がないように最善の注意を払うこと。
- ③ 受託事業者は、機構から貸与された業務処理要領等の書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、履行終了時又は機構から指示があった場合については、速やかに返還すること。

（５）情報セキュリティ対策にかかる基本的要件

- ① 受託事業者は、機構から提供する個人情報等について、目的外利用を行ってはならないこと。
- ② 受託事業者は、仕様書等で定めた情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を定め、下記１３（１）で示す運用仕様書により機構に提出すること。
契約締結後、運用仕様書を変更する場合（上記９に関する申請等手続きは除く。）は、あらかじめ機構に申請（様式が定まっていない場合は任意。）を行い、機構の書面による承認を受けること。
- ③ 受託事業者は、情報セキュリティインシデントを含めた障害発生時、迅速に電子計算組織の稼働を回復するための措置又は委託業務を回復するための措置等を講ずること。また、重大な障害発生時においては、委託業務の履行を補完できる体制を構築すること。
- ④ 受託事業者は、仕様書等で定めた内容の履行状況について、別紙１３「受託業務自主点検結果報告書」又は受託事業者が独自に作成する点検様式（別紙１３「受託業務自主点検結果報告書」で示す点検項目の全てが網羅されているものに限る。）により毎月確認すること。点検結果については、当該点検月の翌月までに機構に報告すること。
- ⑤ 上記④の点検結果又は機構が実施する検査により、情報セキュリティ対策等の履行が不十分であることが判明した場合、機構は、総括管理責任者等に指導を行い、不十分な対策の改善及び改善の履行を指示することができることとする。

（６）業務品質の維持・向上

- ① 受託事業者は、委託業務の進捗状況等に関して、定期的に機構に報告すること。（定期報告の様式については、別紙１４「実施報告書」のとおり）
- ② 受託事業者は、委託業務の円滑な実施を目的として、業務品質の向上、ＳＬＡの達成状況等について、機構と定期的な打ち合わせ（以下「定例会議」という。）を行い進捗管理に努めること。
- ③ 定例会議では、受託事業者は業務の進捗（スケジュール調整）、履行体制、ＳＬＡ達成状況、品質管理、情報セキュリティ対策、懸念事項等に関することについて、機構に報告すること。資料構成、開催場所等は機構と事前に協議すること。ただし、許諾のない再委託を行っていないことが分かるもの（印刷ログのサンプルなど）、別紙１３「受託業務自主点検結果報告書」、別紙１３の付属「（参考）個人情報等保護セルフチェックシート」（業務委託員に対し、本資料により、個人情報等の保護に係る点検を徹底すること。）、上記（１）②の入退室状況が記録されたもの、下記（９）③

のウイルススキャンを毎営業日実施したことが分かるもの、下記（９）④のセキュリティパッチを月１回以上適用したことが分かるもの及び別紙１１「個人情報等管理台帳」については、定例会議の資料として機構に提出すること。なお、開催時期は、以下記載のとおり。

・履行開始日の１０日前までに実施すること。また、履行開始後は、原則、毎月１回実施すること。開催日程については、契約締結後、速やかに機構と協議すること。

- ④ 受託事業者は、上記定例会議の終了後３営業日以内に、別紙１５「定例会議議事録」を作成し、機構に提出すること。
- ⑤ 受託事業者は、業務委託員に対し、履行開始日の前日まで及び随時に業務を実施するために必要な知識を習得するための研修を行い、業務品質の維持・向上に努めること。

（７）立入検査等の実施

- ① 機構は、運用仕様書に記載された内容（業務の履行体制、業務の履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制）が確保されているか、業務が履行できるか等の観点から、履行開始日の４営業日前までに、特定の事務室及び本案件に関係する事務所等（以下「特定の事務室等」という。）に立入検査を実施できるものとする。

立入検査の結果、履行開始に際し改善を要すると判断した場合、又は、上記９（１）

- ⑤で示す「守秘義務契約書」の写し及び上記９（２）で示す「業務委託員名簿」（以下「業務委託員名簿等」という。）が履行開始日の４営業日前までに機構に提出されない場合は、履行開始日の前日までに改善すること及び改善結果の報告について、受託事業者に指示を行うことができることとする。

受託事業者は、改善が確認されるまで、又は、業務委託員名簿等が提出されるまでは、業務を履行開始することができない。

なお、受託事業者の責めにより履行期間が短縮された場合は、そのことを理由に履行終了日及び納品日の見直し等についての申し立てはできないものとする。また、機構は、受託事業者が履行開始日までに改善できなかった場合及び改善の見込みがないと認められた場合は、契約書に基づき、契約解除を行うことがある。

- ② 機構は、個人情報等の管理状況の確認、法令の遵守状況の確認、委託業務の進捗状況等の確認、その他随時に特定の事務室等（再委託先を含む）に立入検査を実施できるものとし（無予告の検査を実施する場合がある）、検査結果をもとに総括管理責任者等への指導、研修の実施、状況の改善及び改善結果の報告について、受託事業者に指示することができることとする。
- ③ 受託事業者は、履行開始日から１０日以内に別紙１６「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を、機構に提出すること。
また、履行開始日から１年を経過するごとに、その当該日から１０日以内に別紙１６「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を機構に提出すること。
- ④ 機構は、複写複製物等、その他委託業務の実施に当たり作成、汚損、毀損した個人情報等について、抹消又は廃棄の実施状況に関し、履行終了日から契約終了日までの間に、特定の事務室等に立入検査を実施できるものとする。

（８）電子計算組織にかかるアクセス制限

- ① 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、個人情報等にアクセスできる業務委託員を必要最小限に特定し、当該者についてのみアクセ

ス権限を付与すること。

- ② 受託事業者は、アクセス権限を付与した業務委託員に、個人を識別できるIDを付与した上で、ID及びアクセス権限の付与・停止・抹消の履歴を記録、保存すること。

上記IDを付与する日の前営業日までに、別紙4「業務委託員名簿」により、機構にID付与対象者を報告すること。

- ③ 受託事業者は、上記②のIDに紐づくパスワードを、12文字以上で、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種以上を組み合わせた設定とすること。

上記の設定ができない場合は、上記②のIDに紐づくパスワードを90日経過するごとに変更すること。

- ④ 受託事業者は、可能な限り、ID及びアクセス権限の付与等、システムの設定変更が可能な権限（管理者権限等）を有する者には、多要素主体認証を採用すること。

※ 多要素主体認証とは、認証の3要素である「知識情報」、「所有情報」及び「生体情報」のうち、2つ以上を組み合わせ、単一要素による主体認証よりも強固な主体認証を行う方式をいう。

（9）電子計算組織にかかる不正アクセスの防止対策

- ① 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織について、インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断すること。

インターネットから論理的に遮断する場合は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、インターネットへの通信が行われなくするために、各電子計算機又は通信経路上にある電子計算機においてインターネット通信が完全に遮断される設定を行うこと。

- ② 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において通信ネットワークを構築する場合は、閉域网又は専用線を使用すること。この通信経路は、インターネットに接続してはならない。

- ③ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のそれぞれにウイルス対策ソフトを導入し、その機能を常に有効にすること。また、毎営業日、ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用するとともに、ウイルススキャンを実施すること。

- ④ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のセキュリティパッチを月1回以上定期的に適用すること。ただし、著しい脆弱性が発見された等緊急措置が必要な場合には、速やかにセキュリティパッチを適用すること。

- ⑤ 受託事業者は、上記③で示すウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジン、並びに上記④で示すセキュリティパッチ（以下「パターンファイル等」という。）を適用する際には、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織以外の環境において、当該パターンファイル等を取得し、外部電磁的記録媒体を用いて委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織に取り込むこと。

- ⑥ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、サポート契約が終了しているソフトウェアを使用しないこと。

- ⑦ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機において、動作可能なウイルス対策ソフトが存在しない場合あるいはウイルス対策ソフト及びセキュリティパッチの適用によって動作保証が得られなくなる又は動作に不具合が生じ得る場合は、機構と協議の上、上記③④各々の代替措置を講ずることとし、適用することができなかった理由等を管理し、適用可能となった時点で適用すること。

- ⑧ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織のアクセス履歴、動作履歴及びその他必要な情報を取得するとともに、取得した情報の点検又は分析を定期的に行うこと。また、不正アクセスを検知するため、取得した情報を用いて当該組織の監視を行うこと。なお、取得した情報は、契約終了日から１年間保存し、機構より求めがあった場合は、当該情報を提出すること。
- ⑨ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機において、記録機能を有する機器への不正アクセスを防止するため、外部電磁的記録媒体の技術的又は物理的な接続制限等の措置を講ずること。物理的な接続制限措置のみを講じており、かつ接続制限措置を解除する場合は、権限者の承認を必須として、日時、目的、接続制限措置解除の承認者、接続制限措置を解除した者及び外部電磁的記録媒体を接続した操作者について記録すること。
- ⑩ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機において、業務上、外部電磁的記録媒体の接続が必要な場合は、機構の委託業務のみで使用する外部電磁的記録媒体を用いることとし、その取扱者を限定するとともに、接続する前に外部電磁的記録媒体のウイルススキャンを実施すること。

(10) 委託条件等の準備期限

受託事業者は、令和９年６月８日までに、運用仕様書に記載の委託条件等（履行体制、履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制）を満たすための措置を講じること。ただし、業務開始後に措置すべき内容は除く。

なお、上記で講じる措置について、契約締結後に、委託条件等の準備計画書（様式任意）及び準備状況に関する進捗報告書（任意様式）の作成並びに機構への提出を求める場合がある。

その場合は、準備計画書及び準備状況進捗報告書の資料構成や記載すべき内容、提出スケジュール等について、機構と事前に協議すること。

1.1 業務研修

業務委託に際し、機構が実施する業務研修はない。

1.2 成果物の納品方法及び検査

成果物の納品方法及び検査については、仕様書等のとおりとする。

1.3 その他

(1) 仕様書等の明確化等

- ① 入札参加希望者は、履行体制、履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制について、運用仕様書を作成の上、明確にすること。
- ② 運用仕様書は、別紙１７－１「運用仕様書作成手順」を基に作成すること。
- ③ 入札参加希望者は、運用仕様書を入札説明書で示す提出期限までに、上記「７所管部署（連絡先）」に提出すること。
- ④ 受託事業者が提出した運用仕様書は契約書の一部とする。
- ⑤ 業務の処理方法等、別途委託要領に定めがある場合は委託要領によることとする。
- ⑥ 仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時、又は仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、機構と受託事業者は協議の上、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交わす

こととする。

- ⑦ 上記⑥の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託事業者が協議の上決定することとする。
- ⑧ 契約締結後、機構は、日本年金機構個人情報保護管理方針（プライバシーポリシー）、日本年金機構情報セキュリティポリシー等の改定により、契約書及び仕様書並びに委託要領に定める情報セキュリティ対策の要求水準を変更させる場合がある。この場合、受託事業者は、機構から求めがあった場合には、情報セキュリティ対策を変更した場合の影響調査を行い、その対処方法を検討することとし、影響調査の結果を書面にて速やかに機構に提出すること。
- ⑨ 機構は、上記⑧の影響調査の結果を踏まえ、受託事業者の対処方法及びその履行について、受託事業者と協議することができる。

（２）技術試験品の提出

- ① 入札参加希望者は、別紙１８「技術試験参加申込書（印刷専用社会保険フォント・技術テスト用データ貸出票）」に別紙１９「委託業務において使用する「印刷専用社会保険フォント」の取扱いに関する覚書」を添付して、上記７「所管部署」へ郵送により技術試験の参加申込みを行うこと。テスト用データの貸与は令和８年１０月１４日から令和８年１１月４日までの間で原則郵送により行う。
- ② 入札参加希望者は、テスト用データの受領後、技術試験品を作成し、令和８年１１月１１日までに上記７「所管部署」に郵送にて提出すること。
※複数の印刷機や１台の印刷機で複数の印刷プログラムの設定を行う等、印刷環境が異なる場合は、それぞれの環境毎に技術試験品を提出すること。
- ③ テスト用データを返却する際は、別紙２０「印刷専用社会保険フォント・技術テスト用データ返却票」を添えて、技術試験品の提出と同時に返却すること。機構は技術試験品が委託要領「１． 催告文書の仕様」にて示した仕様に合致しているかの確認（印字内容・印字位置）を行う。

（３）情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類の提出

受託事業者が委託業務開始前に機構に提出した情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJIS Q 27001の登録証の写し）において、契約期間中にその認証期間が切れる場合、受託事業者は、その認証期間を更新すること。

受託事業者は、認証終了日から１か月以内に、情報セキュリティに関する第三者評価の認証期間が更新されたことが証明できる書類の写しを機構に提出すること。なお、提出された第三者評価の認証期間が更新されたことが証明できる書類の写しは、受託事業者が機構と締結している全ての委託契約に共通して効力を有するものとし、契約毎の個別提出は要しない。

（４）実績及び評価結果の公表

機構は、契約期間終了後、当該業務の実績及び評価結果（受託事業者名、契約実績額等を含む。）を機構のホームページにより公表することがある。

業務概要図（事務処理フロー）

調達案件：催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月末納者）（令和 9 年度実施分）



受託事業者を求めるサービス水準について

(SLA：サービスレベルアグリーメント)

1 業務委託の範囲（役割と責任の分担）

委託業務の範囲には、仕様書、業務委託契約書及び業務委託契約書に付属する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）のとおりとし、以下の表の「受託事業者」欄に○が付してある作業とする。

※ 作業の詳細は仕様書等を参照のこと。

作業区分	作業内容	日本年金機構	受託事業者
電子媒体の貸与	電子媒体の引き渡し	○	
	電子媒体の受領		○
	電子媒体の返却		○
印刷原稿の作成	印刷原稿の作成		○
	印刷原稿の校正	○	
催告文書の印字処理の仕様	データの印字		○
	カスタマバーコード印字の確認		○
	外字データ印字の確認		○
	QR コード印字の確認		○
	印字データの検証		○
	検証チェックシートの点検	○	
催告文書の作成、印字	本番検証品の提出		○
	検証チェックシートの提出		○
	本番検証品の検証	○	
	印刷開始指示	○	
	催告文書の作成		○
DVDの作成	郵便物作成結果情報ファイルデータ（DVD）の作成		○
圧着処理	催告文書の圧着作業		○
引抜き対応	引抜対象者一覧の引渡し	○	
	引抜対象者一覧の受領		○
	引抜き作業		○
	引抜き催告文書の納品		○
	引抜き催告文書の受領	○	

納品準備	催告文書の区分・結束作業		○
	発送件数の確認		○
納品	差出票の受領		○
	郵便局への差出		○
	差出数報告・差出票（写）の提出		○
	郵便物作成結果情報ファイルデータ（DVD）の提出		○

2 業務委託の範囲（役割と責任の分担）

サービスレベル評価項目と受託事業者が達成すべきサービス水準は以下のとおりとする。

サービス水準評価項目	サービス水準
業務履行体制の整備	仕様書等のとおり
個人情報保護に関する体制の整備	仕様書等のとおり
成果物の品質	仕様書等のとおり ※ 成果物は印字ミス等なく、100%の履行で納品すること。
履行期限	仕様書等のとおり ※ 納期遅延は0%とすること。

3 サービス水準未達成時の対応

サービス水準未達成時に受託事業者が果たすべき対応は以下のとおりとする。なお、受託事業者より提供される業務の品質がサービス水準に達しない場合で、かつ、その改善が見込めない場合には、日本年金機構は本契約を解除することができる。

サービス水準評価項目	対応
業務履行体制の整備	業務進捗状況に応じて、受託事業者において随時体制の見直しを行うとともに、体制を変更する場合には、仕様書等に定める体制に関する届出等を日本年金機構へ行うこと。
個人情報保護に関する体制の整備	日本年金機構からの改善指示に基づき改善を行うとともに、改善結果を書面により日本年金機構へ報告すること。
成果物の品質	成果物に瑕疵が判明した場合には、直ちに影響、範囲及び原因の調査を行い、日本年金機構と事後対策等の協議を行うこと。また、受託事業者の不完全な処理が瑕疵の原因と認められる場合には、日本年金機構の指示に基づき、完全な履行となるよう追完を行うとともに、再発防止策等を書面により日本年金機構へ報告すること。
履行期限	履行期限に納品できる様、その原因の調査を行い、必要に応じて体制等の見直しを行い、履行期限を厳守すること。

	なお、体制等を変更する場合には、仕様書等に定める届出等を日本年金機構へ行うこと。また、原因及び改善の結果について書面により日本年金機構へ提出すること。
--	---

4 運営ルール

業務品質の向上及びサービス水準達成のため、受託事業者は、仕様書等に定める以下の作業報告を日本年金機構に行うこと。

報告物名称	報告期限等	報告の様式等
カスタマバーコードの読取の報告	本番検証品提出時	任意様式
外字データに関する報告	本番検証品提出時	任意様式
個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書	履行終了時	仕様書別紙 1 2
実施報告書	納品日から 3 営業日以内	仕様書別紙 1 4
受託業務 自主点検結果報告書	日本年金機構が別途指定する日	仕様書別紙 1 3
法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書	履行開始から 10 日以内	仕様書別紙 1 6

※ 休祝日の場合は、特に指定がない限りその次の営業日とする。

日本年金機構と受託事業者は、委託業務の円滑な実施を目的として、以下の打合せを行うものとする。

名称	開催日時	打合せの目的等
業務開始前時打ち合わせ	委託業務開始までに日本年金機構が別途指定する日	スケジュールの連絡等 S L A の確認
定期打ち合わせ	日本年金機構が別途指定する日	S L A の達成状況等 自主点検結果報告書の提出
業務終了時打ち合わせ	委託業務終了までに、日本年金機構が別途指定する日	業務結果報告等

※ 打ち合わせ会議等の議事録は受託事業者が作成し、打合せ終了後 3 営業日以内に日本年金機構に提出すること。

管理者等申請書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

印

1. 個人情報等保護に関する管理体制

	役職名	氏 名	連絡先	特定個人情報取扱者の場合は✓
総括管理責任者				
部署管理者				
点検管理者				

2. 業務の履行に関する管理体制

	役職名	氏 名	連絡先	特定個人情報取扱者の場合は✓
現場責任者				
現場責任者補助者				
作業者の人数	名	うち特定個人情報取扱者数	名	

※運送業務、文書廃棄業務、文書保管業務（特定個人情報を保管する場合を除く）については、作業者の人数、特定個人情報取扱者数欄は「―」を記載。

※作業者の人数には管理者（総括管理責任者、部署管理者、点検管理者、現場責任者及び現場責任者補助者）を含めないこと。

3. 事故発生時の緊急対応体制等

事由	1. 設置 2. 変更	変更事由	
	役職名	氏 名	連絡先
事故対応責任者			
事故対応責任者補助者			
再発防止策検討責任者			
再発防止策検討責任者補助者			

4. 業務の履行場所

事由	1. 新規 2. 変更	変更の場合	変更の事由： 1. 移転 2. 増改築 3. その他（ ）						
履行場所		所在地	業務内容	延床面積	入退出管理設備 ※該当する設備に○印で囲む		サーバ等機器の 設置場所の有無	保管庫の有無	
				m ²	電子錠 ・ 生体認証 その他（ ）				
				m ²	電子錠 ・ 生体認証 その他（ ）				
				m ²	電子錠 ・ 生体認証 その他（ ）				

○サーバ等機器の設置場所

履行場所	入退出管理設備※該当する設備に○印で囲む
	電子錠 ・ 生体認証 ・ その他（ ）
	電子錠 ・ 生体認証 ・ その他（ ）

※上記の業務の履行場所のうち「サーバ等機器の設置場所の有無」欄に「有」とした履行場所について記入

5. 委託業務で取り扱う個人情報等の保管場所

履行場所	延床面積	施錠責任者	火災等に対する設備
	m ²		
	m ²		
	m ²		

※上記4の業務の履行場所のうち「保管庫の有無」欄に「有」とした履行場所について記入

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

提出日： 令和 年 月 日

所在地
法人名又は商号
氏名

印

業務委託員名簿

日本年金機構の「催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報を下記のとおり通知します。

（契約書第11条第4項関係）

業務委託員数

項番	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	履行場所	管理者	雇用形態の別 (直接雇用・派遣)	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	I D 払出者	貸与端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

- 注】業務委託員名簿は、令和 9 年 6 月 8 日までに提出すること。
- 注】業務委託員名簿が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。
- 注】業務委託員の個人情報等の提出にあたり、あらかじめ本人の同意を得ること（派遣労働者を含む）。
- 注】業務委託員名簿の提出後、ア 業務委託員を新たに従事させる場合、イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合、ウ 従事している業務委託員に関する①から⑫の事項を変更する場合には、変更を行う前営業日までに「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。
- ・「管理番号」欄は、業務委託員を新たに従事させる都度、業務委託員固有の管理番号を払い出した上で、通し番号とすること。
 - ・「③履行場所」欄は、業務委託員が主に業務に従事する場所を記載すること。
 - ・「④管理者」欄は、業務委託員が「総括管理責任者、部署管理者、点検管理者」、「現場責任者、現場責任者補助者」のいずれかに該当する場合、記載すること。
※ 総括管理責任者については、1 名指定し、部署管理者については、履行場所ごとに 1 名指定すること。
※ 現場責任者及び現場責任者補助者については、履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から 1 名以上指名すること。
 - ・「⑧特定個人情報取扱者」欄は、特定個人情報を取り扱う場合、「○」を記載すること。特定個人情報取扱者については、委託業務を行う上で、必要最小限の範囲で指定すること。
 - ・「⑨ I D 払出者」欄は、受託事業者が用意した電子計算機のアクセス時に必要な I D を払い出した者に、「○」を記載すること。
 - ・「⑩端末使用者」欄は、日本年金機構より貸与した業務端末（WM）又は共通事務端末を使用する者に、「○」を記載すること。
 - ・「⑪共有フォルダ使用者」欄は、日本年金機構が貸与した端末により共有フォルダを使用する者に、「○」を記載すること。

O/O

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

提出日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地 東京都杉並区高井戸西〇―〇―〇
法人名又は商号 〇〇印刷株式会社
氏名 高井戸太郎

印

業務委託員名簿

日本年金機構の「催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報を下記のとおり通知します。

（契約書第11条第4項関係）

業務委託員数
10

項番	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	履行場所	管理者	雇用形態の別 (直接雇用・派遣)	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	I D 払出者	貸与端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
1	年金太郎	ねんきんたろう	A センター	総括管理責任者	直接雇用							
2	年金花子	ねんきんはなこ	A センター	部署管理者	直接雇用							
3	機構一夫	きこうかずお	A センター	現場責任者	直接雇用							
4	機構元	きこうはじめ	A センター	現場責任者補助者	直接雇用							
5	機構和子	きこうかずこ	B 工場	部署管理者	直接雇用							
6	機構知恵	きこうともえ	B 工場	点検管理者	直接雇用							
7	年金一郎	ねんきんいちろう	B 工場	現場責任者	直接雇用				○			
8	年金二郎	ねんきんじろう	B 工場	現場責任者補助者	直接雇用				○			
9	年金三郎	ねんきんさぶろう	B 工場		派遣	× × × 人材派遣株式会社	般00-#777*7		○			
10	年金四郎	ねんきんしろう	B 工場		直接雇用							

- 注】業務委託員名簿は、令和 9 年 6 月 8 日までに提出すること。
- 注】業務委託員名簿が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。
- 注】業務委託員の個人情報等の提出にあたり、あらかじめ本人の同意を得ること（派遣労働者を含む）。
- 注】業務委託員名簿の提出後、ア 業務委託員を新たに従事させる場合、イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合、ウ 従事している業務委託員に関する①から⑫の事項を変更する場合には、変更を行う前営業日までに「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。
- ・「管理番号」欄は、業務委託員を新たに従事させる都度、業務委託員固有の管理番号を払い出した上で、通し番号とすること。
 - ・「③履行場所」欄は、業務委託員が主に業務に従事する場所を記載すること。
 - ・「④管理者」欄は、業務委託員が「総括管理責任者、部署管理者、点検管理者」、「現場責任者、現場責任者補助者」のいずれかに該当する場合、記載すること。
 - ※ 総括管理責任者については、1 名指定し、部署管理者については、履行場所ごとに 1 名指定すること。
 - ※ 現場責任者及び現場責任者補助者については、履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から 1 名以上指名すること。
 - ・「⑧特定個人情報取扱者」欄は、特定個人情報を取り扱う場合、「○」を記載すること。特定個人情報取扱者については、委託業務を行う上で、必要最小限の範囲で指定すること。
 - ・「⑨ I D 払出者」欄は、受託事業者が用意した電子計算機のアクセス時に必要な I D を払い出した者に、「○」を記載すること。
 - ・「⑩端末使用者」欄は、日本年金機構より貸与した業務端末（WM）又は共通事務端末を使用する者に、「○」を記載すること。
 - ・「⑪共有フォルダ使用者」欄は、日本年金機構が貸与した端末により共有フォルダを使用する者に、「○」を記載すること。

〇/〇

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

提出日： 令和 年 月 日

所在地
法人名又は商号
氏名

印

業務委託員名簿（変更）

日本年金機構の「催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報として、業務委託員名簿から変更した情報を下記のとおり通知します。

（契約書第11条第4項関係）

i	ii	iii	iv	v
前回までに払い出した最終管理番号	前回までに業務を終了させた業務委託員の総人数	今回、新たに業務に従事させる業務委託員の人数	今回、業務を終了させる業務委託員の人数	変更後の業務委託員数 （＝ i － ii ＋ iii － iv）

項番	①	②				③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	業務従事日	業務終了日	変更する項番	履行場所	管理者	雇用形態の別 （直接雇用・派遣）	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	I D 払出者	貸与端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

注】業務委託員名簿（変更）は、変更する日の前営業日までに提出すること。ただし、履行開始前においては、履行開始前検査以前であれば履行開始前検査の前営業日までに、履行開始前検査後かつ履行開始前であれば変更する日の前営業日までに提出すること。なお、業務委託員名簿（変更）については、総括管理責任者の記名押印による提出を可とする。

ア 業務委託員を新たに従事させる場合は、「管理番号」欄に、前回までに払い出した最終管理番号の次の番号を記載した上で、「業務従事日」欄に、研修受講後の業務に従事させる予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。

イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合は、「管理番号」欄に、業務委託員に付与している管理番号を記載した上で、「業務終了日」欄に、業務の従事を終える予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。

ウ 従事している業務委託員に関する項番①から⑫の内容を変更する場合は、「変更する項番」欄に、変更を行う項番①から⑫の全てを記載した上で、変更後の項番①から⑫の内容を記載すること。

注】業務委託員名簿（変更）が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。

注】項番①から⑫の各欄は、「業務委託員名簿」の注釈を参考として、記載すること。

※ 上記ウの場合において、「①氏名」及び「②ふりがな」欄を変更する場合は、業務委託員の氏名・ふりがなの変更に「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

O/O

提出日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所在地 東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇
 法人名又は商号 〇〇印刷株式会社
 氏 名 年金太郎

印

業務委託員名簿（変更）

日本年金機構の「催告文書の作成及び発送準備業務（新規1か月未納者）（令和9年度実施分）」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要の情報として、業務委託員名簿から変更した情報を下記のとおり通知します。

(契約書第11条第4項関係)

i	ii	iii	iv	v
前回までに払い出した最終管理番号	前回までに業務を終了させた業務委託員の総人数	今回、新たに業務に従事させる業務委託員の人数	今回、業務を終了させる業務委託員の人数	変更後の業務委託員数 (= i - ii + iii - iv)
10	0	2	1	11

[illegible]

注)業務委託員名簿(変更)は、変更する日の前営業日までに提出すること。ただし、履行開始前においては、履行開始前検査以前であれば履行開始前検査の前営業日までに、履行開始前検査後かつ履行開始前であれば変更する日の前営業日までに提出すること。なお、業務委託員名簿(変更)については、総括管理責任者の記名押印による提出を可とする。

ア 業務委託員を新たに従事させる場合は、「管理番号」欄に、前回までに払い出した最終管理番号の次の番号を記載した上で、「業務従事日」欄に、研修受講後の業務に従事させる予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。

イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合は、「管理番号」欄に、業務委託員に付与している管理番号を記載した上で、「業務終了日」欄に、業務の従事を終える予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。

ウ 従事している業務委託員に関する項番①から⑫の内容を変更する場合は、「変更する項番」欄に、変更を行う項番①から⑫の全てを記載した上で、変更後の項番①から⑫の内容を記載すること。

【注】業務委託員名簿（変更）が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。

注) 項番①から⑫の各欄は、「業務委託員名簿」の注釈を参考として、記載すること。

※ 上記ウの場合において、「①氏名」及び「②ふりがな」欄を変更する場合は、業務委託員の氏名・ふりがなの変更後に「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

O/O

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所 在 地
法人名又は商号
氏 名 印

守秘義務契約締結報告書

私は日本年金機構の委託業務（「催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）」（以下「本業務」という。））に従事している業務委託員と日本年金機構が指定する守秘義務契約書を締結したことをご報告いたします。

なお、業務委託員名簿に記載した従業員と締結した守秘義務契約書の写しを全て添付しています。

記

- 1 貴社に在職中、本業務を通じて知り得た一切の情報（以下「秘密情報」とする。）について、第三者（貴社の役員、貴社の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の貴社に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者等を含む業務委託員以外の者。以下同じ）に開示、漏えい、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。
- 2 貴社を退職した後においても、前項の秘密情報を第三者に開示、漏洩し、又は自ら不正に使用しないこと。
- 3 上記各誓約事項に違反して貴社に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。
- 4 本業務の実施にあたり、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報関係諸法令を順守すること。

以上

（参考）日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）より抜粋

- ・ 守秘義務について（第 31 条第 2 項）：受託者等（委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者）又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・ 罰則規定について（第 31 条第 3 項）：受託者等にも、機構役職員に対する刑法その他の罰則の適用を準用する。
- ・ 罰則（第 57 条）：秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

管理番号：

※本様式により、業務委託員と守秘義務契約を締結すること。
※管理番号欄には、業務委託員名簿の管理番号を記載すること。

令和 年 月 日

受託会社名 御中

住所：_____
氏名：_____
生年月日：_____印

守秘義務契約書

私は日本年金機構の委託業務（「催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）」（以下「本業務」という。））に従事するにあたり、下記の秘密保持に関する事項を遵守することを誓約いたします。また、私は貴社が本契約書の写しを日本年金機構に提出することに同意します。

記

1. 貴社に在職中、本業務を通じて知り得た一切の情報（以下「秘密情報」とする。）について、第三者（貴社の役員、貴社の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の貴社に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者等を含む業務委託員以外の者。以下同じ）に開示、漏えい、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。
2. 貴社を退職した後においても、前項の秘密情報を第三者に開示、漏洩し、又は自ら不正に使用しないこと。
3. 上記各誓約事項に違反して貴社に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。
4. 本業務の実施にあたり、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報関係諸法令を順守すること。

以上

（参考）日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）要旨

- ・ 守秘義務について（第 31 条第 2 項）：受託者等（委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者）又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・ 罰則規定について（第 31 条第 3 項）：受託者等にも、機構役職員に対する刑法その他の罰則の適用を準用する。
- ・ 罰則（第 57 条）：秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

印

労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を行う場合について

「催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）」業務を履行するにあたり、下記のとおり労働者派遣事業者と労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）に基づく労働者派遣契約を行うこととしたく、貴機構の承認を求めます。

労働者派遣事業者名			
本社所在地	〒		
設立年月日		資本金	
代表者			
実際に労働者派遣を実施する営業所			
労働者派遣事業許可番号	派〇〇 - 〇〇〇〇〇〇		
厚生年金事業所整理記号・番号 及び管轄年金事務所	厚生年金事業所整理記号・番号	管轄年金事務所	
	〇〇 - ▲▲▲ 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇 年金事務所	
労働者派遣を行う期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間		
労働者派遣契約を行う理由			

- ※ 1 本承認申請書提出の際には、①労働者派遣契約書の写し、②労働者派遣事業許可証の写しを添付すること。
- ※ 2 厚生年金事業所整理記号・番号及び管轄年金事務所は、本契約にかかる派遣労働者が資格取得する事業所を記載すること。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

㊞

再 委 託 承 認 申 請 書

下記の業務のうち主体的部分を除く一部について下記に記載のとおり第三者に請け負わせることを承認願います。

なお、第三者に請け負わせることに伴い、以下の事項について誓約いたします。

- ・ 下記の業務を含む一切の業務責任は、弊社にあること
- ・ 第三者に請け負わせる業務を異なる第三者に更に請け負わせないこと
- ・ 再委託先に対しては、本契約にて弊社に課されている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）を遵守させること及びその遵守状況を定期報告させること
- ・ 日本年金機構が必要に応じ再委託先に対して調査等を実施する場合は、これに応じさせること

記

（対象案件名） 催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）
（令和 9 年度実施分）

（委 託 部 分） _____

（再委託先事業者名/所在地/連絡先） _____

（再委託する理由） _____

（再委託先事業者からの報告徴収方法） _____

※ 1 上記内容を記載する他、再委託先の履行能力について、機構が要求する内容（「運用仕様書作成手順」のⅢの 1（1）から（4）、3 及びⅣ）と同等以上となっていることがわかる書類を提出すること。

※ 2 運送業務を再委託する場合、上記※ 1 に記載する書類は不要とし、当該業務に係る再委託先の運送約款を提出すること。また、再委託先事業者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 3 条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

※ 3 同一の委託部分（運送業務等）を複数の第三者に再委託する場合は、再委託先別の役割分担がわかるように上記（委託部分）欄に記載すること。

例：（委託部分） 運送業務（東京都のみ・〇〇工場から郵便局）

通報窓口のご案内

趣旨

日本年金機構では、契約の適正な履行の確保を目的として、受託事業者に契約違反などがある場合に、受託事業者の社員等からの通報を受け付けることが出来るよう、通報窓口を設置しています。

通報対象

受付の対象となる情報は、「日本年金機構が委託している業務に関する通報」です。
不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合があります。通報窓口までご連絡ください。

(注1)「虚偽」「誹謗中傷」「その他の不正な通報」は、固くお断りいたします。

(注2) この窓口では、年金の事務手続きや受給に関するお問い合わせ・ご相談はお受けしていません。また、回答もしていません。「年金に関するお問い合わせ・ご相談」は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へご連絡ください。

通報窓口

日本年金機構へのご意見・ご要望

(注)本通報窓口は、保険料の徴収や年金事務所の窓口における対応など、日本年金機構や年金事務所における「年金に関する業務やサービスの改善・効率化など」につながるようなご意見・ご要望等をお聞かせいただく窓口ですが、受託事業者に契約違反などがある場合の通報窓口も兼ねております。

受付方法

日本年金機構ホームページまたは郵送により、通報を受け付けています。

1.ホームページの場合	日本年金機構ホームページの「日本年金機構へのご意見・ご要望」の投稿フォームにより受け付けています。 https://www2.nenkin.go.jp/do/mail/
2.郵送の場合	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 「日本年金機構へのご意見・ご要望の手紙」宛て にお送りください。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所 在 地
法人名又は商号
氏 名

印

研修実施報告書

「催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）」業務に従事する業務委託員に対して、個人情報等保護等及び情報セキュリティに関する研修を実施したことを報告します。

① 研修実施時期及び期間

（※いずれかの□に✓してください。また、研修を実施した期間を記載してください。）

- ☐ 履行開始前に実施
☐ 履行開始後に実施

研修実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで

注：「研修実施報告書」提出期限

ア 初回の研修は、履行開始日の前営業日までに実施し、履行開始日の前営業日までに報告書を提出すること。ただし、履行開始日以降に初めて業務を行う業務委託員に対して、初回の研修を実施した場合は、研修実施日から 10 日以内に報告書を提出すること。

イ 2 回目以降の研修は、定期的に実施し、研修実施日の 10 日以内に報告書を提出すること。

※ 研修を実施した期間が複数日であった場合は、研修を実施した初日から 10 日以内に報告書を提出すること。

② 研修実施者

（※研修を実施した人数を記載し、研修を行った業務委託員の氏名と業務委託員名簿に記載した管理番号がわかる資料を添付してください。）

研修実施人数 名

③ 研修実施内容

（※実施した内容の□の全てに✓してください。）

- ☐ 日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令で定められた守秘義務及び罰則規定
☐ 委託業務における遵守事項及び禁止行為
☐ 個人情報等の保護にかかる就業規則等に違反した場合の処分
☐ 情報漏えいとその影響
☐ インシデントが発生した場合の手順
☐ 機構に設置されている「通報窓口のご案内」の周知

※上記以外の内容を研修した場合は、下記にその研修内容を記載してください。

☐ その他（ ）

個人情報等管理台帳

履行場所：_____

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・抹消の区分	移送（廃棄・抹消）日	移送（廃棄・抹消）者	移送等確認（点検）者

注】「情報の内容」欄は、履行場所において個人情報等を作成（データの加工や照会・利用含む。）、受領又は複写複製したものを記載すること。ただし、電子データの場合は、自拠点の電子計算機（例：サーバ装置、ＰＣ等）に保存されていないものであっても、自拠点で管理するものを記載すること。

注】「数量」欄は、助数詞を用いて数量を記載すること。

注】「種類」欄は、紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの区分を記載すること。また、外部電磁的記録媒体については、更に、ＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＤＶＤ－Ｒ等の名称を具体的に記載すること。

注】「保管場所」欄は、電子データの場合は、その電子データが保存される電子計算機の設置場所（自拠点又は他拠点）を記載すること。

注】「移送等確認（点検）者」欄は、「移送（廃棄・抹消）者」欄に記載した者と異なる者を記載すること。

※複写複製には、個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得などが含まれる。

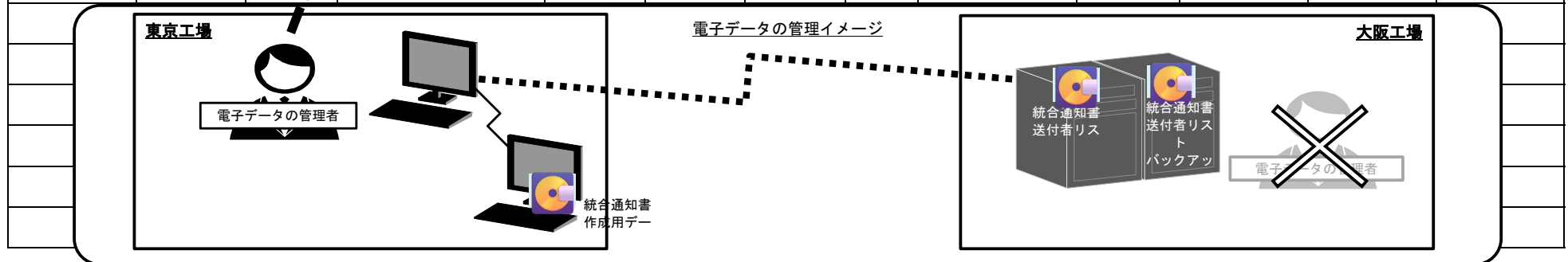
※個人情報等管理台帳は、「管理者等申請書」で届出された履行場所ごとに作成すること。

個人情報等管理台帳

<記載例A>

履行場所：東京工場

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・抹消の区分	移送（廃棄・抹消）日	移送（廃棄・抹消）者	移送等確認（点検）者
2018年8月2日	〇〇 〇〇	1	統合通知書送付者リスト	1枚	DVD	データ印字	有・無	東京工場耐火金庫	移送・廃棄・抹消	2018年8月3日	〇〇 〇〇	◆◆ ◆◆
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト	100,000件	電子データ	データ印字	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト バックアップデータ	100,000件	電子データ	バックアップ	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書作成用データ	100,000件	電子データ	データ印字	有・無	東京工場納品物作成用PC	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	〇〇 〇〇	◆◆ ◆◆
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書	100,000件	紙媒体	印刷、納品	有・無	東京工場保管庫	移送・廃棄・抹消	2018年8月6日	□□ □□	◆◆ ◆◆



注】「情報の内容」欄は、履行場所において個人情報等を作成（データの加工や照会・利用含む。）、受領又は複写複製したものを記載すること。ただし、電子データの場合は、自拠点の電子計算機（例：サーバ装置、PC等）に保存されていないものであっても、自拠点で管理するものを記載すること。

注】「数量」欄は、助数詞を用いて数量を記載すること。

注】「種類」欄は、紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの区分を記載すること。また、外部電磁的記録媒体については、更に、USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R等の名称を具体的に記載すること。

注】「保管場所」欄は、電子データの場合は、その電子データが保存される電子計算機の設置場所（自拠点又は他拠点）を記載すること。

注】「移送等確認（点検）者」欄は、「移送（廃棄・抹消）者」欄に記載した者と異なる者を記載すること。

※複写複製には、個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得などが含まれる。

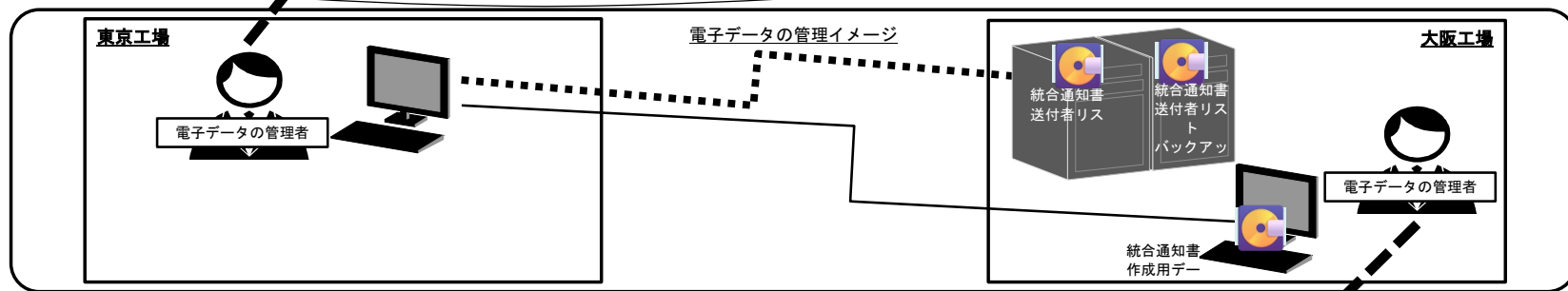
※個人情報等管理台帳は、「管理者等申請書」で届出された履行場所ごとに作成すること。

個人情報等管理台帳

<記載例B>

履行場所：東京工場

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・抹消の区分	移送（廃棄・抹消）日	移送（廃棄・抹消）者	移送等確認（点検）者
2018年8月2日	〇〇 〇〇	1	統合通知書送付者リスト	1枚	DVD	データ印字	有・無	東京工場耐火金庫	移送・廃棄・抹消	2018年8月3日	〇〇 〇〇	◆◆ ◆◆
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト	100,000件	電子データ	データ印字	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト バックアップデータ	100,000件	電子データ	バックアップ	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●



履行場所：大阪工場

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・抹消の区分	移送（廃棄・抹消）日	移送（廃棄・抹消）者	移送等確認（点検）者
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書作成用データ	100,000件	電子データ	データ印字	有・無	大阪工場納品物作成用P C	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	〇〇 〇〇	◆◆ ◆◆
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書	100,000件	紙媒体	印刷、納品	有・無	大阪工場保管庫	移送・廃棄・抹消	2018年8月6日	□□ □□	◆◆ ◆◆

注「情報の内容」欄は、履行場所において個人情報等を作成（データの加工や照会・利用含む。）、受領又は複写複製したものを記載すること。ただし、電子データの場合は、自拠点の電子計算機（例：サーバ装置、P C等）に保存されていないものであっても、自拠点で管理するものを記載すること。

注「数量」欄は、助数詞を用いて数量を記載すること。

注「種類」欄は、紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの区分を記載すること。また、外部電磁的記録媒体については、更に、USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R等の名称を具体的に記載すること。

注「保管場所」欄は、電子データの場合は、その電子データが保存される電子計算機の設置場所（自拠点又は他拠点）を記載すること。

注「移送等確認（点検）者」欄は、「移送（廃棄・抹消）者」欄に記載した者と異なる者を記載すること。

※複写複製には、個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得などが含まれる。

※個人情報等管理台帳は、「管理者等申請書」で届出された履行場所ごとに作成すること。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所在地
法人名又は商号
代表者名

印

個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書

催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）が終了しましたので、当該委託業務における個人情報等の返却、廃棄等に関する実施結果について報告します。なお、各項目の証跡は別添のとおりです。

① 返却について

（※いずれかの□に✓してください。）

- ☐ 当該委託業務において、日本年金機構より貸与された個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は全て返却しました。

（個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体を保管していた場所（保管庫等）の状況が分かるもの（例；返却後の写真等）を添付してください。）

- ☐ 当該委託業務において、日本年金機構より個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は貸与されていません。

② 抹消・廃棄、又は移送について

（※いずれかの□に✓してください。）

- ☐ 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製（電子計算機に格納した情報等含む。）したもの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを復元又は判読等が不可能な方法により抹消、廃棄等の処理を実施しました。

どのように抹消・廃棄等を実施したか、電子データ、紙媒体それぞれ具体的に記載してください。

（抹消の場合においては、復元又は判読等が不可能となる方法（例：データ抹消ソフト名、データ抹消方式等。※自社開発プログラムの場合は、具体的なデータ抹消方式等も明記のこと。）を必ず記載してください。また、抹消した際のログが分かるものを添付してください。）

- ☐ 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製したもの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを移送しました。

受託業務 自主点検結果報告書（ 月期） 令和 年 月 日報告

*社内規程等で自主的に監査（点検）している様式があり、下記の項目を網羅している場合は、当該様式を使用して差し支えありません。

受託業務名 催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）

受託事業者（報告者）

事業担当部署等（機構）

点検実施日 令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

（契約書、仕様書等に点検内容の記載がない場合は、その旨を結果欄に記載し、チェック欄に“不要”と記入する。）

		項目	点 検 内 容	結果	チェック
履行場所の点検	1	履行場所	機構に事前に通知した（指定された）場所で業務を行っている		
			特定個人情報を取り扱うエリア（区域）を定め、そのエリアで特定個人情報を取り扱う業務を行っている		
情報セキュリティの点検	2	情報管理	委託業務で取り扱う個人情報等は、厳重に施錠できる保管庫で保管する等、確実に管理・保管している		
	3	複写複製	複写複製は、事前に機構に通知・承認を受ける等、取り決められた範囲で実施している		
	4	廃棄	棄損した帳票や複写複製したもの等の廃棄は、適切に行っており、点検担当者が必ず確認している		
	5	整理整頓	離席や退社時に机上（作業場）は、完全に片づけられている		
	6	持込制限	機構が承認していない携帯電話、タブレット等の情報端末、又はDVDやUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体が、作業室内に持ち込まれていない		
法令遵守等の点検	7	適正労働	時間外勤務や最終退出者の記録簿等、管理者は確実に把握しており問題は発生していない		
	8	事故報告	事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）が発生した際の対応方法が、業務委託員の全員に周知されているか 事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）の発生の報告は管理責任者より機構監督職員へ直ちに行われるとともに、その後速やかに文書による報告を行う体制が整っている		
内部不正リスクへの対策	9	入退室			
	10	情報管理			
	11	電子計算組織の安全管理措置			
独自項目	12				
	13				
	14				

（総合評価落札方式の場合、「内部不正リスクへの対策」欄に提案書で提案した点検項目を追記してください）

（項目欄が不足する場合は、項目欄を追加してください。）

特記事項（検査結果への対応法等ご記入ください。また、機構に対し意見・要望などありましたらご記入ください。）

受託業務 自主点検結果報告書 (月期) 令和 年 月 日報告

* 社内規程等で自主的に監査（点検）している様式があり、下記の項目を網羅している場合は、当該様式を使用して差し支えありません。

受託業務名 催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）

受託事業者（報告者）

事業担当部署等（機構）

点検実施日 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

(契約書、仕様書等に点検内容の記載がない場合は、その旨を結果欄に記載し、チェック欄に“不要”と記入する。)

		項目	点 検 内 容	結果	チェック
履行場所の点検	1	履行場所	機構に事前に通知した（指定された）場所で業務を行っている	変更なし	適
			特定個人情報を取り扱うエリア（区域）を定め、そのエリアで特定個人情報を取り扱う業務を行っている	変更なし	適
情報セキュリティの点検	2	情報管理	委託業務で取り扱う個人情報等は、厳重に施錠できる保管庫で保管する等、確実に管理・保管している	入退室を制限した保管室内で施錠管理している。	適
	3	複写複製	複写複製は、事前に機構に通知・承認を受ける等、取り決められた範囲で実施している	承認を受けた範囲以外の複写複製は行っていない。	適
	4	廃棄	棄損した帳票や複写複製したもの等の廃棄は、適切に行っており、点検担当者が必ず確認している	棄損した帳票等は廃棄専用BOXに入れ管理責任者が確認の上シュレッダーしている。	適
	5	整理整頓	離席や退社時に机上（作業場）は、完全に片づけられている	退社時のクリアデスクを実施している。	適
	6	持込制限	機構が承認していない携帯電話、タブレット等の情報端末、又はD V DやU S Bメモリ等の外部電磁的記録媒体が、作業室内に持ち込まれていない	記録媒体の持ち込みは禁止しており、最低限の私物は支給したクリアバックでのみ持込可としている。	適
法令遵守等の点検	7	適正労働	時間外勤務や最終退出者の記録簿等、管理者は確実に把握しており問題は発生していない	当社の規程により法令遵守し管理している。	適
	8	事故報告	事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）が発生した際の対応方法が、業務委託員の全員に周知されているか	職場内に事故発生時の連絡先を掲示して周知している	適
	事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）の発生の報告は管理責任者より機構監督職員へ直ちに行われるとともに、その後速やかに文書による報告を行う体制が整っている		8月15日発生した事故は当日中に報告を行い。8月22日再発防止策と報告書を提出した。	適	
内部不正リスクへの対策	9	入退室			
	10	情報管理			
	11	電子計算組織の安全管理措置			
独自項目	12				
	13				
	14				

(総合評価落札方式の場合、「内部不正リスクへの対策」欄に提案書で提案した点検項目を追記してください。)

(項目欄が不足する場合は、項目欄を追加してください。)

特記事項（検査結果への対応法等ご記入ください。また、機構に対し意見・要望などありましたらご記入ください。）

(参考)個人情報等保護セルフチェックシート（フルアウト型委託用）

氏名： ○○ ○○

現在の状況を記入して下さい。

確認日 令和○○年○月○日

(出来ている：○、出来ていない：×、該当の業務が無い：－)

	項目	チェック欄
1	個人情報等は業務に必要な情報を取得し、業務の遂行上必要な限りにおいて利用しており、業務目的以外の理由で使用していない。	
2	業務上知ることができた情報を漏洩すると、○○規程【受託事業者の社内規程等を明記】により、場合によっては、事業者で定めている懲罰の対象になったり、日本年金機構法、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、退職後であっても拘禁刑または罰金が科されることを知っている。	
3	従事する業務における、総括管理責任者、部署管理者【管理責任者等を明記】が誰かを知っている。	
4	個人情報等の漏えい等の発生（疑いを含む）や、事故が発生した際の、報告先を知っている。	
5	個人情報等の取扱いについて疑問がある場合には、独断で判断せず、○○【管理責任者等を明記】に確認し、処理を行っている。	
6	個人情報等に限らず業務上知ることができた情報の職場外への持ち出しや、個人所有の記録媒体の職場内への持ち込みは行っていない。	
7	個人情報等を放置したり、個人の机・引出し、カバン、ロッカー等にしまい込んだりしていない。	
8	個人情報等が記載された書類の複写複製（コピー）は業務の定めに従って行っており、独断で複写複製（コピー）をしていない。	
9	事務室内及び身の回りの整理整頓を常に行い、離席時には個人情報等が含まれる書類その他を机上に放置していない。	
10	複写複製され、不要になった個人情報等は、責任者の管理のもとシュレッダーにかけて裁断する等、確実に処理をしている。	
11	個人情報等に限らず、業務上知ることができた情報について職場以外（飲食店・公共交通機関・家庭等）で話をしていない。	
12	SNSや電子掲示板（フェイスブック・エックス等）に職務上知り得た個人情報等を書き込みしていない。	
13	事務室内に私物のスマートフォン等の撮影機器及びUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体を許可なく持ち込んでいない。	
14	帰宅時には、鍵のかかるところは施錠するとともに、パソコンをシャットダウンしている。	
15	自分のパソコン等のID・パスワードは他人に知られないよう管理し、他人に教えたり、貸与したりはしていない。	
【以下、業務に応じて追記してください】		
16	(WMの使用がある場合) WMは利用の都度自分のIDでログインし、離席時は画面ロック、退社時にはシャットダウンを行っている。	
17	(WMの使用がある場合) 業務目的以外で、自己や家族、知人等を氏名索引したり、年金記録を閲覧していない。	

 ○○責任者【管理責任者等を明記】
確認欄

自由記載欄（チェック欄に×が付くが、物理的に対応出来ない理由や要望等をご記入ください）

(参考)個人情報等保護セルフチェックシート (インハウス型委託用)

氏名： ○○ ○○

現在の状況を記入して下さい。

確認日 令和○○年○月○日

(出来ている：○、出来ていない：×、該当の業務が無い：－)

	項目	チェック欄
1	個人情報等は業務に必要な情報を取得し、業務の遂行上必要な限りにおいて利用しており、業務目的以外の理由で使用していない。	
2	業務上知ることができた情報を漏洩すると、○○規程【受託事業者の社内規程等を明記】により、場合によっては、事業者で定めている懲罰の対象になったり、日本年金機構法、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、退職後であっても拘禁刑または罰金が科されることを知っている。	
3	従事する業務における、総括管理責任者、部署管理者【管理責任者等を明記】が誰かを知っている。	
4	個人情報等の漏えい等の発生（疑いを含む）や、事故が発生した際の、報告先を知っている。	
5	個人情報等の取扱いについて疑問がある場合には、独断で判断せず、○○【管理責任者等を明記】に確認し、処理を行っている。	
6	個人情報等に限らず業務上知ることができた情報の職場外への持ち出しや、個人所有の記録媒体の職場内への持ち込みは行っていない。	
7	個人情報等を放置したり、個人の机・引出し、カバン、ロッカー等にしまい込んだりしていない。	
8	個人情報等が記載された書類の複写複製（コピー）は業務の定めに従って行っており、独断で複写複製（コピー）をしていない。	
9	事務室内及び身の回りの整理整頓を常に行い、離席時には個人情報等が含まれる書類その他を机上に放置していない。	
10	複写複製され、不要になった個人情報等は、責任者の管理のもとシュレッダーにかけて裁断する等、確実に処理をしている。	
11	個人情報等に限らず、業務上知ることができた情報について職場以外（飲食店・公共交通機関・家庭等）で話をしていない。	
12	SNSや電子掲示板（フェイスブック・エックス等）に職務上知り得た個人情報等を書き込みしていない。	
13	事務室内に私物のスマートフォン等の撮影機器及びUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体を許可なく持ち込んでいない。	
14	帰宅時には、鍵のかかるところは施錠するとともに、パソコンをシャットダウンしている。	
15	自分のパソコン等のID・パスワードは他人に知られないよう管理し、他人に教えたり、貸与したりはしていない。	
【以下、業務に応じて追記してください】		
16	(WMの使用がある場合) WMは利用の都度自分のIDでログインし、離席時は画面ロック、退社時にはシャットダウンを行っている。	
17	(WMの使用がある場合) 業務目的以外で、自己や家族、知人等を氏名索引したり、年金記録を閲覧していない。	

設問欄

問1	(例)業務中に長時間離席することとなったが、同僚に声をかけ、書類はそのままにして離席した。	☐ 適切である ☐ 不適切である
問2	(例) 自分のパスワードを忘れないように、パスワードを書いた付箋をパソコン上に貼っている。	☐ 適切である ☐ 不適切である
問3	(例) 職務上知ることのできた個人情報等は家族であっても話してはならない。	☐ 適切である ☐ 不適切である
問4	(例) 郵便物の集荷時間が迫っていたため、一人で封入・封緘チェックを行い発送した。	☐ 適切である ☐ 不適切である
問5	(例) 事務処理が遅れているため、書類を無断で自宅に持ち帰った。	☐ 適切である ☐ 不適切である

○○責任者【管理責任者等を明記】
確認欄

自由記載欄（チェック欄に×が付くが、物理的に対応出来ない理由や要望等をご記入ください）

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所 在 地
法人又は商号
代 表 者 名

印

実施報告書

作成件数 件

引抜件数 件

ジャム発生件数 件

※ 日毎の作成件数とジャム発生件数を別紙等で添付すること（様式は任意）

部（室）長 （又は年金セ ンター長）	グループ長	担当者

定例会議議事録（履行開始前）

業務名	催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）		
会議名称	履行開始前打ち合わせ	会議実施場所	
会議実施日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		
会議出席者	受託事業者		
	日本年金機構		
議事録作成者		議事録提出日	令和 年 月 日（ ）

※会議実施後 3 営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

1. 確認項目

項目		機構の確認結果
①業務の実施方法		
①-1	委託要領等で定めた作業の順番に沿って、各作業工程が漏れなく実施されるか。 また、委託要領等と同様の方法で作業が行われるか。	適 ・ 否
①-2	事故発生時や個人情報等の漏えい（疑いを含む。）における機構への報告は運用仕様書（提案書含む。以下同じ。）から変更がないか。	変更無 ・ 変更有
②業務履行スケジュール		
②-1	運用仕様書に記載された業務委託員の総人数が確保される日は、仕様書に定める期日以前となっているか。 ※業務委託員の総人数が確保される日を機構の確認結果欄に記載すること。	適 ・ 否
		令和 年 月 日
②-2	業務委託員との守秘義務契約の締結完了日は、契約締結日から仕様書に定める期日以前となっているか。 ※守秘義務契約の締結完了日を機構の確認結果欄に記載すること。	適 ・ 否
		令和 年 月 日
②-3	業務委託員全員に対して行う、機構が定める研修の完了日は仕様書に定める期日以前となっているか。 ※機構が定める研修の完了日を機構の確認結果欄に記載すること。	適 ・ 否
		令和 年 月 日
②-4	運用仕様書に記載した機器・設備の総台数が設置される日は仕様書に定める期日以前となっているか。 ※機器・設備の総台数が設置される日を機構の確認結果欄に記載すること。	適 ・ 否
		令和 年 月 日
②-5	【インハウス型委託のみ】（フルアウト型委託は確認不要） 業務用パソコン等が持込まれる場合、持込まれる前までに持込申請は行われるか。	適 ・ 否 ・ 確認不要
③管理者の配置		
③	管理者は運用仕様書の提出時から変更がないか。	変更無 ・ 変更有
④守秘義務契約書		

④	「守秘義務契約書」は、仕様書指定の様式から変更なく使用されるか。	変更無 ・ 変更有
⑤点検項目		
⑤	毎月の「自主点検結果報告書」により報告する点検項目について、機構が指定する点検項目に加えて、業務の特性に応じた点検項目が設定されるか。 ※総合評価落札方式の場合、提案書記載の内部不正防止の観点について併せて確認する。	設定無 ・ 設定有

2. 上記 1 における機構との確認事項・約束事項

--

※上記 1 における機構との確認事項・約束事項がない場合は、「特になし」と記載すること。

3. 委託要領等において契約締結後に示すこととしていた事項

--

※委託要領等において、契約締結後に示すこととしていた事項がない場合は、「特になし」と記載すること。

4. 上記項目以外に打ち合わせた事項

--

※上記項目以外に、打ち合わせた事項が無い場合は、「特になし」と記載すること。

5. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会議実施予定場所	

部（室）長 （又は年金セ ンター長）	グループ長	担当者

定例会議議事録（履行開始前）

業務名	〇〇業務		
会議名称	履行開始前打ち合わせ	会議実施場所	〇〇〇〇〇〇
会議実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分		
会議出席者	受託事業者	（株）〇〇	〇〇 〇〇（役職）、〇〇 〇〇（役職）
	日本年金機構	〇〇部〇〇G	〇〇 〇〇（役職）、〇〇 〇〇（役職）
議事録作成者	〇〇 〇〇	議事録提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

※会議実施後3営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

1. 確認項目

項目		機構の確認結果	
①業務の実施方法			
①-1	委託要領等で定めた作業の順番に沿って、各作業工程が漏れなく実施されるか。 また、委託要領等と同様の方法で作業が行われるか。	適	・ 否
①-2	事故発生時や個人情報等の漏えい（疑いを含む。）における機構への報告は運用仕様書（提案書含む。以下同じ。）から変更がないか。	変更無	・ 変更有
②業務履行スケジュール			
②-1	運用仕様書に記載された業務委託員の総人数が確保される日は、仕様書に定める期日以前となっているか。 ※業務委託員の総人数が確保される日を機構の確認結果欄に記載すること。	適	・ 否
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
②-2	業務委託員との守秘義務契約の締結完了日は、契約締結日から仕様書に定める期日以前となっているか。 ※守秘義務契約の締結完了日を機構の確認結果欄に記載すること。	適	・ 否
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
②-3	業務委託員全員に対して行う、機構が定める研修の完了日は仕様書に定める期日以前となっているか。 ※機構が定める研修の完了日を機構の確認結果欄に記載すること。	適	・ 否
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
②-4	運用仕様書に記載した機器・設備の総台数が設置される日は仕様書に定める期日以前となっているか。 ※機器・設備の総台数が設置される日を機構の確認結果欄に記載すること。	適	・ 否
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
②-5	【インハウス型委託のみ】（フルアウト型委託は確認不要） 業務用パソコン等が持込まれる場合、持込まれる前までに持込申請は行われるか。	適	・ 否 ・ 確認不要
③管理者の配置			
③	管理者は運用仕様書の提出時から変更がないか。	変更無	・ 変更有

④守秘義務契約書		
④	「守秘義務契約書」は、仕様書指定の様式から変更なく使用されるか。	変更無 ・ 変更有
⑤点検項目		
⑤	毎月の「自主点検結果報告書」により報告する点検項目について、機構が指定する点検項目に加えて、業務の特性に応じた点検項目が設定されるか。 ※総合評価落札方式の場合、提案書記載の内部不正防止の観点について併せて確認する。	設定無 ・ 設定有

2. 上記 1 における機構との確認事項・約束事項

【記載例】①-1業務の実施方法

(受託事業者) 委託要領等で定めた作業手順に沿って、漏れがないように業務を実施します。管理者等申請書に記載の現場責任者及び現場責任者補助者が各工程を管理します。

(機構) 承知した。

【記載例】② - 1業務履行スケジュール

(受託事業者) 業務委託員の総人数が充足される日は、○年○月○日を予定しています。業務委託員名簿は、提出期限である○年○月○日までに機構へ提出予定です。

(機構) 承知した。期日厳守で提出をお願いします。

【記載例】③管理者の配置

(受託事業者)

人事異動に伴い、点検管理者の○年○月○日に変更を予定しております。変更が確定した際には管理者等申請書を提出いたします。

(機構)

点検管理者は総括管理責任者、部署管理者、現場責任者及び監査を行う者とは異なる者としていただく必要がありますのでご注意ください。

【記載例】⑤点検項目

(受託事業者) 自主点検結果報告書について、内部不正防止の○○と△△の観点を追記した様式を作成し、○年○月○日までに提出する。

(機構) 提案書に記載された内部不正防止の観点を追記することを確認した。記載事項については、提出があり次第再度確認する。

※上記 1 における機構との確認事項・約束事項がない場合は、「特になし」と記載すること。

3. 委託要領等において契約締結後に示すこととしていた事項

【記載例1】

(機構)

委託要領にて、契約締結後に示すこととしていたセキュアUSBの用途についてであるが、日報の報告のみに使用することとする。

(受託事業者)

承知した。

【記載例2】

(機構)

委託要領にて、契約締結後に示すとしていたデータ提供スケジュールについては令和○年○月○日に提供する。

(受託事業者)

承知した。

※委託要領等において、契約締結後に示すこととしていた事項がない場合は、「特になし」と記載すること。

4. 上記項目以外に打ち合わせた事項

【記載例】
(受託事業者)
当初の予定より、印刷件数が増加したことに伴い印刷機の台数を○台から△台に増やして対応する。
(機構)
件数の増加に対応いただき感謝する。承知した。本番検証品の作成漏れがないよう留意していただきたい。

※上記項目以外に、打ち合わせた事項が無い場合は、「特になし」と記載すること。

5. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
会議実施予定場所	〇〇会議室

部（室）長 （又は年金セ ンター長）	グループ長	担当者

定例会議議事録 （履行中）

業務名	催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）		
会議名称	定例会議（第 回）	実施場所	
会議実施日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		
会議出席者	受託事業者		
	日本年金機構		
議事録作成者		議事録提出日	令和 年 月 日（ ）

※会議実施後 3 営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

1. 最新の届出状況及び仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等

- ・ 以下の各項目について変更、実施又は提出の有無を確認し、確認結果欄の該当する箇所に○を付すこと。
- ・ 「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容、約束事項等を次項 2 に記載すること。

項目		確認結果
(1) 最新の届出状況		
(1)-①	【業務委託員】 業務委託員について前回会議以降変更はないか。	変更無 ・ 変更有
(1)-②	【守秘義務契約書】 （前回会議以降、業務委託員の追加がない場合、確認不要） 業務委託員に変更があった場合に守秘義務契約書は機構に提出されているか。	提出済 ・ 未提出 ・ 確認不要
(1)-③	【再委託・複写複製】 業務の再委託及び個人情報を取り扱う対象物の複写複製について、前回会議以降変更はないか。	変更無 ・ 変更有
(2) 仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等		
(2)-①	【点検】 前回会議以降、「自主点検結果報告書」及び「個人情報等保護セルフチェックシート」による点検が実施されているか。	実施済 ・ 未実施
(2)-②	【入退室管理】 （インハウス型委託の場合、確認不要） 前回会議以降、履行場所の入退室両方の記録が取得され、点検されているか。	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要

(2)-③	【ネットワーク（フルアウト型委託）】 （インハウス型委託の場合、確認不要） 個人情報等を取り扱う電子計算機（※）について、以下の対策が講じられているか。 ・ 毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。 ・ OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。 ・ OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。 （※）個人情報等を取り扱う電子計算機は機構が貸与した電子計算機のみであり、それを機構が管理する場合は確認不要。	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要
(2)-④	【ネットワーク（インハウス型委託）】 （フルアウト型委託の場合、確認不要） 受託事業者が用意した電子計算機について、以下の対策が講じられているか。 ・ 毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。 ・ OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。 ・ OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要
(2)-⑤	【紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの管理】 個人情報等が記録されている対象物（紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ）が個人情報等管理台帳により漏れなく管理されているか。	実施済 ・ 未実施

2. 定例会議において話し合われた事項

- ・ 定例会議において話し合われた事項を記載すること。

なお、業務の進捗状況、SLAの達成状況、品質管理に係る施策の取り組み状況については話し合った内容を必ず記載すること。

- ・ 上記1において「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容・約束事項等を記載すること。
- ・ 発言の所在（受託事業者又は日本年金機構）を明記の上、記載すること。

--

3. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会議実施予定場所	

《受託事業者は定例会議の資料として以下を提出すること。》

- ・ 「受託業務 自主点検結果報告書」
- ・ 「個人情報等保護セルフチェックシート」
- ・ 「個人情報等管理台帳」
- ・ 品質管理に係る施策の取り組み状況が分かるもの
- ・ 許諾のない再委託を行っていないことが分かるもの
- ・ 履行場所の入退室状況が分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルススキャンを毎営業日実施したことが分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のセキュリティパッチを月 1 回以上適用したことが分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンが最新のものに更新されていることが分かるもの

部（室）長 （又は年金セ ンター長）	グループ長	担当者

定例会議議事録（履行中）

業務名	〇〇業務		
会議名称	定例会議（第〇回）	実施場所	〇〇〇〇〇〇
会議実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分		
会議出席者	受託事業者	（株）〇〇	〇〇 〇〇（役職）、〇〇 〇〇（役職）
	日本年金機構	〇〇部〇〇G	〇〇 〇〇（役職）、〇〇 〇〇（役職）
議事録作成者	〇〇 〇〇	議事録提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

※会議実施後3営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

1. 最新の届出状況及び仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等

- ・ 以下の各項目について変更、実施又は提出の有無を確認し、確認結果欄の該当する箇所に○を付すこと。
- ・ 「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容、約束事項等を次項2に記載すること。

項目		確認結果
（1） 最新の届出状況		
(1)-①	【業務委託員】 業務委託員について前回会議以降変更はないか。	変更無 ・ 変更有
(1)-②	【守秘義務契約書】 （前回会議以降、業務委託員の追加がない場合、確認不要） 業務委託員に変更があった場合に守秘義務契約書は機構に提出されているか。	提出済 ・ 未提出 ・ 確認不要
(1)-③	【再委託・複写複製】 業務の再委託及び個人情報を取り扱う対象物の複写複製について、前回会議以降変更はないか。	変更無 ・ 変更有
（2） 仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等		
(2)-①	【点検】 前回会議以降、「自主点検結果報告書」及び「個人情報等保護セルフチェックシート」による点検が実施されているか。	実施済 ・ 未実施
(2)-②	【入退室管理】 （インハウス型委託の場合、確認不要） 前回会議以降、履行場所の入退室両方の記録が取得され、点検されているか。	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要

(2)-③	【ネットワーク（フルアウト型委託）】 （インハウス型委託の場合、確認不要） 個人情報等を取り扱う電子計算機（※）について、以下の対策が講じられているか。 ・ 毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。 ・ OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。 ・ OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。 （※）個人情報等を取り扱う電子計算機は機構が貸与した電子計算機のみであり、それを機構が管理する場合は確認不要。	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要 「2. 定例会議において話し合われた事項」の【記載例4】において改善の状
(2)-④	【ネットワーク（インハウス型委託）】 （フルアウト型委託の場合、確認不要） 受託事業者が用意した電子計算機について、以下の対策が講じられているか。 ・ 毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。 ・ OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。 ・ OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要
(2)-⑤	【紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの管理】 個人情報等が記録されている対象物（紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ）が個人情報等管理台帳により漏れなく管理されているか。	実施済 ・ 未実施

2. 定例会議において話し合われた事項

- ・ 定例会議において話し合われた事項を記載すること。

なお、業務の進捗状況、SLAの達成状況、品質管理に係る施策の取り組み状況については話し合った内容を必ず記載すること。

- ・ 上記1において「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容・約束事項等を記載すること。

- ・ 発言の所在（受託事業者又は日本年金機構）を明記の上、記載すること。

【記載例1】業務の進捗及びSLAの達成状況

（受託事業者）

○月発送分については○月○日にデータを受領し、○月○日に○○郵便局に差出完了。

△月発送分については△月△日にデータを受領し、△月△日に○○郵便局に差出予定。

また、品質管理に係る施策として、業務において使用したチェックリストを提示し、データ編集、印字、加工、仕分け・梱包の各工程において点検が行われていることを報告。

（機構）

SLAの達成状況についてはどうか。

（受託事業者）

仕様書に定められたすべての項目において、以下のとおり達成していることを報告。

- ・ 業務履行体制の整備：○月○日付業務委託員名簿から変更がなく、運用仕様書のとおり履行体制が整備されている。

- ・ 個人情報保護に関する体制の整備：体制に変更はなく、運用仕様書のとおり整備されている。

- ・ 成果物の品質：先の報告のとおり、実施している。

- ・ 履行期限：先の報告のとおり、差出完了している。

（機構）

すべての項目においてSLAを達成していることを確認した。

【記載例 2】品質管理に係る施策の取り組み状況

（受託事業者）

品質管理に係る施策の取り組み状況が分かる資料としてデータ編集、印字、加工、仕分けの各工程において使用するチェックリストを提出。

（機構）

各種チェックリストを確認した。運用仕様書に記載されたスケジュール管理手法が実施されている証跡はあるか。

（受託事業者）

工程別スケジュール表を提出。

【記載例 3】前回の約束事項（事件・事故・事務処理誤り）

（受託事業者）

〇月発送分において発生した誤封入事案を受けた再発防止策として、厚み検査の公差値を狭めた。また、検査においてエラーが発生した場合、ラインアウトされた製品すべてを開封して目視確認及び重量検査を行うよう運用を変更した。

参考資料として厚み検査、重量検査のログとチェックリストを提示。

（機構）

再発防止策が講じられていることを確認した。引き続き運用を徹底するように。

【記載例 4】上記 1 において未実施の事項が判明

（機構）

前項（2）－③について、一部のデータ編集用 PC において最新のセキュリティパッチの未適用が確認された。

本業務で使用するすべての電子計算機の適用を確認し、PC の画面の写しを〇月〇日までに提出すること。

（受託事業者）

速やかに対応する。

3. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
会議実施予定場所	〇〇会議室

《受託事業者は定例会議の資料として以下を提出すること。》

- ・ 「受託業務 自主点検結果報告書」
- ・ 「個人情報等保護セルフチェックシート」
- ・ 「個人情報等管理台帳」
- ・ 品質管理に係る施策の取り組み状況が分かるもの
- ・ 許諾のない再委託を行っていないことが分かるもの
- ・ 履行場所の入退室状況が分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルススキャンを毎営業日実施したことが分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のセキュリティパッチを月 1 回以上適用したことが分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンが最新のものに更新されていることが分かるもの

部（室）長 (又は年金センター長)	グループ長	担当者

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

⑨

法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書

「催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）」業務の実施に当たり、法令及び契約内容の遵守状況の点検結果について報告します。

1. 当該委託業務の実施に当たり、契約書のほか、契約書に付属する仕様書及び委託する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置していますか。

点検結果： ☐ 適 ☐ 不適（※該当する□に✓してください。以下同じ。）

2. 当該委託業務の実施に当たり、業務委託員への指導監督及び教育指導を行い、業務趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理を行っていますか。

点検結果： ☐ 適 ☐ 不適

3. 当該委託業務の実施に当たり、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働関係法令、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って管理していますか。

点検結果： ☐ 適 ☐ 不適

4. 当該委託業務の実施に当たり、仕様書等において日本年金機構より使用を認められている機器等（機器等の消耗品を含む。以下同じ。）の管理・取扱いは適切に行われていますか。また、使用が認められていない機器等の取扱いを行っている事実はありませんか。

点検結果： ☐ 適 ☐ 不適

運用仕様書作成手順

入札参加希望者は、別紙 1 7-2「運用仕様書」を表紙として、日本年金機構（以下「機構」という。）が審査する下記ⅠからⅣについてそれぞれの資料を作成すること。指定する様式にはその様式に沿って記入するとともに、提出する書面の順番はⅠからⅣとした上で、一連の頁番号を付して提出期限までに原本を 1 部提出すること。

なお、提出にあたっては、別紙 1 7-3 の付属「運用仕様書（提出前）記載及び提出資料確認リスト」に基づき記載及び添付漏れが無いことを確認すること。

I. 会社概要

○提出する書類：下記の①～②の事項が記載された書面

① 登記上の法人名、会社名、屋号

② 会社案内（事業内容、企業理念、沿革、主要取引先、主要株主等）。

○注 意 事 項 等：上記②会社案内については、会社案内用パンフレット等でも可能

II. 業務の履行実績

○提出する書類：別紙 1 7-4「個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書」及びその業務の内容が確認できる書類（契約書（写）、仕様書（写）等）

（※）

※契約の相手方が機構の場合は、業務の内容が確認できる書類の添付を省略することができる。

○注 意 事 項 等：過去 3 年以内に、当該業務又は個人情報等の取扱いを含む類似業務であって、当該業務と同規模（業務量及び契約期間）程度又はそれ以上の規模の業務の委託を受け完了させた実績を記載する。

なお、記載にあたっては、契約相手方、契約件名、契約期間、個人情報等を取り扱う業務概要（対象件数含む）及び契約履行に要した総人数及び使用した機器・設備の種類と数量を記載する。

III. 業務の履行体制等

1. 業務の履行体制

（1）業務の履行に関する管理体制

○提出する書類：別紙 3「管理者等申請書」（以下「管理者等申請書」という。）及び業務履行体制図（※）

※運送業務（業務の工程の一部に含まれる運送業務も含む。）について、運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合は、運送工程（運送区間、地域等）の各運送事業者の役割分担を確認できる書面を併せて提出する。（変更があった場合は、履行開始までに再提出すること。）

○注 意 事 項 等：管理者等申請書及び業務履行体制図には、仕様書に示す下記①～③の者を記載する。

なお、記載にあたっては、管理者等申請書及び業務履行体制図の下記①～②の者の氏名、③の者の人数がそれぞれ一致すること。

- ① 現場責任者
- ② 現場責任者補助者
- ③ 作業者の人数

※①及び②の者は、履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から1名以上指名すること。

※③作業者の人数には、管理者（総括管理責任者、部署管理者、点検管理者、現場責任者及び現場責任者補助者）を含めないこと。

※履行開始時に必要な人数を管理者等申請書に記載し、月ごとに必要な人数（月内で業務量が変化する場合は最大の業務量に合わせた人数）を記載した書面を管理者等申請書の別添として作成すること。
（任意様式）

（２）事故発生時の緊急対応体制

○提出する書類：管理者等申請書及び事故発生時の機構への報告までの流れを記載した書面

○注 意 事 項 等：事故発生から機構への報告までの流れが確認でき、事故対応責任者の役割が確認できること。

なお、当該事故発生時の緊急対応体制を記載した書面については、情報セキュリティに関する体制（下記Ⅳ）とは別に作成すること。

（３）作業スケジュール

○提出する書類：委託要領に示す各作業工程について、

- ① それぞれの業務量（所要日数又は時間）が記載された書面
- ② 各作業工程を完遂するための作業スケジュールが記載された書面
- ③ 作業スケジュールの進捗管理手法について記載された書面
- ④ 作業スケジュールの遅延発生時の対応方針（方法）について記載された書面

○注 意 事 項 等：業務量を記載するにあたって、「所要日数」を記載する場合は、1日当たりの作業時間も併せて記載すること。

作業スケジュールの作成にあたっては、下記（ア）～（オ）に留意すること。

（ア）作業スケジュールは、下記（４）作業実施体制により履行可能であることが確認できる記載とすること。

（イ）再委託する工程がある場合は、その旨を上記①及び②の書面に記載すること。

（ウ）作業スケジュールは、令和9年6月及び9月の納期（履行）にかかるスケジュールを記載すること。

（エ）複数落札入札制度の案件の場合は、最大受注可能数量を上記①の書面に記載した上で、その数量に対する各作業工程を完遂するための作業スケジュールを記載すること。

（オ）作業スケジュールの管理手法については、具体的に記載すること。

（４）作業実施体制

○提出する書類：各作業工程に必要となる要員数（作業量）及び機器・設備の必要数、処理可能件数が記載された書面

○注意事項等：要員数（作業量）については各作業工程における1日当たりの要員数（作業量）とし、具体的には次の①～②に基づき記載する。

① 通常期・繁忙期がある業務については、通常期・繁忙期別に各作業工程の1日当たりの要員数（作業量）を記載する。

② 要員数（作業量）の算出は、各作業工程1日当たり8時間の作業時間に対して1人と換算し、「各作業工程1日当たりの延べ作業時間÷8」により1日当たりの要員数（作業量）を算出すること。算出根拠となる資料を添付すること。（様式は任意とする。少数点が発生する場合は、第三位以下を四捨五入する。

要員（作業量）及び機器・設備による処理可能件数を記載するに当たっては、1日（又は1時間）当たりの処理可能数量を記載すること。

また、要員数（作業量）については、管理者等申請書における「2. 業務の履行に関する管理体制」の管理者と作業者の合計人数以下となることに留意すること。

（5）業務履行場所

○提出する書類：別紙3「管理者等申請書」及び業務履行場所のレイアウトが分かる図面（事務室レイアウト、座席図等）

○注意事項等：業務履行場所が複数ある場合は、漏れなく複数箇所を記載すること。業務履行場所が予定の場合は、想定する履行場所を記載し、履行開始日の10日前までに確定した管理者等申請書を機構に再提出すること。

2. 業務の履行方法

（1）品質管理

○提出する書類：・委託要領に示す作業品質を確保するため、具体的に下記①～④がそれぞれ記載された書面

① 受託業務全体のスケジュール管理手法

② 各作業工程における作業スケジュール及び品質管理手法

③ 各作業工程における事故を防止するための手法

④ 各作業工程における設備・機器のエラー発生時の復旧手法

（例）・品質管理、事故防止のための検査方法、検査手順（印字検査、圧着検査等）

・各検査による毀損品、エラー品検出後の引抜、再出力、再検査等の対応手順（※検査対象の前後品の確認含む）

・機械本体のエラー、停止時の対応手順

・S L Aに示されている要求水準・目標値を達成するために実施する施策が記載された書面

・I S O 9 0 0 1の認証があれば認証（写）

○注意事項等：作業品質の確保にかかる書面には、個人情報等を記録した毀損品が生じる可能性がある工程を明記のうえ、再作成の手順について記載すること。

(2) 再委託（再委託を行う場合のみ作成）

○提出する書類：・別紙8「再委託承認申請書」
・工程別の役割分担が確認できる書面
・再委託先の履行能力について、機構が要求する内容（「運用仕様書作成手順」のⅢの1（1）から（4）、3及びⅣ）と同等となっていることが分かる書類。また、運送業務を再委託する場合は、上記書類の代わりに、当該業務に係る再委託先の運送約款を提出すること。

○注意事項等：・再委託先が決定していない場合は、再委託開始予定日の10日前までに申請すること。

なお、契約締結後において、機構の承認を受けた場合は、再委託先から当該再委託業務の履行証明として別紙17-5「受託証明書」を徴収し、速やかに機構に提出すること。（再委託を行う業務が運送業務の場合に限り、受託証明書を運送約款に代えることができる。）

・運送業務を再委託する場合、再委託先は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

・受託事業者が、業務の一部を他の会社（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に請け負わせる場合は、再委託となるため、必ず申請すること。

なお、次のア又はイの場合は再委託に該当しない。

ア. 運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合（※）。

※貨物自動車運送事業法に定める貨物軽自動車運送事業を除く。

イ. 機構の了承を得た上で、グループ企業体が相互連携（業務分担）してそれぞれの事業を実施（共同受託）する場合。

3. 個人情報等保護に関する管理体制

○提出する書類：別紙3管理者等申請書及び仕様書に示す、個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の監査体制及び点検体制の記載された書面

○注意事項等：管理者等申請書及び上記提出書面には、仕様書に示す下記①～③の者を記載する。

① 総括管理責任者

② 部署管理者

③ 点検管理者

※部署管理者は、履行場所ごとに1名を配置すること。

※点検管理者は、総括管理責任者、部署管理者、現場責任者及び監査を行う者と異なる者とする。こと。（点検管理者が監査を行う者と異なる者であることを上記提出書面において確認できるようにすること。）

Ⅳ. 情報セキュリティに関する体制

○提出する書類：別紙 17-6「情報セキュリティに関する証明事項」に示す内容が記載された書面及びその内容を証明する資料

- 1 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程等
- 2 情報漏えい発生時の対応
- 3 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画
- 4 業務の履行場所に関する安全管理措置計画
- 5 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの取扱いに関する安全管理措置計画
- 6 電子計算組織に関する安全管理措置計画
- 7 情報セキュリティに関する第三者評価の証明

○注意事項等：当該情報セキュリティに関する体制を記載した書面については、事故発生時の緊急対応体制（上記Ⅲ. 1（2））とは別に作成すること。

＜グループ企業体による共同受託の申請等＞

機構の業務（契約）を、グループ内の複数の企業が相互連携（業務分担）しそれぞれの業務を実施することで履行する事（共同受託）を予定している場合については、以下に留意すること。

1. 共同受託が可能なグループ企業体の要件

共同受託により業務を実施するグループ企業体は、以下の①～⑤を全て満たしていること。

- ①（ア）会社法に定める親会社と子会社（親会社の議決権 50%超）の関係、又は（イ）会社法に定める共通の親会社を持つ子会社同士（共に親会社（子会社を含む）の議決権 50%超）の関係であること。（下図「共同受託が可能なグループ企業体の例」参照）
- ② グループ企業体の代表企業は、全省庁統一参加資格の等級がA等級であること。
- ③ グループ企業体の中で、業務の各作業工程の役割分担（作業分担）が明確になっていること。
- ④ 共同受託する業務（契約）の全体の実施責任を負う企業が明確になっていること。
- ⑤ グループ企業体の全ての企業が、Pマーク等の情報セキュリティに関する第三者評価の認証を得ていること。

2. 共同受託にかかる申請

運用仕様書提出時に以下の①～⑤の書類を全て作成等し、機構に対して共同受託することについて申請を行うこと。

- ① グループ企業体の資本関係が確認できる書類
- ② グループ企業体の代表企業の全省庁統一参加資格の写し
- ③ 各作業工程を実施する企業について、役割分担（作業分担）が記載された書類
- ④ 業務（契約）の全体の実施責任を負う企業を明記した申立書（※）
※全体の実施責任を負う企業が作成し、記名、押印すること。
- ⑤ Pマーク等第三者認証の登録証の写し（全ての企業分）

3. 運用仕様書作成にあたっての留意事項

運用仕様書を作成するにあたっては、以下の①～②に留意して作成すること。

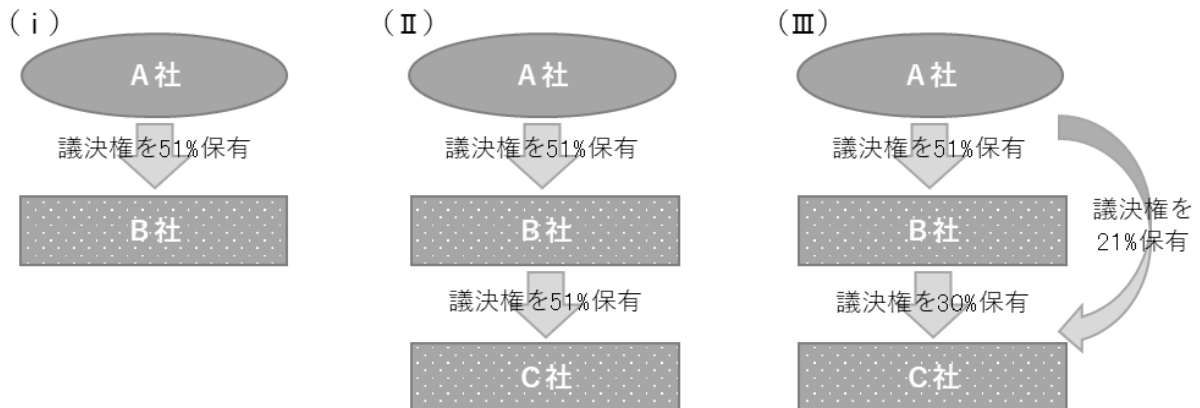
- ① 「Ⅱ. 業務の履行実績」について、グループ企業体としての実績を記載すること。
- ② 「Ⅲ. 1. 業務の履行体制」(1)～(2)及び(5)、「Ⅲ. 2. 業務の履行方法」(1)、「Ⅲ. 3. 個人情報等保護に関する管理体制」、「Ⅳ. 情報セキュリティに関する体制」について、機構の業務を実施するグループ企業体として体制等を記載すること。

4. 共同受託する際の契約方法

グループ企業体で共同受託する際には、機構とグループ企業体の全社と複数社契約を締結する。

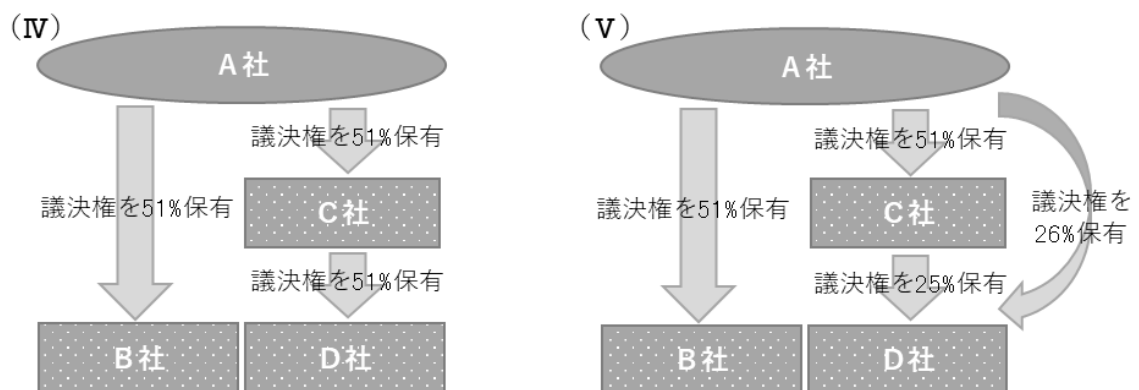
◆共同受託が可能なグループ企業体の例

(ア) 会社法に定める親会社と子会社（親会社の議決権50%超）の関係



➤ (i) ~ (III) のいずれのケースも、A ~ C社の全ての組み合わせで共同受託が可能。

(イ) 会社法に定める共通の親会社を持つ子会社同士（共に親会社（子会社を含む）の議決権50%超）の関係



➤ (IV) (V) のいずれのケースも、A ~ D社の全ての組み合わせで共同受託が可能。

※ (III) 及び (V) のような場合、間接保有割合が50%超のため、直接保有の議決権と間接保有の議決権は合算されます。

運用仕様書

入札案件名 催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月実施分）（令和 9 年度実施分）

I. 会社概要	
1. 法人名、会社名、屋号	頁
2. 会社案内	頁
II. 業務の履行実績	
・別紙 1 7 - 4「個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書」	頁
III. 業務の履行体制等	
・別紙 3「管理者等申請書」	頁
1. 業務の履行体制	
(1) 業務の履行に関する管理体制	頁
(2) 事故発生時の緊急対応体制	頁
(3) 作業スケジュール	頁
(4) 作業実施体制	頁
(5) 業務履行場所	頁
2. 業務の履行方法	
(1) 品質管理	頁
(2) 再委託	
別紙 8「再委託承認申請書」	頁
※再委託を行う場合のみ作成	
3. 個人情報等保護に関する管理体制	頁
IV. 情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）	
(1) 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程等	頁
(2) 情報漏えい発生時の対応	頁
(3) 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画	頁
(4) 業務の履行場所に関する安全管理措置計画	
(5) 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの 取扱いに関する安全管理措置計画	頁
(6) 電子計算組織に関する安全管理措置計画	頁
(7) 情報セキュリティに関する第三者評価の証明	頁

※運送業務の場合、「IV情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）」にかかる書類の提出は不要。

運用仕様書（提出前）記載及び提出資料確認リスト

運用仕様書を提出する前に、再度、書類の添付漏れ、記載漏れがないか確認のうえ、提出期限までに提出してください。

I. 会社概要

項目	チェック欄
1. 法人名、会社名、屋号を記載した資料を添付したか。	☐
2. 会社案内を記載した資料を添付したか。	☐

II. 業務の履行実績

項目	チェック欄
「個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書」を添付したか。	☐

III. 業務の履行体制等

項目	チェック欄
「管理者等申請書」を添付したか。	☐
1.（1）業務の履行に関する管理体制を記載した資料を添付したか。	☐
1.（2）事故発生時の緊急対応体制を記載した資料を添付したか。	☐
1.（3）作業スケジュールを記載した資料を添付したか。	☐
1.（4）作業実施体制を記載した資料を添付したか。	☐
1.（5）業務履行場所を記載した資料を添付したか。	☐
2.（1）品質管理について記載した資料を添付したか。	☐
2.（2）再委託について記載した資料を添付したか。	☐
3.個人情報等保護に関する管理体制を記載した資料を添付したか。	☐

IV. 情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）

項目	チェック欄
（1）情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程等を記載した資料を添付したか。	☐
（2）情報漏えい発生時の対応を記載した資料を添付したか。	☐
（3）情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画を記載した資料を添付したか。	☐
（4）業務の履行場所に関する安全管理措置計画を記載した資料を添付したか。	☐
（5）個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及びデータの取扱いに関する安全管理措置計画に関する記載をした資料を添付したか。	☐
（6）電子計算組織に関する安全管理措置計画に関する記載をした資料を添付したか。	☐
（7）情報セキュリティに関する第三者評価の証明に関する資料を添付したか。	☐

グループ企業体による共同受託の申請をする場合のみ

項目	チェック欄
グループ企業体による共同受託の申請は、運用仕様書の別冊として作成し同時に提出することとしているか。	☐

※運送業務の場合、「IV情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）」にかかる書類の提出は不要。

令和 年 月 日

個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書

契約の相手方	契約件名及び数量	契約期間	業務概要	履行に要した総人数及び 使用した機器・設備
	○契約件名 ○数量： 件	年 月～ 年 月		(人数)
				(機器・設備の種類／台数)
	○契約件名 ○数量： 件	年 月～ 年 月		(人数)
				(機器・設備の種類／台数)
	○契約件名 ○数量： 件	年 月～ 年 月		(人数)
				(機器・設備の種類／台数)

※過去3年以内に、当該業務又は個人情報等の取扱いを含む類似業務であって、当該業務と同規模（業務量及び契約期間）程度又はそれ以上の規模の業務の委託を受け完了させた実績を記載する。

※契約の相手方、契約件名、契約期間及び個人情報等を取り扱う業務の概要が確認できる書類（契約書（写）、仕様書（写）等）を添付する。ただし、契約の相手方が日本年金機構の場合は、業務の概要が確認できる書類の添付を省略することができる。

所在地
法人名又は商号
代表者名



令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

印

受 託 証 明 書

下記の対象案件の業務のうち、_____業務については、_____
_____から要請がありましたので、必要な業務について、_____との契約に
基づき、責任をもって弊社が行うことを証明いたします。

なお、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用しないこと（本契
約終了後においても同様）、受託する業務を他者に請け負わせないこと及び日本年金機構が必
要に応じ弊社に対して調査等を実施する場合はこれに応じることを誓約いたします。

記

（対象案件名） 催告文書の作成及び発送準備業務（新規1か月未納者）
（令和9年度実施分）

（受託内容等） _____

（履行場所所在地及び名称）

情報セキュリティに関する証明事項

1. 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程（情報セキュリティポリシー）等

（1）下記に示す、情報セキュリティに関する基本方針、取扱規程等に記述されている内容を記載する。

- ① 情報セキュリティの基本方針・取扱規程（情報セキュリティポリシー）を定め、情報保護及び情報管理のため社則・就業規則に盛り込むなどの措置を講じているか。
- ② 個人情報等や機密情報の取扱いに関する規程や規則において、以下に掲げる事項が規定されているか。
 - 個人情報等や機密情報の取扱い
 - 個人情報等や機密情報の取扱いに関する従事者等（※）の役割・責任
 - ※ 従事者等は、仕様書 9（1）①～③及び 9（2）①～③の管理者及び業務委託員をいう。以下同じ。
 - 個人情報等や機密情報の取扱いに関する事項に違反した場合の処分
 - 個人情報等や機密情報の目的外利用の禁止
 - 個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の監査
 - 個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の点検
 - 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

2. 情報漏えい発生時の対応

（1）個人情報等や機密情報の漏えいが発生した場合における対応として、以下に掲げる体制を記載する。

- 委託者（機構）への報告体制
- 対応マニュアル等の整備
- 対応部署の指定
- 情報の漏えいによる影響及び原因の調査体制

3. 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画

（1）下記に示す内容を含む情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等（以下「研修等」という。）の計画を記載する。

- ① 個人情報等や機密情報の保護及び管理に関する研修等の実施時期については、履行開始日の前営業日まで（履行開始後に初めて委託業務を行う業務委託員の業務開始時を含む。）及び履行開始後定期的に実施しているか。
- ② 研修等において、以下に掲げる内容を実施しているか。
 - 日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令で定められている守秘義務及び罰則規定
 - 委託業務における遵守事項及び禁止行為
 - 個人情報等の保護にかかる就業規則等に違反した場合の処分
 - 情報漏えいとその影響
 - インシデントが発生した場合の手順
 - 受託事業者契約違反などがある場合の通報窓口の周知

○ その他留意すべき事項

4. 業務の履行場所に関する安全管理措置計画

業務で個人情報等を取り扱う履行場所を用意する場合は、以下の（１）（２）を記載する。

※ 業務で個人情報等を取り扱う履行場所を用意しない場合は、その旨記載する。

（１）業務の履行場所における入退室の制限及び管理方法、並びに入退室記録の点検方法を記載する。

（２）サーバ等の機器を設置する場所における入退室の制限及び管理方法、並びに入退室記録の点検方法を記載する。

※ サーバ等の機器を使用しない場合は、その旨記載すること。

5. 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、及び電子データの取扱いに関する安全管理措置計画

（１）業務の履行場所における個人情報等を記録した紙媒体及び外部電磁的記録媒体を保管する保管庫の設置場所（箇所）を記載する。

※ 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体を取り扱わない場合は、その旨記載すること。

※ 通知書等作成業務においては、個人情報等を記録した毀損品が発生した場合の、保管庫の設置場所（箇所）について、別に記載すること。

（２）業務の履行場所における個人情報等を記録した電子データを保存又は利用（電子データへのアクセス、参照等含む。）する電子計算機の設置場所（箇所）を記載する。

※ 個人情報等を記録した電子データを取り扱わない場合は、その旨記載すること。

（３）保管庫の管理体制として以下を記載する。

○ 保管庫の施錠方法

○ 保管庫の管理者、保管庫の鍵（鍵によらない施錠の場合は、関係者のみが知りうる情報）の管理者

○ 保管庫の鍵の貸出方法及び貸出状況の記録方法（鍵によらない施錠の場合は、関係者のみが知り得る情報の管理方法、施錠状況の記録方法）

（４）個人情報等を記録した紙媒体及び電子データの複写複製の対象となる内容を記載する。

※ 複写複製の対象がない場合は、その旨記載する。

※ 複写複製とは、書類の複写のほか、電子データを電子計算機に格納することや電子データのバックアップの取得等をいう。

※ 契約締結後において、複写複製を行う前に、あらかじめ機構の書面による承認を受けること。

（５）個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ及びこれらの複写・複製物等が不要となる場合の、当該個人情報等の復元又は判読等が不可能な方法による抹消又は廃棄する方法、場所を記載する。

6. 電子計算組織に関する安全管理措置計画

業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織を用意する場合は、以下の（１）～（１

１）、に掲げる組織的、物理的、及び技術的安全管理措置の計画を記載する。

※ 業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織を用意しない場合は、その旨記載する。以下の（１２）及び（１３）については、業務で電子計算組織を用意する場合に、当該安全管理措置の計画を記載する。

※ 業務で電子計算組織を用意しない場合は、その旨記載する。

（１）電子計算組織の管理体制

システム構成図及びシステム管理者を記載する。また、システム構成図には、個人情報等を取り扱う電子計算機と個人情報等を取り扱わない電子計算機とを明確に区分けして記載し、個人情報等を取り扱う電子計算機かつ外部電磁的記録媒体を接続する電子計算機についても明示する。なお、個人情報等を取り扱う電子計算機又は外部電磁的記録媒体を接続する電子計算機がない場合は、その旨を記載する。

（２）アクセス権限付与に関する規則等

アクセス権限及びＩＤの管理方法を記載する。

（３）ＩＤに紐づいたパスワード設定方法又は変更頻度

パスワードは、１２文字以上で、英大文字、英小文字、数字、記号のうち３種以上を組み合わせた設定となっているか否かを記載する。上記の設定ができない場合は、パスワードの変更頻度を併せて記載する。

（４）電子計算組織とインターネットとの物理的隔離状況又は論理的遮断状況

インターネットとの接続箇所が認められないネットワーク構成図等を記載する。なお、インターネットとの接続箇所を論理的に遮断する場合は、委託業務で個人情報等を取り扱う全ての電子計算機において、インターネットとの通信を完全に遮断する方法が確認できる資料を記載又は添付する。

※「インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図」を参考

（５）通信ネットワーク構築時における通信経路の閉域化又は専用線使用

通信経路の閉域化又は専用線使用を確認できる資料を記載又は添付する。

（６）個人情報等を取り扱う電子計算機へのウイルス対策ソフトの導入証明及びウイルススキャンの実施体制

ウイルス対策ソフトの導入を確認できる資料を記載又は添付する。ウイルススキャンの実施方法を記載する。

インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断された環境において、最新のパターンファイル・検索エンジンに更新するための、外部電磁的記録媒体を用いた適用方法を記載する。

※「インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図」を参考

（７）個人情報等を取り扱う電子計算機へのセキュリティパッチの適用体制

インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断された環境において、最新のセキュリティパッチを適用するための、外部電磁的記録媒体を用いた適用方法を記載する。

※「インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図」を参考

（８）個人情報等を取り扱う電子計算組織で使用するソフトウェアがサポート契約期間中である証明

ソフトウェアがサポート契約期間内であり、アップデートの提供が保証されていることを確認できる資料を記載又は添付する。

※ ソフトウェアは、ＯＳの他、個人情報等を取り扱う電子計算組織で使用するソフトウェア（ウイルス対策ソフト、データの抹消ソフト等も含む。）の全てを記載する。

（９）個人情報等を取り扱う電子計算組織の監視体制

アクセス履歴、動作履歴、その他の取得する情報の内容及び保存期間を記載する。取得した情報を定期的に点検又は分析する方法を記載する。不正アクセスを検知するための電子計算組織の監視方法を記載する。

(10) 個人情報等を取り扱う電子計算機の外部電磁的記録媒体接続制限措置

個人情報等を取り扱う電子計算機には外部電磁的記録媒体が技術的又は物理的に接続することができない措置を講じ、外部電磁的記録媒体の接続制限にかかる規定及び内容を記載する。

物理的な安全管理措置の例：カバー、ブロッカー、ガード、セキュリティシール等（物理的な接続制限のみを行う場合、セキュリティシール等貼付するものについては転写型又は脆質型の再貼付できないものに限る。）

(11) 外部電磁的記録媒体を、個人情報等を取り扱う電子計算機へ接続させる場合における体制

外部電磁的記録媒体の取扱者を記載する。

インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断された環境において、外部電磁的記録媒体をウイルススキャンする方法を記載する。

なお、外部電磁的記録媒体の接続について物理的な接続制限措置のみを講じており、かつ接続制限措置を解除する場合は、下記の事項について別途記録を備え付ける（様式任意）。また、上記様式を添付し、③～⑤を記載する。

- ① 接続制限措置を解除した日時
- ② 接続制限措置解除の目的
- ③ 接続制限措置解除の承認者（④及び⑤とは別の者に限る）
- ④ 接続制限措置を解除した者
- ⑤ 外部電磁的記録媒体を接続した操作者

※ 物理的な接続制限措置の解除が行われない場合は、その旨を明記する。

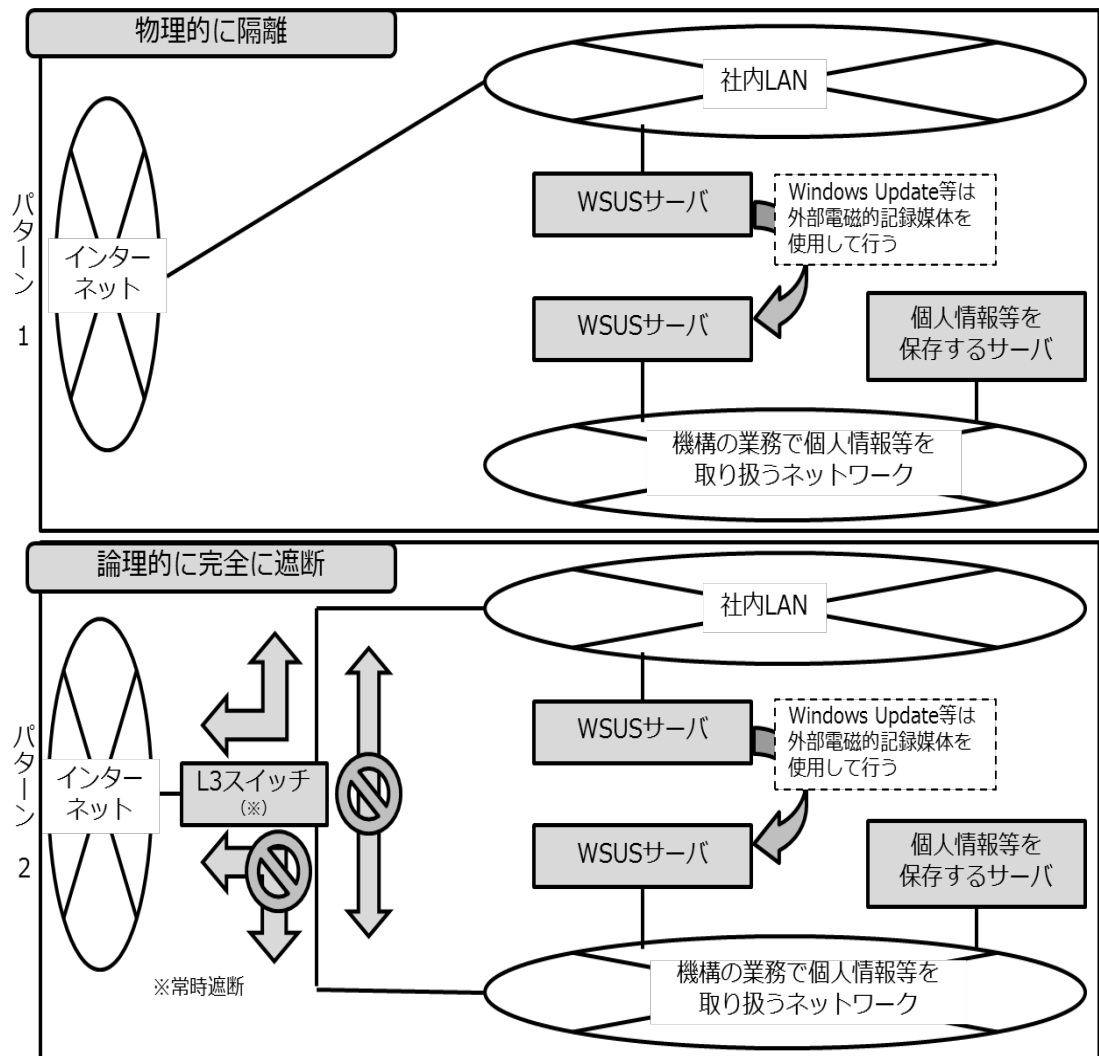
(12) 電子計算機の盗難又は紛失を防止するための直接かつ物理的な措置電子計算機に直接ワイヤロック等を講じている手段を記載する。

(13) 情報セキュリティインシデントを含めた障害発生時における電子計算組織の稼働を回復又は委託業務を回復する体制

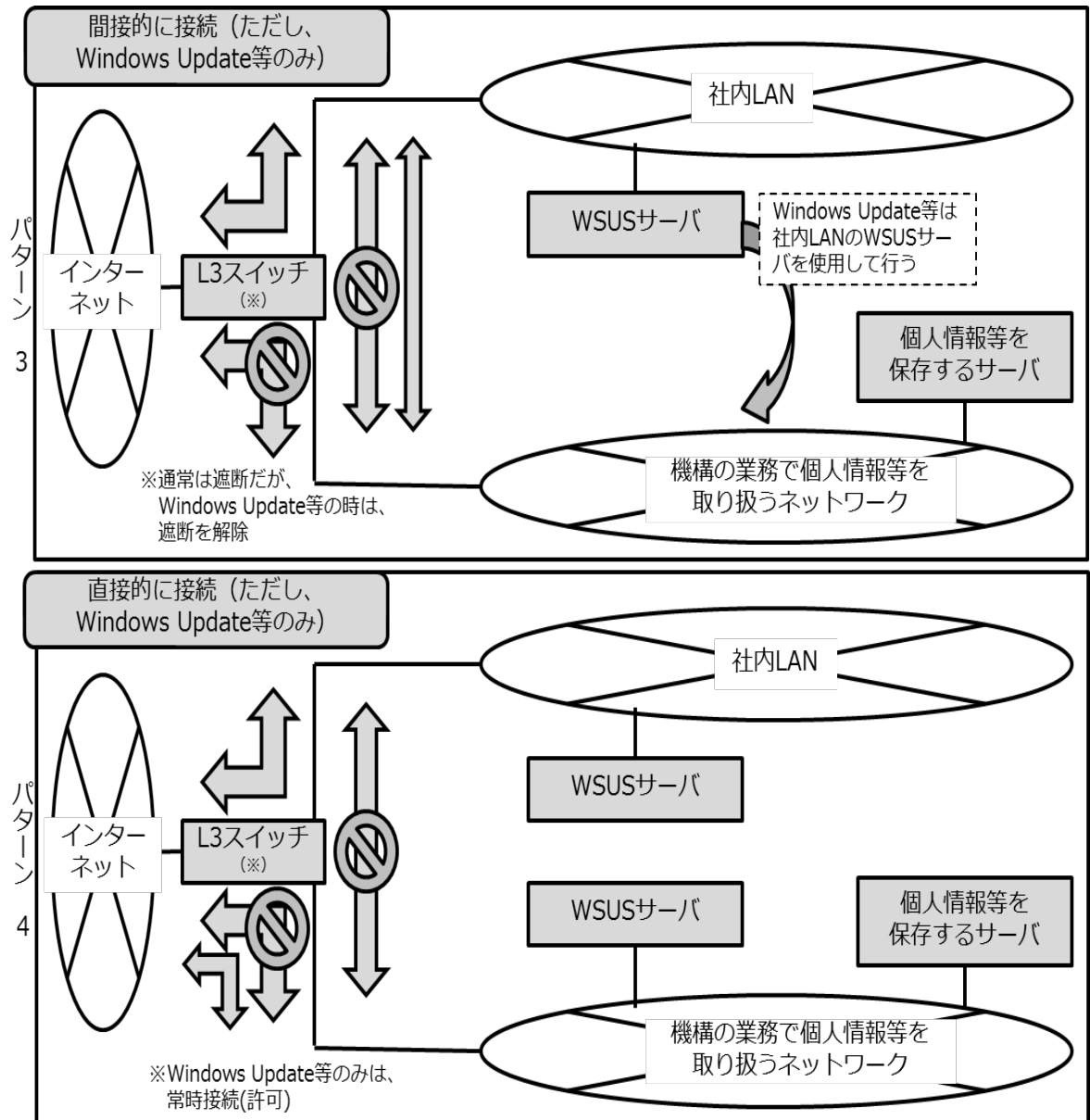
電子計算組織の稼働を回復、電子データの復旧又は委託業務を回復する方法を記載する。

(参考) インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図

○ 問題がない例 (パターン 1、パターン 2)



○ 問題がある例（パターン 3、パターン 4）



7. 情報セキュリティに関する第三者評価の証明

プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001（情報セキュリティに関する第三者評価の認証。）の登録証の写しを提出する。

※ 上記の第三者評価を取得していない場合は、下記①及び②を提出する。

- ① 個人情報等や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた契約（契約終了後及び退職後においても有効である旨が記載されていること。）を締結した守秘義務契約書の写し
- ② 上記 1 から 6 までの項目について策定及び措置を講じていることを証明できる書類

（当該項目の策定及び措置を講じていない場合は、委託業務の開始までに上記 1 から 6 までの項目の策定及び措置を講じることを誓約する書類でも可）

技術試験参加申込書

(印刷専用社会保険フォント・技術テスト用データ貸出票)

日	付	令和	年	月	日
会	社	名			
送	付	先	住	所	
担	当	者			
連	絡	先			
F	A	X	番	号	
緊	急	連	絡	先	
(	携	帯	)		

区分	希望する区分に ○をつけてください	※番号
技術テスト用データ		
印刷専用社会保険フォント		

※貸出者記入欄	令和 年 月 日			
	署名または捺印			

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

EP

以上

印刷専用社会保険フォント・技術テスト用データ返却票

日	付	令和	年	月	日
会	社	名			
住	所				
担	当	者			
連	絡	先			
F A X 番 号					
緊急連絡先（携 帯）					

区分	返却する区分に ○をつけてください	※番号
技術テスト用データ		
印刷専用社会保険フォント		

受領者記入欄	令和 年 月 日			
	署名または捺印			

催告文書の作成及び発送準備業務
(新規 1 か月未納者) (令和 9 年度実施分)

委託要領

日本年金機構国民年金部

令和 8 年 10 月

1 催告文書の仕様

(1) 紙質

上質紙：糊付塗布後メートル坪量：127 g/m² (±5 g/m²) 程度

※1 白色度 80%以上かつ圧着式通知の加工が容易にできるものであること。

※2 グリーン購入法に適合するものであること（入手困難な場合は除く。）。

(2) サイズ

縦6.0 インチ (152.4mm) × 横 12.0 インチ (304.8mm)

加工後の寸法については、近似値可。ただし、圧着後にはがきサイズとなること。

(3) 印刷様式

- ・ オフセット印刷方式 (※1) またはオンデマンド印刷方式 (※2)

※1 紫外線硬化型インキを使用すること。

※2 5ポイントの文字が明瞭に判別できるようにすること。

- ・ 両面印刷 両面刷4色 (墨・赤・青・黄)

※ 水濡れにより容易ににじまないものを使用すること。

(4) 加工

- ① 圧着後、はがきサイズとなるように、両端からそれぞれ 4.0 インチの箇所に、中間縦ミシン加工又はこれと同様の効果のある加工を行うこと。
- ② 上記①で施した加工については、圧着した催告文書を開いた際、容易に切断してしまうことがないようにすること。（中間縦ミシンの両端はアンカットとなるような措置を講ずること。）
- ③ ハガキ本体には「郵便はがき」の文字を印刷し、その印刷された面に添付物を貼付する場合については、圧着加工等を施した後にハガキ本体の「郵便はがき」の文字が表示されるよう添付物にパンチ加工（5穴）を施すかまたは添付物を幅 5mm 程度小さく作成すること。
- ④ ハガキ本体の添付物には、左下及び右下にコーナークットを打ち抜くこと。
ただし、上記③にて添付物を幅 5mm程度小さく作成する方法でハガキを作成した場合には、コーナークットを設けなくてもよいこととする。

(5) レイアウト

別添1「帳票レイアウト」参照。

※ 帳票レイアウトは複数あり、対象者区分データに収録された区分に応じて使用するレイアウトが異なるため注意すること。

(6) 注意事項

圧着加工等を施した後の大きさ及び重さが、第二種郵便物の通常葉書の規格（長辺

14～15.4cm 短編 9～10.7cm、重さ 2～6g) に適合すること。

2 貸与物品

(1) 本番検証品作成用データ

データ項目等の仕様は別添 2「収納対策納付書作成に係る情報提供電子媒体仕様書 (DVD編)」参照。

本番検証品作成用データは、外部電磁的記録媒体 (DVD) (以下「DVD」という。) に収録の上で受託事業者へ貸与する。

引 渡 日：令和 9 年 5 月 2 0 日まで

引渡場所：仕様書「7 所管部署 (連絡先)」のとおり

(2) 対象者データ

データ項目等の仕様は別添 2「収納対策納付書作成に係る情報提供電子媒体仕様書 (DVD編)」参照。

対象者データは、DVD に収録の上で受託事業者へ貸与する。

媒体引渡日、発送スケジュール及び予定件数は別添 3「発送スケジュール」参照。
(予定件数は下記 (4) の対象除外者データにより整理後の見込み件数である。)

なお、DVD 貸与の際に、対象者データの件数を記載した回付票を提供するので、回付票に記載されたデータ件数と、受領したデータ件数 (DVD 収録データ件数) が一致することを確認すること。

初回引渡日：令和 9 年 6 月 2 3 日

引 渡 場 所：上記 (1) と同じ

(3) 対象者区分データ

対象者データに収録されている者について、使用する帳票レイアウトが異なることから、対象者の基礎年金番号 (ハイフン無・10 文字) と適用される帳票区分 (数字 1 文字) を収録したデータを、対象者データの貸与日に DVD に収録の上、貸与する。

なお、対象者区分データに収録される対象者は、上記 (2) の対象者のうち下記 (4) に収録された者を除外した者となる。

初回引渡日：令和 9 年 6 月 2 3 日

引 渡 場 所：上記 (1) と同じ

(4) 対象除外者データ

対象者データに収録されている者で、催告文書を作成しない者の基礎年金番号 (ハイフン無・10 文字) を収録したデータを、対象者データの貸与日に DVD に収録の上、貸与する。

初回引渡日：令和 9 年 6 月 2 3 日

引渡場所：上記（１）と同じ

（５）外字フォント（印刷専用社会保険フォント）

対象者データの２バイト文字は外字を含むため、外字を含む「印刷専用社会保険フォント」をDVDに収録の上貸与する。当日受け取れない場合は、別途連絡の上貸与する。貸与の際は、取扱いを定めた覚書（仕様書別紙１９「委託業務において使用する「印刷専用社会保険フォント」の取扱いに関する覚書」）の提出すること。

引渡日：令和８年１０月１４日から令和８年１１月１０日

引渡場所：原則郵送

（６）セキュアUSBメモリ

引渡日：日本年金機構（以下「機構」という。）が別途指定する日

引渡場所：上記（１）と同じ

※ 帳票レイアウト提供時、校了原稿・プレ印刷帳票提出時に使用

（７）引抜きデータ

対象者データに収録されている者で、催告文書の引抜きをする者に係る基礎年金番号を収録したデータを、DVDに収録の上、貸与する場合がある。

引渡日：郵便局差出の２営業日前まで

引渡場所：上記（１）と同じ

３．作業内容

（１）留意事項

① データ印字

回付されたデータについて別添１「帳票レイアウト」に基づく印字となるよう、プログラムを作成し印字すること。

印字する文字についてはバランスを考慮した上で、可能な限り大きく見やすいものとする。

② 印字内容及び印字位置

印字内容は別添２「収納対策納付書作成に係る情報提供電子媒体仕様書（DVD編）」を参照すること。

印字位置は別添１「帳票レイアウト」に基づく印字となるよう、プログラムを作成し印字すること。

③ 年金事務所個別事項の印字

- ・ 対象者データの項番１１（事務所コード）に対応する年金事務所の郵便番号を、別添５「年金事務所住所一覧」に基づき印字すること。
- ・ 対象者データの項番１１に対応する市場化テスト受託事業者名の個別事項を、別添６「年金事務所個別印字事項一覧」に基づき印字すること。なお、市場

化テスト受託事業者名及び文言については受託事業者決定までに変更があり得る。受託事業者決定後正式版を提供する。また、別添6「年金事務所個別印字事項一覧」は契約期間内において変更があり得る。変更がある場合は、各月の媒体貸与の30日前までに連絡する。

④ 印字データの検証

催告文書に印字されたデータについて表裏同一、左右同一の者であることの検証・確認が行えること。

※ 検証・確認には受託事業者が独自に使用する管理番号等を用い、必ず対象者データ1件ごとに固有の管理番号等を付与するようプログラムすることとし、左右（表裏）のデータ印字不一致を防止すること。管理番号等の重複付与（例：郵便番号区分ごとの重複付与等）は決して行わないこと。

⑤ カスタマバーコードの印字

カスタマバーコードは内国郵便約款別記14（郵便物の受取人の住所又は居所等をバーコードに変換し記載する方法）に規定する方法で印字すること。印字したカスタマバーコードが日本郵便株式会社において確実に読み取れることを確認し、本番検証品提出時に機構へ報告すること。

⑥ 外字データの印字

別途指定する外字データが確実に申出書に印字されることを確認し、本番検証品提出時に機構へ報告すること。

特に、外字作成にあたっては、文字毎の「止め」、「はね」、「突き抜け」部分等が鮮明に判読できるように作成し、その確認の為に報告は、20ポイント以上での印字（又は拡大コピー）により確認を受けること。

⑦ 2次元コードの印字

催告文書の宛名欄に返送郵便物管理用コード（対象者データの項番157～160の数値を繋げた29桁数字）を2次元コード（バージョン1・モデル2・誤り訂正レベルM以上・1辺12mm以上）で印字すること。

（2）印刷原稿の作成及び検証

受託事業者は、上記1に基づき催告文書の印刷原稿を作成の上、催告文書の見本品（カラー原稿とモノクロ原稿を各1部ずつ）とあわせて、当該催告文書の原稿を作成したソフトからPDFファイルに変換した原稿ファイル（テキスト付PDFファイル形式に限る。以下同じ。）を上記2（6）で貸与するセキュアUSBメモリに格納の上、機構が別途指示する日までに機構に提出し検証を受け、プレ印刷催告文書の印刷開始の指示を受けること。

催告文書等の正式な原稿は、契約締結後3か月以内に紙媒体又はセキュアUSBメモリで提供する。契約期間内において帳票レイアウトの変更（催告文書の追加及び封筒の変更を含む。）があり得る。変更がある場合は、媒体引渡日の30日前までに連絡する。

（３）プレ印刷催告文書の作成及び見本品の提出

受託事業者は、（２）にて機構から印刷開始の指示を受けた後、催告文書を作成すること。

催告文書の印刷が完了した時点で、速やかに１枚ごとに裁断された催告文書の見本品各２０枚を機構に提出すること。

あわせて校了原稿をＰＤＦファイル形式でセキュアUSBメモリに格納の上、提出すること。

（４）本番検証品の作成及び提出

受託事業者は、上記２（１）で貸与する本番検証品作成用データ受領後速やかに、上記１で示した仕様・レイアウトに基づき本番検証品を作成し、別添４「本番検証品にかかる品質保証並びに印刷誤り防止にかかる報告書」を添付の上、令和９年６月２日までに機構へ提出すること。

受託事業者は提出した本番検証品について機構の検証を受け、本番品の作成開始の指示を受けること。

また、受託事業者は催告文書を作成するためのプログラムが仕様どおりに出力されるか点検するための「作成プログラム点検チェックシート」等（任意様式）の作成を行い、本番検証品提出時に点検結果を機構へ報告すること。

なお、帳票レイアウトの変更時、対象者データ収録項目変更時及び印刷環境の変更時においても本番検証品の検証を行うこととする。（数量・変更内容・変更時期等の詳細については、機構より別途連絡する。）

（５）本番品作成

受託事業者は、上記（４）にて本番品の作成開始の指示を受けた後、上記２（２）で貸与する対象者データ受領後速やかに、上記１（１）から（６）で示した仕様・レイアウトに基づき催告文書を作成し、圧着加工等を施すこと。

なお、本番品のデータ印字にあたっては、本番検証品作成時と同一の印刷環境で作成し、不正出力を防止すること。

圧着不良がないよう、圧着状態を確認する装置を使用する等適切な措置を講ずること。（圧着日から到着日までの期間も考慮すること。）

作業工程においてエラーが発生した場合は、すべて機械的に再印字・再圧着を実施すること。書類の棄損・破損時も同様の対応とすること。ただし、機械による圧着ができない場合は機械による圧着と同程度の正確性が担保された対応を行うこととし、事前に機構と協議の上、承認を得ること。

紙厚検査又は重量検査においてエラーが発生した場合は、エラーが発生した成果物のほか、前後の成果物についても点検を行い一部封入漏れや、別人の申請書等が混入しないようにすること。

また、毀損品発生時の毀損品管理・再出力手順について運用仕様書に記載すること。
受領したデータ件数（DVD収録データ件数）と催告文書作成件数が一致することを確認すること。

※ 以下、圧着加工まで終了したものを「完成品」という。

（６）業者ダミー品の作成

業者ダミー品とは、対象者データに準拠したダミーデータを挿入することにより、本番品とともに作成される催告文書をいう。

受託事業者は、本番検証品や完成品の品質確認を行うため、以下の措置を講じること。

なお、本項目については、変更する場合がある。変更する場合、機構は事前に連絡する。受託事業者は、機構の指示に従い、その措置を講じること。

- ① １ロールごとに１件以上の業者ダミー品を作成すること。
- ② 業者ダミー品を用いて、左右（表裏）の一致、品質（汚れ、擦れ、折り位置等）の確認を行うこと。
- ③ 業者ダミー品の確認を行ったことがわかる証跡の写しを機構へ提出すること。
証跡の写しの提出方法については、別途指示する。なお、証跡及び業者ダミー品は契約終了時まで保管すること。業者ダミー品は機構から提出を求める場合がある。

（７）機構ダミー品の作成

機構は、完成品の品質検証を行うため、上記２（２）の対象者データに予めダミーデータを挿入する。ダミーデータは都道府県ファイルごとに１件程度を予定しているが、詳細は受託事業者決定後に連絡する。

（８）作成対象者の選定

受託事業者は、対象者データと対象除外者データの突合を行い、両データがマッチした者については、催告文書を作成しないよう対象者データから除外すること。

機構から指示があった場合、作成対象から除外した者の件数及び基礎年金番号を納品日までに報告すること。

（９）発送準備

印字・圧着加工等をした催告文書について、カスタマバーコードの有無ごとに郵便番号区分（３桁及び５桁）をした後、発送準備を行うこと。

丁合作業用のバーコードや管理バーコード等を催告文書へ印字する必要がある場合は、事前に機構にサンプルを提示の上、認可を得ること。

なお、区分及び結束の方法については、差出しを行う日本郵便株式会社と事前に調整し、郵便料金の割引率が最大限となるように行うこと。

(10) 帳票の引抜き

機構は、受託事業者が日本郵便株式会社に催告文書を郵便局へ持込む2営業日前までに引抜きを依頼する場合がある。引抜きがある場合は、機構から電話連絡の上、引抜対象者情報の提供方法を指示する。

引抜対象者の催告文書は、機構が指示した件数と突合せの上梱包し、納品日までに機構（仕様書「7 所管部署」）に納品すること。

また、機構は災害等により納品物を大量に引抜き依頼することについて、受託事業者と協議することができる。

※ 本項は作成済み催告文書からの引抜きを指し、引抜き分も納品件数に含まれる。2(4)対象除外者データにより対象除外となったデータ分は、催告文書作成前に除外することから納品件数には含めない。

(11) 完成品の品質検証

① 機構は、仕様書に示す各納品日の2営業日前までに、上記(7)で作成した機構ダミーの対象一覧（ダミーの基礎年金番号を記載）をメール又はFAXで送信し、引抜きを依頼する。

② 受託事業者は、上記①の対象一覧に基づき機構ダミー品を引抜き、ダミーデータを分離又はソートせずに機構ダミー品を作成したことを確認できる証跡（※）とともに機構へ提出し、検証を受けること。

2回目以降の納品時の機構ダミー品の提出については、メール又はFAX等による機構ダミー品の提出も可能とする予定であるが、後日現物の提出も必須となる。提出方法については、契約締結後に協議とする。

※ 本番品と機構ダミー品を連続して印刷（本番品の中に挿入された状態で印刷）していることを確認できる印刷機（印刷システム）のログその他客観的な証跡を提出すること。

③ 機構は、提出された機構ダミー品及び証跡を検証し、合格の場合、納品を指示する。

④ 上記(7)及び(11)の①から③の作業について、契約期間中に変更する場合がある。変更する場合は事前に連絡するので受託事業者は、機構の指示に従い、実施体制を整えること。

(12) 納品

別添3「発送スケジュール」の納品日（差出日）に、催告文書に料金後納郵便物差出票を添えて日本郵便株式会社に差出すことにより納品とする。

なお、機構における上記(11)による品質検証完了の連絡を受けた上で納品すること。

郵便番号別の差出通数票（カスタマバーコードの有無ごとに作成し、それぞれ合計の件数を表示すること。）を作成し、納品日の前営業日10時までに、紙媒体若しく

はセキュアUSBメモリにより機構へFAX又は持参により提出すること。提出された差出通数票に基づき機構本部で料金後納郵便物差出票を交付する。

差出先は原則銀座郵便局とするが、機構と協議の上承認を得た場合についてはこの限りではない。納品にあたっては、差出しが円滑に行えるよう、梱包方法等について差出しをする日本郵便株式会社の地域区分局と事前に調整すること。

料金後納郵便物差出票の写しは差出後3営業日以内に機構に提出すること。

機構は完成品の一部について、機構が指定する場所へ納品を依頼する場合がある。その場合は、機構が別途指定する日までに指定された場所に完成品を納品すること。

※ 別添7-1「郵便物管理システム DVD 媒体仕様書（共通）」及び別添7-2「郵便物管理システム DVD 媒体仕様書（郵便物作成結果情報）」を参考に、送付郵便分データを作成し、受託事業者が用意するDVDに格納の上、納品日から3営業日以内に仕様書の「7 所管部署」に納品すること。

（13）個人情報等を記録した媒体、催告文書の保管
仕様書10（3）②及び③のとおり。

（14）貸与物等の返却及び個人情報等の廃棄

別添3「発送スケジュール」において「媒体引渡日」に引き渡したDVDは次回媒体引渡しの日に関機に返却すること。最終納品日に係る媒体については令和10年6月13日までに返却すること。また、機構が返却を求めた場合にはただちに返却すること。

外字フォント（印刷専用社会保険フォント）は、初回の納品終了後、次回媒体引渡し日までに機構へ返却すること。なお、貸与物品の返却に当たり、個人情報等を記録した媒体、催告文書の複写複製物等、その他委託業務の実施に当たり作成、汚損、毀損した個人情報等については、仕様書10（3）⑦により抹消又は廃棄を行うこと。

4. 委託条件等

（1）第三者への委託

① 受託業務の実施に当たり、委託業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について再委託をする場合には、事前に機構の書面による承認を得なければならない。

なお、主体的部分を除く一部の業務であっても、個人情報等が目に触れる業務を再委託することは認めないものとする。

また、承認を受けた場合には、再委託業務が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、受託事業者は、速やかに再委託先と本契約にて受託事業者課せられている守秘義務等と同等

以上の条件及び機構が再委託先に調査等を行なえる条件が含まれた契約を締結し、その写しを提出すること。

なお、本業務において主体的部分を除く一部とは、次に限る。

再委託を認める業務

業務	項番	備考
搬送	2、3（14）	貸与物品（DVD）の引渡し時、返却時の搬送
	3（2）（3）（4） （10）（11） （12）	印刷原稿・プレ印刷催告文書・本番検証品・引抜いた催告文書（ダミー品を含む）、送付郵便分データの機構への搬送 差出票の授受・運搬 納品時における郵便局までの搬送

② 機構は再委託先の監督を受託事業者を求めるものとする。

③ 再委託先にあたっては、以下の事項を遵守すること。

ア 再委託先に対する委託要領については、この委託要領に定める内容を必ず規定すること。

イ 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。

- ・ 受託事業者の再委託事業者に対する監督・監査・報告徴取に関する権限。
- ・ 機構の再委託先に対する監査・報告徴取に関する権限。
- ・ 再委託先における個人情報等の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等禁止。
- ・ 再委託先における個人情報等保護のための体制の整備及び安全管理措置。
- ・ 再々委託の禁止。
- ・ 個人情報等の漏えい等が発生した場合の受託事業者の責任。

ウ 再委託の承認を受けた場合においても、受託事業者は再委託先の行為について全責任を負うものとし、受託業務に違反した場合、機構は再委託の承認を取り消すとともに、受託事業者は機構における全ての損害を再委託先と連帯して補填するものとする。

（２）搬送条件

- ① 搬送に使用する車輛は、受託事業者の自社便または配送業者を使用すること。
- ② 搬送に使用する車輛は、施錠できる有蓋車（搬送物がこぼれ落ちないように荷室が金属等で囲われている車）とし、委託業務以外の他の物品との混載を行わないこと。
- ③ 再委託先は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３条による一般貨

物自動車運送事業の許可を受けていること。

- ④ 外部電磁的記録媒体の搬送にあたっては、水漏れや落下等による破損（外部電磁的記録媒体の記録内容の破壊を含む）盗難及び紛失等による情報漏えいを防止する容器に収納すると共に、施錠のできる堅固な容器（ジュラルミン製等）を用いる等の所要の措置を講ずることとし、必要な物品は受託事業者があらかじめ準備すること。

（３）作業上の注意事項

- ① 総括管理責任者及び現場責任者は、作業状況を常に把握し、枚数の不備、印刷内容の誤り、利用者区分割引に合わせた区分や取りまとめ、保管方法等に注意を払うこと。
- ② 事故又は作業工程において問題が発生した場合は、仕様書９（４）事故発生時の緊急対応体制の届出に応じて発生状況、原因等について把握し、直ちに事故処理状況等を機構に報告し、指示を仰ぐものとする。
- ③ 受託事業者は納品後３営業日以内に作成件数および毀損品発生件数を機構に報告すること。
- ④ 完成品として日本郵便株式会社へ差し出された後に、万一事故が発覚した場合、作業開始から事故発生までの間に完成品として日本郵便株式会社に差出された催告文書及び仕掛品についても、同様の事故が発生していないか速やかに確認し、機構に報告するとともに、その後の対応については機構の指示に従うこと。また、回収作業については、受託事業者が責任をもって実施すること。

（４）外部電磁的記録媒体に関する注意事項

- ① 本委託要領の外部電磁的記録媒体（２（１）、２（２）、２（３）、２（４）、２（７）のDVDを除く）は、電子データを格納する際、自動的に暗号化される外部電磁的記録媒体であるセキュア USB メモリを使用することとし、機構より貸与する。引渡方法及び取扱方法については、別途機構より連絡する。
- ② セキュア USB メモリのパスワードは機構より通知する。
- ③ セキュア USB メモリを機構に送付する際は、追跡可能な方法によることとし、送付物の送付事蹟を記録（送付物、宛先、送付年月日、到着年月日、追跡証書（特定記録郵便追跡番号等）等）すること。
- ④ 受託事業者は、パスワードが本来閲覧できる者以外の者に知られた場合又はパスワード通知書を紛失した場合は、直ちに機構に報告の上、外部電磁的記録媒体を追跡可能な方法により機構へ返却（又は提出）すること。なお、機構が郵便事故等によりパスワード通知書の紛失を把握した場合は、機構からその旨連絡する。受託事業者は、連絡受け後直ちに外部電磁的記録媒体を追跡可能な方法により機構へ返却（又は提出）すること。
- ⑤ 外部電磁的記録媒体及びそのパスワード通知書について、同じ場所で保管してはな

らない。また、搬送にあたっては、同梱してはならない。

- ⑥ 機構へ提出又は納品する外部電磁的記録媒体は、最新のウィルスパターンにより、ウィルススキャンを実施の上、ウィルスが検知されなかったものを納品すること。（その結果を提出又は納品の際に添付すること）

（５）その他

- ① 金額の積算については、本仕様書の内容にかかる全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。
- ② 元号のデータ出力について「元号+1年」で出力される場合、1年を元年に変換し出力すること。

帳票レイアウト
パターン1:汎用
(表面)

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

6.0インチ
(152.4 mm)

料金後納郵便

親展

〒

様

カスタマーバーコード

管理用QRコード

お問い合わせ先(宛先不明の場合の連絡先)

日本年金機構 年金事務所

〒

TEL

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

ご案内は内側にあります。
裏面(①)からゆっくりと読んでいただきご確認ください。

あなたの国民年金保険料について、____年 ____月分の保険料が納め忘れとなっています。
今すぐお手元の納付書をご確認ください。

(____年 ____月 ____日時点のデータに基づき作成しています。)

年金に関することで、お困りごとや、今までと変わったことはありませんか？

 **理由は問いません。
まずは一度、ご相談ください。**
(お問い合わせ先は宛名の下部をご確認ください。)

例えば…

- 納付することが難しい
- 納付書を失くしてしまった
- 納付方法を変更したい etc…

 **私たち、日本年金機構は**

- お客様の立場にたって、誠意をもって対応いたします。
- わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
- 年金のご相談には、プラスとなる「もう一言」を心がけます。

※お問い合わせの際は基礎年金番号が必要です。
あなたの基礎年金番号は _____ です。

免除制度のご案内は、
裏面をご確認ください。



ねんきん太郎
(ねんきんネットマスコットキャラクター)

(裏面)

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

6.0インチ
(152.4 mm)

年金に関すること、
まずは一度、ご相談ください。

次のウェブサイトでは、スマートフォンやパソコンの翻訳サービス
を利用して色々な国の言語で読むことができます。

【特設ページ】

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/
kokunen_shinki1.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kokunen_shinki1.html)



①

保険料を未納のままにすると…

◎障害年金・遺族年金を受け取ることができない場合があります。

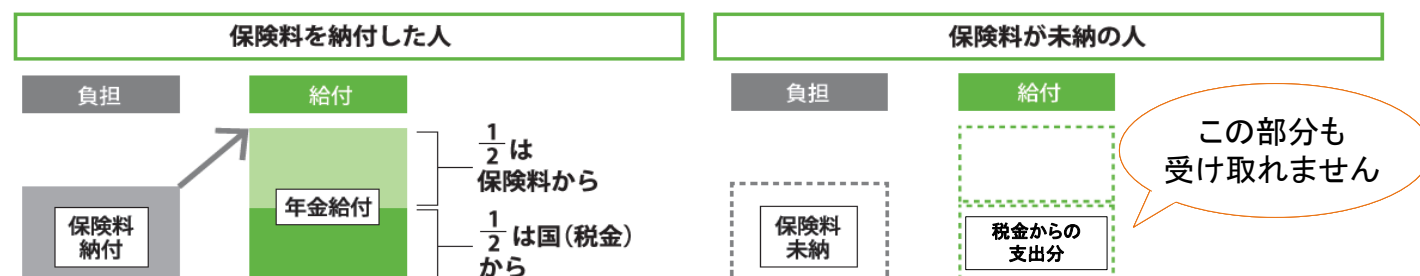
- 不測の事態が起こったときに、年間約85万円※が支給される障害年金や遺族年金が受け取れない場合があります。

※85万円は令和8年度の障害基礎年金2級および遺族基礎年金の金額

◎将来受け取る金額が減額されます。

- 未納が12か月あると、将来受給できる金額が生涯にわたって年間約2万円も少なくなります。

●老齢基礎年金の半分は税金から支出されています。



経済的に保険料を納付することが困難な場合は…

◎国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です。

- 所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）または休止などの理由で保険料を納めることが困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除または猶予される制度があります。
- 学生の方には、学生期間中の保険料納付が猶予される学生納付特例制度があります。
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請は、スマートフォン等による電子申請も可能です。
- 詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」（TEL：0570-003-004）またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。
- また、日本年金機構ホームページにも免除制度の説明がありますので、ご利用ください。

国民年金 免除

検索

※納付の免除・猶予は本人、配偶者、世帯主の所得による審査があります。審査の結果、承認されない場合があります。

※保険料の納付または免除等申請書の提出が本状と行き違いになりましたら、ご容赦願います。

2607 1016 002

帳票レイアウト
パターン2:20歳・学卒
(表面)

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

6.0インチ
(152.4 mm)

料金後納
郵便

親展

〒

日本年金機構からあなたへ

大切なお知らせです

様

カスタマーバーコード

管理用
QRコード

お問い合わせ先(宛先不明の場合の連絡先)

日本年金機構
〒

年金事務所
〒

Tel

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

ご案内は内側にあります。
裏面(①)からゆっくりと開いてご確認ください。

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

あなたの国民年金保険料に納め忘れがあります

年 月分の納付がされていません。

今すぐお手元の納付書をご確認ください。

(年 月 日時点のデータに基づき作成しています。)

今年度の保険料は毎月17,920円です。
納付は可能ですか？

いいえ

はい

今後の保険料の納付は…

お得な口座振替がおすすめです。

詳しくは**右面**をご確認ください。

経済的に保険料を納付することが困難な場合は…

国民年金は免除、納付猶予の制度があります。

制度については**裏面**をご確認ください。

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

これからの国民年金保険料の納付は
便利でお得な
口座振替がおすすめです

口座振替は

2年分の前納で

1年分の前納でも

毎月の納付も
口座振替(早割)なら

保険料が

17,370円 お得

4,510円 お得

60円 お得

クレジットカードでも

2年分の前納で

1年分の前納でも

保険料が

16,010円 お得

3,820円 お得

※令和8年度の保険料に基づく割引額です。

納付書の再発行、口座振替やクレジットカード納付のお申込については
お近くの年金事務所までお問い合わせください。(お問い合わせ先は宛名の下部)
お問い合わせの際は基礎年金番号が必要です。
あなたの基礎年金番号は です。

(裏面)

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

国民年金は 「今の」

あなたも支えています

次のウェブサイトでは、スマートフォンやパソコンの翻訳サービスを利用して色々な国の言語で読むことができます。

【特設ページ】

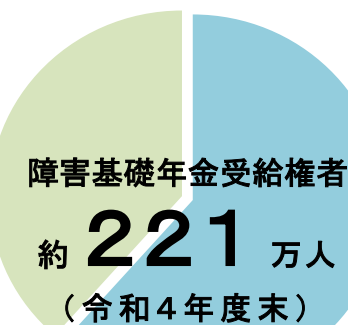
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/English/kokunen_shinki1_02.html



保険料を未納のままにすると…

◎障害年金・遺族年金を受け取ることができない場合があります。

- 不測の事態が起こったときに、年間約85万円※が支給される障害年金や遺族年金が受け取れない場合があります。
※85万円は令和8年度の障害基礎年金2級および遺族基礎年金の金額



このうち20～59歳の方は約 **141** 万人
年金は老後の保障ではありません

経済的に保険料を納付することが困難な場合は…

◎国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です。

- 所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）または休止などの理由で保険料を納めることが困難な場合には、一定の期間 **保険料の納付が免除または猶予される制度**があります。

◎手続きは申請書等に必要事項を記載するだけです。

- 申請書をご希望の方はお近くの年金事務所へお問い合わせください。また、日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。
- 学生の方には、学生期間中の保険料納付が猶予される学生納付特例制度があります。
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請は、スマートフォン等による電子申請も可能です。
- 詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」（Tel：0570-003-004）またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。
- また、日本年金機構ホームページにも免除制度の説明がありますので、ご利用ください。

国民年金 免除 検索

※納付の免除・猶予は本人、配偶者、世帯主の所得による審査があります。審査の結果、承認されない場合があります。
※保険料の納付または免除等申請書の提出が本状と行き違いになりましたら、ご容赦願います。

2607 1016 003

帳票レイアウト
パターン3:退職者等
(表面)

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

6.0インチ
(152.4 mm)

料金後納郵便

親展

〒

日本年金機構からあなたへ

大切なお知らせです

様

カスタマーバーコード

管理用QRコード

お問い合わせ先(宛先不明の場合の連絡先)

日本年金機構
〒

年金事務所

TEL

日本年金機構
Japan Pension Service

ご案内は内側にあります。
裏面(①)からゆっくりと開いてご確認ください。

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

あなたの国民年金保険料に納め忘れがあります

年 月分の納付がされていません。

今すぐお手元の納付書をご確認ください。

(年 月 日時点のデータに基づき作成しています。)

今年度の保険料は毎月17,920円です。

納付は可能ですか？

いいえ

はい

今後の保険料の納付は…

お得な口座振替がおすすめです。

詳しくは右面をご確認ください。

経済的に保険料を納付することが困難な場合は…

国民年金は免除、納付猶予の制度があります。

制度については裏面をご確認ください。

4.0インチ(101.6 mm) ※近似値可

これからの国民年金保険料の納付は
便利でお得な
口座振替がおすすめです

口座振替は

保険料が

2年分の前納で

17,370円 お得

1年分の前納でも

4,510円 お得

毎月の納付も
口座振替(早割)なら

60円 お得

クレジットカードでも

保険料が

2年分の前納で

16,010円 お得

1年分の前納でも

3,820円 お得

※令和8年度の保険料に基づく割引額です。

納付書の再発行、口座振替やクレジットカード納付のお申込については
お近くの年金事務所までお問い合わせください。(お問い合わせ先は宛名の下部)
お問い合わせの際は基礎年金番号が必要です。
あなたの基礎年金番号は です。

(裏面)

国民年金は

「今の」

あなたも支えています

次のウェブサイトでは、スマートフォンやパソコンの翻訳サービスを利用して色々な国の言語で読むことができます。

【特設ページ】

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/English/kokunen_shinku1_03.html



保険料を未納のままにすると…

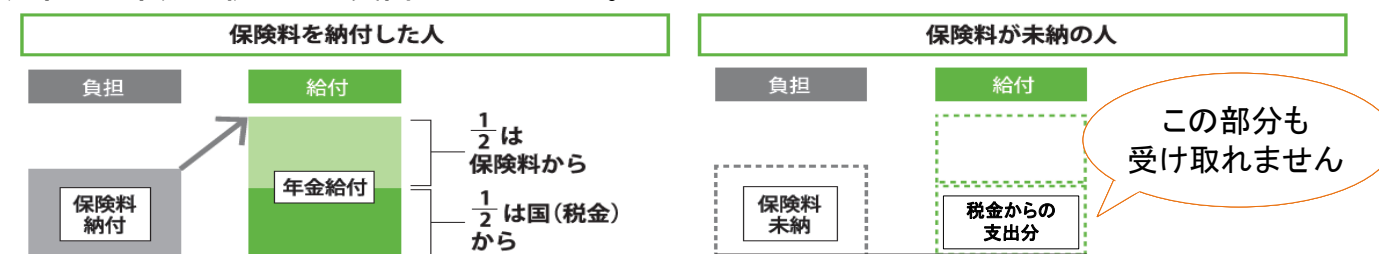
◎障害年金・遺族年金を受け取ることができない場合があります。

- 不測の事態が起こったときに、年間約85万円※が支給される障害年金や遺族年金が受け取れない場合があります。
※85万円は令和8年度の障害基礎年金2級および遺族基礎年金の金額

◎将来受け取る金額が減額されます。

- 未納が12か月あると、将来受給できる金額が生涯にわたって年間約2万円も少なくなります。

●老齢基礎年金の半分は税金から支出されています。



国民年金保険料は免除・納付猶予の制度があります

◎国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です。

- 所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）または休止などの理由で保険料を納めることが困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除または猶予される制度があります。
- 学生の方には、学生期間中の保険料納付が猶予される学生納付特例制度があります。
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請は、スマートフォン等による電子申請も可能です。
- 詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」（Tel：0570-003-004）またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。
- また、日本年金機構ホームページにも免除制度の説明がありますので、ご利用ください。

[国民年金 免除](#) [検索](#)

免除・納付猶予には退職特例制度があります

◎退職された方は所得を0円とみなして審査することができます。

- 通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職された方は所得をゼロとみなして審査することができます。お手続きに必要な書類についてはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

※納付の免除・猶予は本人、配偶者、世帯主のそれぞれの所得による審査があります。審査の結果、承認されない場合があります。
※保険料の納付または免除等申請書の提出が本状と行き違いになりましたら、ご容赦願います。

2607 1016 004

収納対策納付書作成に係る
情報提供電子媒体仕様書
(DVD編)

令和 8 年 1 0 月

5 . 0 版

日本年金機構

目 次

	頁
第 1 基本的事項	1
1. 1 目的	1
1. 2 規定にあたっての基本的な考え方	1
第 2 具体的事項	2
2. 1 電子媒体関係	2
2. 1. 1 電子媒体の種類	2
2. 1. 2 共通規定事項	3
（1）ハード仕様	3
（2）ソフト仕様	4
（3）ボリューム名及び暗号化後ファイル名	7
（4）DVDへの収録ファイルについて	7
2. 2 データ作成規定	9
2. 2. 1 DVD種別	9
2. 2. 2 レコード構成と詳細	9
2. 2. 3 0 件時のファイル作成有無について	9
第 3 貼付ラベル規定	10
3. 1 受託業者用貼付ラベルについて	10
（添付資料）	12
電子媒体の詳細として	
① 出力のイメージ	
② ファイルレイアウトフォーム	

印刷専用社会保険フォント一覧（別添）

第 1 基本的事項

1. 1 目的

この仕様書は、日本年金機構が納付書の作成委託を行うにあたり、受託事業者に対して行われる納付書作成情報の提供に使用する電子媒体の仕様を定めたものです。

1. 2 規定にあたっての基本的な考え方

規定については、日本工業規格（J I S）に基づいて作成しました。
具体的には、J I S X 6 2 4 8（DVDーリライタブルディスク（DVDーRW））に準じた仕様としています。

尚、使用する文字コードは1バイト文字はJ I S 8ビットコード、2バイト文字はS h i f tーJ I Sコードとしました。

第2 具体的事項

2. 1 電子媒体関係

2. 1. 1 電子媒体の種類

表 2. 1. 1 - 1 電子媒体の種類

DVD種類	収納対策納付書DVD
DVDパターン	F
作成元	日本年金機構
作成単位	受託業者
送付先	被保険者
収録概要	新規未納者または、短期未納者または、特別催告状送付者に 作成された納付書(送付書含む)の作成情報が 郵便番号・基礎年金番号にてSORT済み

DVDパターンについて

F : 収納対策分(納付書の出力枚数が被保険者毎に可変)

作成単位について

1枚のDVDに収録可能な複数都道府県の被保険者情報を収録する。

なお、1枚のDVDに集約する都道府県は、取り扱う受託業者が同一の都道府県とする。

2. 1. 2 共通規定事項

(1) ハード仕様

ハード仕様の項目とその内容は、表 2. 1. 2-1 の通りです。

表 2. 1. 2-1 電子媒体のハード仕様

項番	項目	内容	備考
1	記録型DVD規格	DVD-RW	DVD+RWは使用不可
2	ディスク外径	120mm	
3	記録方式	相変化記録方式	
4	レーザー波長	650nm	
5	記録容量	4.7GB (片面)	記録可能容量 ディスク1枚あたり : 4.37GB 1ファイルあたり : 1.90GB
6	記録方式	UDF方式	UDF2.01
7	書込方式	パケットライト	UDF形式でサポート ※書込み時は必ずセッション を閉じる

(2) ソフト仕様

ア) 電子媒体のソフト仕様

ソフト仕様の項目とその内容は、表 2. 1. 2-2 の通りです。

表 2. 1. 2-2 電子媒体のソフト仕様

項番	項目	内容	備考
1	ボリューム名	半角英数字で10桁以内	
2	ファイル名	半角英数字で19桁以内 (ファイル名後の「. (ドット) + 拡張子」 の計4桁除く)	
3	レコード形式	収納対策納付書 固定長レコード (レコード区切り無し) レコード長 6300 バイト	
4	データ属性	1 バイト文字または2 バイト文字	
5	内部コード	1 バイト文字: J I S 8 ビットコード 2 バイト文字: S h i f t - J I S コード	別添の印刷専用社会保険 フォント一覧を参照
6	収録形式	シングルファイル/シングルボリューム	

イ) ソフト仕様の補足説明

ソフト仕様に関する補足説明は、以下の通りです。

① データ属性 (1 バイト文字又は、2 バイト文字)

データの各 1 文字を 1 バイト (8 ビット) で表す形式の文字を 1 バイト文字、
データの各 1 文字を 2 バイト (16 ビット) で表す形式の文字を 2 バイト文字と
いいます。

② 内部コード (J I S 8 ビットコード及び S h i f t - J I S コード)

電子計算組織内の処理において、文字等を表わすために用いる符号です。

③ 収録形式

収録形式は、表 2. 1. 2－3 の通りです。

表 2. 1. 2－3 収録形式

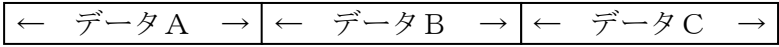
項番	収録形式	データの収録形態	電子媒体の形態
1	シングルファイル／ シングルボリューム	1 枚に 1 暗号化後ファ イルを収録	(注 1) (注 2) The diagram illustrates the data recording process. On the right, a list of prefectures (都道府県 A, B, C, and others) is grouped by a bracket. An arrow points from this group to a box labeled 'フォルダ (受託業者単位)' (Folder (per contractor)). Another arrow points from this folder box to a DVD icon on the left, which is associated with '(注 1)'.

(注 1) 受託業者単位に作成したフォルダを暗号化し、暗号化後ファイルをDVDに収録します。
(注 2) 都道府県単位に作成したファイルを受託業者ごとに集約してフォルダ（受託業者単位）に収録します。

④ レコード形式

- ・ 固定長レコード（レコード区切り無し）

バイナリ属性を含め、任意のデータ属性を格納したレコードで使用可能な形式。
データ部に関しては、区切りのない一つのファイルとする。



ウ) 暗号化処理方式

電子媒体の暗号化処理方式は、表 2. 1. 2-4 の通りです。

表 2. 1. 2-4 電子媒体の暗号化処理方式

項番	項目	内容	備考
1	自己解凍形式	A E S に準拠した暗号化製品による自己解凍形式とする。	
2	パスワード	1 6 桁の半角英数字とする。	
3	暗号化後 ファイル名	フォルダ名（受託業者単位）の末尾に「. exe」を付与する。	フォルダ名（受託業者単位）は、表 2. 1. 2-6 参照

(3) ボリューム名及び暗号化後ファイル名

DVD-RWのボリューム名及び暗号化後ファイル名は、表2. 1. 2-5の通りです。

表2. 1. 2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名

回付方向	DVD名称	ボリューム名	暗号化後ファイル名
日本年金機構 ↓ 受託業者	収納対策 納付書 DVD	新規未納（お知らせ） （正）PAH01A～PAH10A （副）PAH01B～PAH10B 新規未納（納付書） （正）PAH11A～PAH20A （副）PAH11B～PAH20B 新規未納（その他） （正）PAH21A～PAH30A （副）PAH21B～PAH30B 短期未納 （正）PAJ01A～PAJ10A （副）PAJ01B～PAJ10B 特別催告状 （正）PAK01A～PAK10A （副）PAK01B～PAK10B ※取り扱う受託業者数に応じて必要となる 枚数分のボリューム名を上記の範囲より使 用する。 （受託業者ごとに割り当てるボリューム名 の詳細は別途提示させていただきます）	フォルダ名（受託業者単 位）の末尾に「.exe」を付 与する

DVD-RWには、暗号化後のファイルを収録します。

(4) DVDへの収録ファイルについて

収納対策納付書DVDに収録されるファイルは、複数のファイルを格納した
フォルダを暗号化したものとします。

DVDへ収録するファイルの詳細は、表2. 1. 2-6 DVD収録ファイルの通り
です。

表2. 1. 2-6 DVD収録ファイル

フォルダ名 (受託業者単位)	ファイル名
正のボリューム名と同じとします	表2. 1. 2-7 ファイル名一覧参照

表 2. 1. 2-7 ファイル名一覧

項番	都道府県名	事務センタ コード	新規未納 ファイル名			短期未納 ファイル名	特別催告状 ファイル名
			お知らせ	納付書	その他		
1	北海道	0102	SM001A	SM101A	SM201A	TM001A	TS001A
2	青森県	0202	SM002A	SM102A	SM202A	TM002A	TS002A
3	岩手県	0302	SM003A	SM103A	SM203A	TM003A	TS003A
4	宮城県	0402	SM004A	SM104A	SM204A	TM004A	TS004A
5	秋田県	0502	SM005A	SM105A	SM205A	TM005A	TS005A
6	山形県	0602	SM006A	SM106A	SM206A	TM006A	TS006A
7	福島県	0702	SM007A	SM107A	SM207A	TM007A	TS007A
8	茨城県	0802	SM008A	SM108A	SM208A	TM008A	TS008A
9	栃木県	0902	SM009A	SM109A	SM209A	TM009A	TS009A
10	群馬県	1002	SM010A	SM110A	SM210A	TM010A	TS010A
11	埼玉県	1102	SM011A	SM111A	SM211A	TM011A	TS011A
12	千葉県	1202	SM012A	SM112A	SM212A	TM012A	TS012A
13	神奈川県	3102	SM013A	SM113A	SM213A	TM013A	TS013A
14	新潟県	3202	SM014A	SM114A	SM214A	TM014A	TS014A
15	富山県	3302	SM015A	SM115A	SM215A	TM015A	TS015A
16	石川県	3402	SM016A	SM116A	SM216A	TM016A	TS016A
17	福井県	3502	SM017A	SM117A	SM217A	TM017A	TS017A
18	山梨県	3602	SM018A	SM118A	SM218A	TM018A	TS018A
19	長野県	3702	SM019A	SM119A	SM219A	TM019A	TS019A
20	岐阜県	3802	SM020A	SM120A	SM220A	TM020A	TS020A
21	静岡県	3902	SM021A	SM121A	SM221A	TM021A	TS021A
22	大阪府	4102	SM022A	SM122A	SM222A	TM022A	TS022A
23	兵庫県	4202	SM023A	SM123A	SM223A	TM023A	TS023A
24	愛知県	5102	SM024A	SM124A	SM224A	TM024A	TS024A
25	三重県	5202	SM025A	SM125A	SM225A	TM025A	TS025A
26	滋賀県	5302	SM026A	SM126A	SM226A	TM026A	TS026A
27	京都府	5402	SM027A	SM127A	SM227A	TM027A	TS027A
28	奈良県	5502	SM028A	SM128A	SM228A	TM028A	TS028A
29	和歌山県	5602	SM029A	SM129A	SM229A	TM029A	TS029A
30	鳥取県	5702	SM030A	SM130A	SM230A	TM030A	TS030A
31	島根県	5802	SM031A	SM131A	SM231A	TM031A	TS031A
32	岡山県	5902	SM032A	SM132A	SM232A	TM032A	TS032A
33	広島県	6002	SM033A	SM133A	SM233A	TM033A	TS033A
34	山口県	6102	SM034A	SM134A	SM234A	TM034A	TS034A
35	徳島県	7102	SM035A	SM135A	SM235A	TM035A	TS035A
36	香川県	7202	SM036A	SM136A	SM236A	TM036A	TS036A
37	愛媛県	7302	SM037A	SM137A	SM237A	TM037A	TS037A
38	高知県	7402	SM038A	SM138A	SM238A	TM038A	TS038A
39	福岡県	7502	SM039A	SM139A	SM239A	TM039A	TS039A
40	佐賀県	7602	SM040A	SM140A	SM240A	TM040A	TS040A
41	長崎県	7702	SM041A	SM141A	SM241A	TM041A	TS041A
42	熊本県	7802	SM042A	SM142A	SM242A	TM042A	TS042A
43	大分県	7902	SM043A	SM143A	SM243A	TM043A	TS043A
44	宮崎県	8002	SM044A	SM144A	SM244A	TM044A	TS044A
45	鹿児島県	8102	SM045A	SM145A	SM245A	TM045A	TS045A
46	沖縄県	8202	SM046A	SM146A	SM246A	TM046A	TS046A
47	東京都	2104	SM047A	SM147A	SM247A	TM047A	TS047A

2. 2 データ作成規定

納付書作成用DVDには作成の周期や、作成の納付書枚数により複数のDVDが作成されます。それらを区別する為、各DVDにはデータレコードの先頭にDVD種別を設けています。種別については以下の通りです。

2. 2. 1 DVD種別

表 2. 2. 1-1 納付書DVDの種別

種 別	D V D 内 容	備 考
1 1	収納対策納付書 お知らせ（新規未納）DVD	—
	収納対策納付書 納付書（新規未納）DVD	—
	収納対策納付書 その他（新規未納）DVD	—
1 2	収納対策納付書（短期未納）DVD	—
1 3	収納対策納付書（特別催告状）DVD	—

2. 2. 2 レコード構成と詳細

当仕様書で扱う電子媒体についてのレコード構成及び内容は、添付資料の「出力のイメージ」と「ファイルレイアウトフォーム」を参照願います。

2. 2. 3 0件時のファイル作成有無について

出力対象となるレコードが0件の場合については、ファイルを作成しません。

第3 貼付ラベル規定

3. 1 受託業者用貼付ラベルについて

DVDを貸出す際にDVDに収録されている内容を明確にするため、DVDディスクラベル及びDVDディスクケース貼付ラベルの貼付けを行います。

DVDディスクラベルの記載内容については表3. 1-1に、
DVDディスクラベルの記載方法については図3. 1-1に、
DVDディスクラベルの記載例については図3. 1-2に示す。

表3. 1-1 DVDディスクラベルの記載内容

項番	項目	内 容									
①	タイトル	収納対策納付書 お知らせ (新規未納) DVD		収納対策納付書 納付書 (新規未納) DVD		収納対策納付書 その他 (新規未納) DVD		収納対策納付書 (短期未納) DVD		収納対策納付書 (特別催告状) DVD	
②	正／副	正	副	正	副	正	副	副	副	正	副
③	ボリューム名	表2. 1. 2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名の「ボリューム名」を記載する。									
④	ファイル名	表2. 1. 2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名の「暗号化後ファイル名」を記載する。 (拡張子「. (ドット) + exe」含む)									

図3. 1-1 DVDディスクラベルの記載方法



図3. 1-2 DVDディスクラベルの記載例



DVDディスクケース貼付ラベルの記載内容については表3. 1-2に、
DVDディスクケース貼付ラベルの記載方法については図3. 1-3に、
DVDディスクケース貼付ラベルの記載例については図3. 1-4に示す。

表3. 1-2 DVDディスクケース貼付ラベルの記載内容

項番	項目	内 容									
①	タイトル	収納対策納付書 お知らせ (新規未納) DVD		収納対策納付書 納付書 (新規未納) DVD		収納対策納付書 その他 (新規未納) DVD		収納対策納付書 (短期未納) DVD		収納対策納付書 (特別催告状) DVD	
②	正／副	正	副	正	副	正	副	正	副	正	副
③	ボリューム名	表2. 1. 2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名の「ボリューム名」を記載する。									
④	ファイル名	表2. 1. 2-5 ボリューム名及び暗号化後ファイル名の「暗号化後ファイル名」を記載する。 (拡張子「. (ドット) + e x e」含む)									
⑤	作成年月日	DVDを作成した年月日を記載する。 (令和 99 年 99 月 99 日)									
⑥	機構担当名	日本年金機構の担当名を記載する。									

図3. 1-3 DVDディスクケース貼付ラベルの記載方法

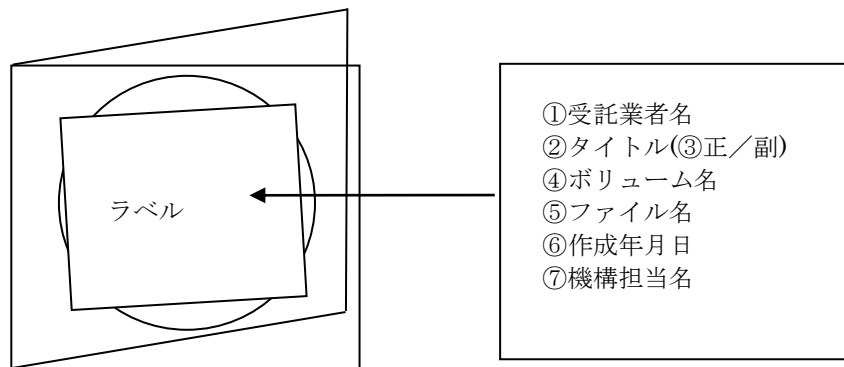


図3. 1-4 DVDディスクケース貼付ラベルの記載例

XXXXXXXXXX 収納対策納付書 お知らせ (新規未納) DVD (正) ボリューム名 : PAH01A ファイル名 : PAH01A.exe 作成年月日 : 令和1年9月20日 日本年金機構 三鷹分室

(添付資料)

電子媒体の詳細として

- ・ 出力のイメージ
- ・ ファイルレイアウトフォーム

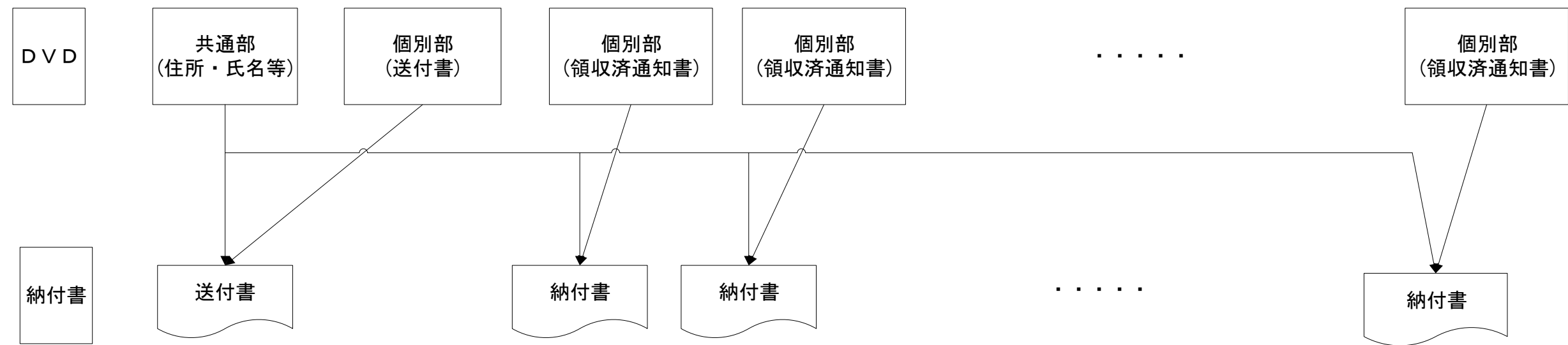
収納対策納付書DVD

印刷専用社会保険フォント一覧（別添）

出力のイメージ

<<収納対策納付書DVD>>

- ・ 共通部に格納した住所・氏名等を、納付書へ印字する。



データレコード6														
項目名	24～35													
	被保険者住所2													
	2行目			3行目								4行目		
	住所データ	有効データ長	印字桁数	住所データ						有効データ長	印字桁数	住所データ		
文字														
種別														
桁数	63	4	4	63						4	4	17		
属性	C	9	9	C						9	9	C		
バイト	63	4	4	63						4	4	17		

データレコード12

項目名	89～104												105～116											
	納付状況(下段)												備考											
	各月納付状況												1行目											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	有効データ長		印字桁数		備考データ							
文字種別																								
桁数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4		4		82							
属性	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	9		9		C							
バイト	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4		4		82							

データレコード13

項目名	105～116																							
	備考																							
	1行目		2行目																		3行目			
	備考データ		有効データ長		印字桁数		備考データ														有効データ長		印字桁数	
文字種別																								
桁数	82		4		4		76														4		4	
属性	C		9		9		C														9		9	
バイト	82		4		4		76														4		4	

データレコード14

項目名	105～116																							
	備考																							
	3行目												4行目											
	備考データ												有効データ長		印字桁数		備考データ							
文字種別																								
桁数	64												4		4		64							
属性	C												9		9		C							
バイト	64												4		4		64							

データレコード15

項目名	105～116										117～119				120～155									
	備考										送付書用バーコード				納付済通知書作成用データ(1枚目)									
	4行目										基礎年金番号	納付書作成枚数	CD	会計年度		保険料種別	納付期間(OCR)	保険料	CD	延滞金	合計額	納付目的	納付期間	
	備考データ													元号	年度								元号(自)	
文字種別																								
桁数	64										10	2	1	8	2	2	10	7	1	7	7	8	8	
属性	C										C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
バイト	64										10	2	1	8	2	2	10	7	1	7	7	8	8	

データレコード16

項目名	120～155																								
	納付済通知書作成用データ(1枚目)																								
	納付期間						期限区分	使用期限				納付番号	確認番号	バーコード用データ											
	元号(自)	年(自)	月(自)	元号(至)		年(至)		月(至)	元号	年	月			日	識別子	発行企業コード	番号			発行 区分	支払期限日				
文字種別																									
桁数	8	2	2	8		2	2	12		8		2	2	2	16		6	2	6		21			1	6
属性	C	C	C	C		C	C	C		C		C	C	C	C		C	C	C		C			C	C
バイト	8	2	2	8		2	2	12		8		2	2	2	16		6	2	6		21			1	6
051015202530354045505560657075808590951000																									

データレコード17

項目名	120～155										156																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	納付済通知書作成用データ(1枚目)										領収済通知書作成用データ(2枚目～26枚目)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	バーコード用データ				予備(スタンプ欄識別用年度)	スタンプ欄識別用コード	固定項目	バーコードデータ2																	予備	CD																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	支払期限日	印刷フラグ	支払金額					全体CD	基礎年金番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
文字種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

データレコード18

項目名	156
	領収済通知書作成用データ(2枚目～26枚目)
文字	
種別	
桁数	
属性	
バイト	

51015202530354045505560657075808590956200

データレコード19

項目名	156	157～160				161
	領収済通知書作成用データ(2枚目～26枚目)	QRコード用データ				予備
		識別区分	郵便物区分コード	照会番号	作成年月日	
文字						
種別						
桁数		2	7	12	8	18
属性		C	C	9	9	C
バイト		2	7	12	8	18

51015202530354045505560657075808590956200

収納対策納付書 詳細

収納対策帳票納付書DVD（1／6）

項番	項目名		桁数	属性	説明	詳細内容	業務要件			
							短期未納	新規未納	特別催告状	
1	DVD種別		2	C		1 1：新規未納 1 2：短期未納 1 3：特別催告状	○	○	○	
共通データ部										
2	識別コード		17	C	XXXX-XXXX-XXXXXX	識別コード（統一事務所コード＋”－”＋特別催告状区分＋抽出月＋発送週＋”－”＋通番）を設定 特別催告状区分 「0 1」：高所得層強制対象、「0 2」：高所得層強制予備軍 「0 3」：中所得層、「0 4」：所得額のみ免除層、 「0 5」：学生納付督促対象層、「0 6」：若年者猶予対象層、 「0 7」：免除対象層、「0 8」：中期未納、「0 9」：長期未納、 「1 0」：短期未納 抽出月：抽出処理走行月 発送週：1～4			○	
3	基礎年金番号 1		10	C	9999999999	基礎年金番号を設定	○	○	○	
4	生年月日 1		7	C	9999999	元号コード＋和暦の年月日を設定	○	○	○	
5	郵便番号		8	C	XXX-XXXX	郵便番号を設定	○	○	○	
6	納付書発行年月日	元号	8	C	漢字項目	元号（漢字 2 文字（左詰め、右余白あり））を設定	○	○	○	
7		発行年	2	C	Z9	発行年を設定	○	○	○	
8		発行月	2	C	Z9	発行月を設定	○	○	○	
9		発行日	2	C	Z9	発行日を設定	○	○	○	
10	基礎年金番号 2		11	C	9999-999999	基礎年金番号を設定（ハイフン含む）	○	○	○	
11	事務所コード		4	C	9999	国年事務所コードを設定	○	○	○	
12	被保険者住所 1	1 行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○
13			印字桁数	4	9		住所 1 行目印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は 1 文字 2 桁とする））	○	○	○
14			住所データ	68	C	カナ／漢字項目	被保険者住所 1 の 1 行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）（最大：カナ 2 6 文字、漢字 1 3 文字（左詰め、右余白あり））	○	○	○
15		2 行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○
16			印字桁数	4	9		住所 2 行目印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は 1 文字 2 桁とする））	○	○	○
17			住所データ	68	C	カナ／漢字項目	被保険者住所 1 の 2 行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）（最大：カナ 2 6 文字、漢字 1 3 文字（左詰め、右余白あり））	○	○	○
18		3 行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○
19			印字桁数	4	9		住所 3 行目印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は 1 文字 2 桁とする））	○	○	○
20			住所データ	65	C	カナ／漢字項目	被保険者住所 1 の 3 行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）（最大：カナ 2 5 文字、漢字 1 2 文字（左詰め、右余白あり））	○	○	○
21	被保険者氏名 1	有効データ長		4	9		氏名データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○
22		印字桁数		4	9		被保険者氏名印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は 1 文字 2 桁とする））	○	○	○
23		氏名データ		65	C	カナ／漢字項目	被保険者氏名データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）（最大：カナ 2 5 文字、漢字 1 2 文字（左詰め、右余白あり））	○	○	○

収納対策帳票納付書DVD（2／6）

項番	項目名			桁数	属性	説明	詳細内容	業務要件			
								短期未納	新規未納	特別催告状	
24	被保険者住所2	1行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○	
25			印字桁数	4	9		住所1行目印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は1文字2桁とする））	○	○	○	
26			住所データ	63	C	カナ／漢字項目	被保険者住所2の1行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）	○	○	○	
27		2行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○	
28			印字桁数	4	9		住所2行目印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は1文字2桁とする））	○	○	○	
29			住所データ	63	C	カナ／漢字項目	被保険者住所2の2行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）	○	○	○	
30		3行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○	
31			印字桁数	4	9		住所3行目印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は1文字2桁とする））	○	○	○	
32			住所データ	63	C	カナ／漢字項目	被保険者住所2の3行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）	○	○	○	
33		4行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○	
34			印字桁数	4	9		住所4行目印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は1文字2桁とする））	○	○	○	
35			住所データ	17	C	カナ／漢字項目	被保険者住所2の4行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）	○	○	○	
36	被保険者氏名2	1行目	有効データ長	4	9		氏名データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○	
37			印字桁数	4	9		被保険者氏名2の1行目印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は1文字2桁とする））	○	○	○	
38			氏名データ	37	C	カナ／漢字項目（最大印字14桁）	被保険者氏名2の1行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）	○	○	○	
39		2行目	有効データ長	4	9		氏名データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○	
40			印字桁数	4	9		被保険者氏名2の2行目印字桁数を設定（印字される桁数（漢字は1文字2桁とする））	○	○	○	
41			氏名データ	32	C	カナ／漢字項目（最大印字12桁）	被保険者氏名2の2行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）	○	○	○	
送付書作成用個別データ											
42	対象年度	元号			8	C	漢字項目	元号（漢字2文字（左詰め、右余白あり））を設定	○	○	○
43		年度			2	C	Z9	対象年度を設定	○	○	○
44	カスタマバーコード			23	C	未使用項目	スペースを設定				
45	管轄事務所名称	事務所名（上段）			28	C	漢字項目	事務所名（上段）を設定（一般事務所:一段左詰めで編集）	○	○	○
46		事務所名（下段）			28	C	未使用項目	スペースを設定			
47	事務所電話番号			14	C		事務所電話番号を設定	○	○	○	
48	事務所住所	1行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○	
49			印字桁数	4	9		事務所名称の1行目印字桁数を設定	○	○	○	
50			住所データ	68	C	カナ／漢字項目	事務所住所の1行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）	○	○	○	
51		2行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○	
52			印字桁数	4	9		事務所名称の2行目印字桁数を設定	○	○	○	
53			住所データ	68	C	カナ／漢字項目	事務所住所の2行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）	○	○	○	
54		3行目	有効データ長	4	9		住所データ中の実データが設定されている長さ（シフトコードを含む）	○	○	○	
55			印字桁数	4	9		事務所名称の3行目印字桁数を設定	○	○	○	
56			住所データ	65	C	カナ／漢字項目	事務所住所の3行目データを設定（印字項目以外は半角スペースを設定）	○	○	○	

収納対策帳票納付書DVD（3／6）

項番	項目名		桁数	属性	説明	詳細内容	業務要件		
							短期未納	新規未納	特別催告状
57	納付状況（上段）	元号	8	C	漢字項目	元号（漢字2文字（左詰め、右余白あり））を設定			○
58		年度	2	C	Z9	年を設定			○
59		未納月数	2	C	Z9	未納月数を設定			○
60		未納金額	6	C	ZZZZZ9	未納金額を設定			○
61		各月納付状況	4月	C		A, B, R, Y, Z, *, +, -, L, H, /, ア, イ, サ, セ, ャ, チ, ツ, ヒ, フ, D, E, ラ, リ, スペースのいずれか。			○
62			5月	C					○
63			6月	C					○
64			7月	C					○
65			8月	C					○
66			9月	C					○
67			10月	C					○
68			11月	C					○
69			12月	C					○
70			1月	C					○
71			2月	C					○
72			3月	C					○
73	納付状況（中段）	元号	8	C	漢字項目	元号（漢字2文字（左詰め、右余白あり））を設定			○
74		年度	2	C	Z9	年を設定			○
75		未納月数	2	C	Z9	未納月数を設定			○
76		未納金額	6	C	ZZZZZ9	未納金額を設定			○
77		各月納付状況	4月	C		A, B, R, Y, Z, *, +, -, L, H, /, ア, イ, サ, セ, ャ, チ, ツ, ヒ, フ, D, E, ラ, リ, スペースのいずれか。			○
78			5月	C					○
79			6月	C					○
80			7月	C					○
81			8月	C					○
82			9月	C					○
83			10月	C					○
84			11月	C					○
85			12月	C					○
86			1月	C					○
87			2月	C					○
88			3月	C					○

2.5変更

2.5変更

収納対策帳票納付書DVD（4／6）

項番	項目名		桁数	属性	説明	詳細内容	業務要件				
							短期未納	新規未納	特別催告状		
89	納付状況（下段）	元号		8	C	漢字項目	元号（漢字2文字（左詰め、右余白あり））を設定			○	
90		年度		2	C	Z9	年を設定			○	
91		未納月数		2	C	Z9	未納月数を設定			○	
92		未納金額		6	C	ZZZZZ9	未納金額を設定			○	
93		各月納付状況	4月		1	C	A, B, R, Y, Z, *, +, -, L, H, /, ア, イ, サ, セ, ¥, チ, ツ, ヒ, フ, D, E, ラ, リ, スペースのいずれか。			○	
94			5月		1	C					
95			6月		1	C					
96			7月		1	C					
97			8月		1	C					
98			9月		1	C					
99			10月		1	C					
100			11月		1	C					
101			12月		1	C					
102			1月		1	C					
103			2月		1	C					
104			3月		1	C					
105	備考	1行目	有効データ長		4	9	未使用項目	ゼロを設定			
106			印字桁数		4	9	未使用項目	ゼロを設定			
107			備考データ		82	C	未使用項目	スペースを設定			
108		2行目	有効データ長		4	9	未使用項目	ゼロを設定			
109			印字桁数		4	9	未使用項目	ゼロを設定			
110			備考データ		76	C	未使用項目	スペースを設定			
111		3行目	有効データ長		4	9	未使用項目	ゼロを設定			
112			印字桁数		4	9	未使用項目	ゼロを設定			
113			備考データ		64	C	未使用項目	スペースを設定			
114		4行目	有効データ長		4	9	未使用項目	ゼロを設定			
115			印字桁数		4	9	未使用項目	ゼロを設定			
116			備考データ		64	C	未使用項目	スペースを設定			
117	バーコード送付書用	基礎年金番号		10	C	9999999999	基礎年金番号を設定	○	○	○	
118		納付書作成枚数		2	C	99	納付書発行枚数を設定（送付書及び納付書の合計枚数）	○	○	○	
119		CD		1	C	9	チェックディジットを設定	○	○	○	
領収済通知書作成用個別データ											
120	領収済通知書作成用データ（1枚目）	会計年度	元号		8	C	漢字項目	元号を設定（漢字2文字（左詰め、右余白あり））	○	○	○
121			年度		2	C	Z9	会計年度を設定	○	○	○
122		保険料種別		2	C	99	01：定額納付、02：付加納付、03：定額＋付加納付、04：半額納付、05：4分の3免除者に係る納付、06：4分の1免除者に係る納付	○	○	○	
123		納付期間（OCR）		10	C	9999999999	納付期間（OCR）を設定（年月（自）、年月（至））	○	○	○	
124		保険料		7	C	ZZZZZ9	保険料額を設定	○	○	○	
125		CD		1	C	9	チェックディジットを設定	○	○	○	
126		延滞金		7	C	ZZZZZ9	延滞金を設定	○	○	○	
127		合計額		7	C	ZZZZZ9	合計額を設定	○	○	○	

2.5 添付

収納対策帳票納付書DVD（5／6）

項番	項目名		桁数	属性	説明	詳細内容	業務要件				
							短期未納	新規未納	特別催告状		
128	領収済通知書作成用データ（1枚目） （続き）	納付目的		8	C	漢字項目	漢字2文字　”未納”、（左詰め、右余白あり）	○	○	○	
129		納付期間	元号(自)		8	C	漢字項目	納付期間（自）元号を設定（漢字2文字（左詰め、右余白あり））	○	○	○
130			年（自）		2	C	Z9	納付期間（自）年を設定	○	○	○
131			月（自）		2	C	Z9	納付期間（自）月　を設定	○	○	○
132			元号(至)		8	C	漢字項目	納付期間（至）元号を設定（漢字2文字（左詰め、右余白あり））	○	○	○
133			年（至）		2	C	Z9	納付期間（至）年を設定	○	○	○
134			月（至）		2	C	Z9	納付期間（至）月　を設定	○	○	○
135			期限区分		12	C	漢字項目	漢字4文字“使用期限”（左詰め、右余白あり）を設定	○	○	○
136		使用期限	元号		8	C	漢字項目	使用期限元号を設定	○	○	○
137			年		2	C	Z9	使用期限年を設定	○	○	○
138			月		2	C	Z9	使用期限月を設定	○	○	○
139			日		2	C	Z9	使用期限日を設定	○	○	○
140		納付番号		16	C	9999999999999999	納付番号を設定	○	○	○	
141		確認番号		6	C	999999	確認番号を設定	○	○	○	
142		バーコード用データ	識別子		2	C		識別子を設定　（”91”固定）	○	○	○
143			発行企業コード		6	C		発行企業コードを設定（”929154”固定）	○	○	○
144			番号		21	C		番号を設定	○	○	○
145			再発行区分		1	C		再発行区分を設定（”0”固定）	○	○	○
146			支払期限日		6	C		支払期限日を設定	○	○	○
147			印紙フラグ		1	C		印紙フラグを設定（”0”固定）	○	○	○
148			支払金額		6	C		支払金額を設定	○	○	○
149			全体C D		1	C		全体チェックディジットを設定	○	○	○
150		予備（スタンプ欄識別用年度）		2	C	未使用項目	スペースを設定				
151		スタンプ欄識別コード		2	C	未使用項目	スペースを設定				
152		バーコードデータ2	固定項目		1	C		固定項目を設定（”5”固定）	○	○	○
153			基礎年金番号		10	C	9999999999	基礎年金番号を設定	○	○	○
154			予備		1	C		ゼロを設定	○	○	○
155			C D		1	C	9	チェックディジットを設定	○	○	○
156	領収済通知書作成用データ（2枚目～26枚目）		4625	C		領収済通知書作成用データ（1枚目）と同一レイアウト	○	○	○		
157	QRコード用データ	識別区分		2	C	XX	識別区分を設定	○	○	○	
158		郵便物区分コード		7	C	XXXXXX	郵便物区分コードを設定	○	○	○	
159		照会番号		12	9	999999999999	照会番号を設定	○	○	○	
160		作成年月日		8	9	YYYYMMDD	作成年月日を設定（西暦）	○	○	○	
161	予備		18	C		スペースを設定					

発送スケジュール（令和9年度・10年度）

調達案件名：催告文書の作成及び発送準備業務（新規1か月未納者）（令和9年度実施分）

①媒体引渡日は現在の予定であり、今後変更があり得る。

②月件数は過去の実績を基にした推計値のため、実際の件数は増減があり得る。

月	未納判定月	見込件数	抽出日	媒体引渡日	納品日(差出日)
4月					
5月					
6月	4月	240,000	令和9年6月10日（木） 11日（金）	令和9年6月23日	令和9年7月6日
7月	5月	71,000	令和9年7月12日（月） 13日（火）	令和9年7月26日	令和9年8月6日
8月	6月	84,000	令和9年8月12日（木） 13日（金）	令和9年8月25日	令和9年9月7日
9月	7月	370,000	令和9年9月10日（金） 13日（月）	令和9年9月27日	令和9年10月8日
10月	8月	90,000	令和9年10月14日（木） 15日（金）	令和9年10月27日	令和9年11月10日
11月	9月	83,000	令和9年11月11日（木） 12日（金）	令和9年11月25日	令和9年12月8日
12月	10月	114,000	令和9年12月10日（金） 13日（月）	令和9年12月23日	令和10年1月12日
1月	11月	77,000	令和10年1月14日（金） 17日（月）	令和10年1月27日	令和10年2月9日
2月	12月	79,000	令和10年2月10日（金） 14日（月）	令和10年2月25日	令和10年3月9日
3月	1月	106,000	令和10年3月10日（金） 13日（月）	令和10年3月24日	令和10年4月6日
4月	2月	79,000	令和10年4月13日（木） 14日（金）	令和10年4月26日	令和10年5月12日
5月	3月	102,000	令和10年5月15日（月） 16日（火）	令和10年5月26日	令和10年6月8日
総計		1,495,000			

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
国民年金部長 隠岐 啓示 殿

所 在 地
法人名又は商号
氏 名 印

本番検証品にかかる品質保証並びに 印刷誤り防止にかかる報告書

催告文書の作成及び発送準備業務（新規 1 か月未納者）（令和 9 年度実施分）にかかる本番検証品について、当社において検証を行った結果、校了後の印刷原稿並びに委託要領の出力仕様書に基づいたデータ印字となっていることを証明します。

また、本番印刷作業について、本番検証品作成時と同一の環境を使用する等、仕様書どおりの印刷となるよう措置を講ずることを報告します。

【実施方法】

どのように実施したか簡潔に記載してください。

○品質検証の内容

○印刷誤り防止の内容

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
0150	札幌東年金事務所	003-8530	札幌市白石区菊水1条3丁目1-1
0151	新さっぽろ年金事務所	004-8558	札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30
0153	札幌西年金事務所	060-8585	札幌市中央区北3条西11-2-1
0157	函館年金事務所	040-8555	函館市千代台町26-3
0160	旭川年金事務所	070-8505	旭川市宮下通2-1954-2
0163	釧路年金事務所	085-8502	釧路市栄町9-9-2
0167	岩見沢年金事務所	068-8585	岩見沢市9条西3
0170	室蘭年金事務所	051-8585	室蘭市海岸町1-20-9
0173	小樽年金事務所	047-8666	小樽市富岡1-9-6
0177	北見年金事務所	090-8585	北見市高砂町2-21
0180	帯広年金事務所	080-8558	帯広市西1条南1
0183	砂川年金事務所	073-0192	砂川市西4条北5丁目1-1
0187	稚内年金事務所	097-8510	稚内市末広4-1-28
0190	留萌年金事務所	077-8533	留萌市大町3
0193	苫小牧年金事務所	053-8588	苫小牧市若草町2-1-14
0197	札幌北年金事務所	001-8585	札幌市北区北24条西6-2-12
0250	青森年金事務所	030-8554	青森市中央1-22-8 日進青森ビル1階・2階
0253	八戸年金事務所	031-8567	八戸市城下4-10-20
0257	弘前年金事務所	036-8538	弘前市外崎5-2-6
0260	むつ年金事務所	035-0071	むつ市小川町2-7-30
0350	盛岡年金事務所	020-8511	盛岡市中ノ橋通1-6-8 monaka4階
0353	一関年金事務所	021-8502	一関市五代町8-23
0357	宮古年金事務所	027-8503	宮古市太田1-7-12
0360	二戸年金事務所	028-6196	二戸市福岡字川又18-16
0363	花巻年金事務所	025-8503	花巻市材木町8-8

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
0450	仙台南年金事務所	982-8531	仙台市太白区長町南1-3-1
0453	古川年金事務所	989-6195	大崎市古川駅南2-4-2
0457	石巻年金事務所	986-8511	石巻市中里4-7-31
0460	仙台北年金事務所	980-8421	仙台市青葉区宮町4-3-21
0463	仙台東年金事務所	983-8558	仙台市宮城野区宮城野3-4-1
0467	大河原年金事務所	989-1245	柴田郡大河原町字新南18-3
0550	秋田年金事務所	010-8565	秋田市保戸野鉄砲町5-20
0553	鷹巣年金事務所	018-3312	北秋田市花園町18-1
0557	大曲年金事務所	014-0027	大仙市大曲通町6-26
0560	本荘年金事務所	015-8505	由利本荘市表尾崎町21-2
0650	山形年金事務所	990-9515	山形市あかねヶ丘1-10-1
0653	鶴岡年金事務所	997-8501	鶴岡市錦町21-12
0657	米沢年金事務所	992-8511	米沢市金池5-4-8
0660	新庄年金事務所	996-0001	新庄市五日町字宮内225-2
0663	寒河江年金事務所	991-0003	寒河江市大字西根字石川西345-1
0750	東北福島年金事務所	960-8567	福島県福島市北五老内町3-30
0753	平年金事務所	970-8501	いわき市平字童子町3-21
0757	郡山年金事務所	963-8545	郡山市桑野1-3-7
0760	会津若松年金事務所	965-8516	会津若松市追手町5-16
0763	相馬年金事務所	976-8510	相馬市中村字桜ヶ丘69
0767	白河年金事務所	961-8533	白河市郭内115-3
0850	水戸南年金事務所	310-0817	水戸市柳町2-5-17
0853	土浦年金事務所	300-0823	土浦市小松1-3-33 ハトリビル1・2階
0857	日立年金事務所	317-0073	日立市幸町2-10-22
0860	下館年金事務所	308-8520	筑西市菅谷1720

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
0863	水戸北年金事務所	310-0062	水戸市大町2-3-32
0950	宇都宮西年金事務所	320-8555	宇都宮市下戸祭2-10-20
0953	栃木年金事務所	328-8533	栃木市城内町1-2-12
0957	今市年金事務所	321-1293	日光市中央町17-3
0960	大田原年金事務所	324-8540	大田原市本町1-2695-22
0963	宇都宮東年金事務所	321-8501	宇都宮市元今泉6-6-13
1050	前橋年金事務所	371-0033	前橋市国領町2-19-12
1053	桐生年金事務所	376-0023	桐生市錦町2-11-19
1057	高崎年金事務所	370-8567	高崎市栄町10-1
1060	渋川年金事務所	377-8588	渋川市石原143-7
1063	太田年金事務所	373-8642	太田市小舞木町262番地
1150	浦和年金事務所	330-8580	さいたま市浦和区北浦和5-5-1
1153	熊谷年金事務所	360-8585	熊谷市桜木町1-93
1157	川越年金事務所	350-1196	川越市脇田本町8-1 U_PLACE5階
1160	春日部年金事務所	344-8561	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル6階
1163	秩父年金事務所	368-8585	秩父市上野町13-28
1167	大宮年金事務所	331-9577	さいたま市北区宮原町4-19-9
1170	所沢年金事務所	359-8505	所沢市上安松1152-1
1172	越谷年金事務所	343-8585	越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ3階
1250	千葉年金事務所	260-8503	千葉市中央区中央港1-17-1
1253	船橋年金事務所	273-8577	船橋市市場4-16-1
1257	木更津年金事務所	292-8530	木更津市新田3-4-31
1260	佐原年金事務所	287-8585	香取市佐原口2116-1
1263	松戸年金事務所	270-8577	松戸市新松戸1-335-2
1267	幕張年金事務所	262-8501	千葉市花見川区幕張本郷1-4-20

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
1269	市川年金事務所	272-8577	市川市市川1-3-18 京成市川ビル 3階
2150	千代田年金事務所	102-8337	千代田区三番町22
2151	青梅年金事務所	198-8525	青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階
2153	目黒年金事務所	153-8905	目黒区上目黒1-12-4
2157	渋谷年金事務所	150-8334	渋谷区神南1-12-1
2160	池袋年金事務所	171-8567	豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4階
2163	荒川年金事務所	116-8904	荒川区東尾久5-11-6
2167	墨田年金事務所	130-8586	墨田区立川3-8-12
2173	八王子年金事務所	192-8506	八王子市南新町4-1
2176	中央年金事務所	104-8175	中央区明石町8-1 聖路加タワー 16階
2177	港年金事務所	105-8513	港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館1～3階
2178	新宿年金事務所	160-8601	新宿区新宿 5-9-2 MipLa新宿五丁目ビル4階
2179	杉並年金事務所	166-8550	杉並区高円寺南2-54-9
2180	中野年金事務所	164-8656	中野区中野2-4-25
2181	上野年金事務所	110-8660	台東区池之端1-2-18 NDK池之端ビル
2182	文京年金事務所	112-8617	文京区千石1-6-15
2183	江東年金事務所	136-8525	江東区亀戸5-16-9
2184	江戸川年金事務所	132-8502	江戸川区中央3-4-24
2185	品川年金事務所	141-8572	品川区大崎5-1-5 高德ビル2階
2186	大田年金事務所	144-8530	大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階
2188	世田谷年金事務所	154-8512	世田谷区 世田谷 1-30-12
2189	北年金事務所	114-8567	北区上十条1-1-10
2190	板橋年金事務所	173-8608	板橋区板橋1-47-4
2191	練馬年金事務所	177-8510	練馬区石神井町4-27-37
2192	足立年金事務所	120-8580	足立区綾瀬2-17-9

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
2193	葛飾年金事務所	124-8512	葛飾区立石3-7-3
2194	立川年金事務所	190-8580	立川市錦町2-12-10
2195	武蔵野年金事務所	180-8621	武蔵野市吉祥寺北町4-12-18
2196	府中年金事務所	183-8505	府中市府中町2-12-2
3150	港北年金事務所	222-8555	横浜市港北区大豆戸町515
3153	横浜西年金事務所	244-8580	横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2階
3157	川崎年金事務所	210-8510	川崎市川崎区宮前町12-17
3160	平塚年金事務所	254-8563	平塚市八重咲町8-2
3163	横須賀年金事務所	238-8555	横須賀市米が浜通1-4 Flos横須賀
3167	小田原年金事務所	250-8585	小田原市浜町1-1-47
3170	相模原年金事務所	252-0388	相模原市南区相模大野6-6-6
3173	高津年金事務所	213-8567	川崎市高津区久本1-3-2
3177	鶴見年金事務所	230-8555	横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル
3180	横浜中年金事務所	220-0012	横浜市西区みなとみらい3-3-1KDX横浜みなとみらいタ ワー6階
3183	横浜南年金事務所	232-8585	横浜市南区宿町2-51
3187	厚木年金事務所	243-8688	厚木市栄町1-10-3
3190	藤沢年金事務所	251-8586	藤沢市藤沢1018
3250	新潟西年金事務所	951-8558	新潟市中央区西大畑町5191-15
3253	長岡年金事務所	940-8540	長岡市台町2-9-17
3257	上越年金事務所	943-8534	上越市西城町3-11-19
3260	三条年金事務所	955-8575	三条市興野3-2-3
3263	新発田年金事務所	957-8540	新発田市新富町1-1-24
3267	柏崎年金事務所	945-8534	柏崎市幸町3-28
3270	新潟東年金事務所	950-8552	新潟市中央区新光町1-16
3273	六日町年金事務所	949-6692	南魚沼市六日町字北沖93-17

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
3350	富山年金事務所	930-8571	富山市牛島新町7-1
3353	高岡年金事務所	933-8585	高岡市中川園町11-20
3357	魚津年金事務所	937-8503	魚津市本江1683-7
3360	砺波年金事務所	939-1397	砺波市豊町2-2-12
3450	金沢北年金事務所	920-8691	金沢市三社町1-43
3453	七尾年金事務所	926-8511	七尾市藤橋町西部22-3
3457	小松年金事務所	923-8585	小松市小馬出町3-1
3460	金沢南年金事務所	921-8516	金沢市泉が丘2-1-18
3550	福井年金事務所	910-8506	福井市手寄2-1-34
3553	敦賀年金事務所	914-8580	敦賀市東洋町5-54
3557	武生年金事務所	915-0883	越前市新町5-2-11
3650	甲府年金事務所	400-8565	甲府市塩部1-3-12
3653	大月年金事務所	401-8501	大月市大月町花咲1602-1
3657	竜王年金事務所	400-0195	甲斐市名取347-3
3750	長野南年金事務所	380-0936	長野市岡田町126-10
3753	岡谷年金事務所	394-8665	岡谷市中央町1-8-7
3757	松本年金事務所	390-8702	松本市鎌田2-8-37
3760	小諸年金事務所	384-8605	小諸市田町2-3-5
3763	飯田年金事務所	395-8655	飯田市宮の前4381-3
3767	伊那年金事務所	396-8601	伊那市山寺1499-3
3770	長野北年金事務所	381-8558	長野市吉田3-6-15
3850	岐阜南年金事務所	500-8381	岐阜市市橋2-1-15
3853	多治見年金事務所	507-8709	多治見市小田町4-8-3
3857	大垣年金事務所	503-8555	大垣市八島町114-2
3860	高山年金事務所	506-8501	高山市花岡町3-6-12

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
3863	美濃加茂年金事務所	505-8601	美濃加茂市太田町2910-9
3867	岐阜北年金事務所	502-8502	岐阜市大福町3-10-1
3950	静岡年金事務所	422-8668	静岡市駿河区中田2-7-5
3953	浜松西年金事務所	432-8015	浜松市中央区高町302-1
3957	沼津年金事務所	410-0032	沼津市日の出町1-40
3960	島田年金事務所	427-8666	島田市柳町1-1
3963	富士年金事務所	416-8654	富士市横割3-5-33
3967	浜松東年金事務所	435-0013	浜松市中央区天龍川町188
3970	清水年金事務所	424-8691	静岡市清水区巴町4-1
3973	三島年金事務所	411-8660	三島市寿町9-44
3977	掛川年金事務所	436-8653	掛川市久保1-19-8
4150	玉出年金事務所	559-8560	大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階
4153	淀川年金事務所	532-8540	大阪市淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階
4157	城東年金事務所	536-8511	大阪市城東区中央1-8-19
4160	天王寺年金事務所	543-8588	大阪市天王寺区悲田院町7-6
4163	貝塚年金事務所	597-8686	貝塚市海塚2-8-3
4167	堺東年金事務所	590-0078	堺市堺区南瓦町2-23
4170	東大阪年金事務所	577-8554	東大阪市永和1-15-14
4173	吹田年金事務所	564-8564	吹田市片山町2-1-18
4175	堺西年金事務所	592-8333	堺市西区浜寺石津町西4-2-18
4177	守口年金事務所	570-0083	守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階
4179	大手前年金事務所	541-0053	大阪府中央区本町4-3-9 本町サンケイビル10階
4181	今里年金事務所	537-0014	大阪市東成区大今里西2-1-8
4183	天満年金事務所	530-0041	大阪市北区天神橋4-1-15
4185	福島年金事務所	553-8585	大阪市福島区福島8-12-6

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
4187	堀江年金事務所	550-0014	大阪市西区北堀江3-10-1
4189	平野年金事務所	547-8588	大阪市平野区喜連西6-2-78
4191	難波年金事務所	556-8585	大阪市浪速区敷津東1-6-16
4193	八尾年金事務所	581-8501	八尾市桜ヶ丘1-65
4195	豊中年金事務所	560-8560	豊中市岡上の町4-3-40
4197	枚方年金事務所	573-1191	枚方市新町2-2-8
4199	市岡年金事務所	552-0003	大阪市港区磯路3-25-17
4250	東灘年金事務所	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町1-11-17
4251	加古川年金事務所	675-0031	加古川市加古川町北在家2602
4253	兵庫年金事務所	652-0898	神戸市兵庫区駅前通1-3-1
4257	尼崎年金事務所	660-0892	尼崎市東難波町2-17-55
4260	姫路年金事務所	670-0947	姫路市北条1-250
4263	明石年金事務所	673-8512	明石市鷹匠町12-12
4267	豊岡年金事務所	668-0021	豊岡市泉町4-20
4270	西宮年金事務所	663-8567	西宮市津門大塚町8-26
4273	三宮年金事務所	650-0033	神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階
4277	須磨年金事務所	654-0047	神戸市須磨区磯馴町4-2-12
5150	昭和年金事務所	466-8567	名古屋市昭和区桜山町5-99-6 桜山駅前ビル
5151	豊川年金事務所	442-8605	豊川市金屋町32
5153	名古屋北年金事務所	462-8666	名古屋市北区清水5-6-25
5157	中村年金事務所	453-8653	名古屋市中村区太閤1-19-46
5160	豊橋年金事務所	441-8603	豊橋市菰口町3-96
5163	一宮年金事務所	491-8503	一宮市新生4-7-13
5167	岡崎年金事務所	444-8607	岡崎市朝日町3-9
5170	半田年金事務所	475-8601	半田市西新町1-1

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
5173	刈谷年金事務所	448-8662	刈谷市寿町1-401
5177	瀬戸年金事務所	489-8686	瀬戸市共栄通4-6
5180	大曽根年金事務所	461-8685	名古屋市東区東大曽根町28-1
5183	名古屋西年金事務所	451-8558	名古屋市西区城西1-6-16
5187	鶴舞年金事務所	460-0014	名古屋市中区富士見町2-13
5190	笠寺年金事務所	457-8605	名古屋市南区柵下町3-21
5193	熱田年金事務所	456-8567	名古屋市熱田区伝馬2-3-19
5197	豊田年金事務所	471-8602	豊田市神明町3-33-2
5250	津年金事務所	514-8522	津市桜橋3-446-33
5253	四日市年金事務所	510-8543	四日市市十七軒町17-23
5257	松阪年金事務所	515-8973	松阪市宮町17-3
5260	尾鷲年金事務所	519-3692	尾鷲市林町2-23
5263	伊勢年金事務所	516-8522	伊勢市宮後3-5-33
5350	大津年金事務所	520-0806	大津市打出浜13-5
5353	彦根年金事務所	522-8540	彦根市外町169-6
5357	草津年金事務所	525-0025	草津市西渋川1-16-35
5450	上京年金事務所	603-8522	京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階
5453	京都西年金事務所	615-8511	京都市右京区西京極南大入町81
5457	中京年金事務所	604-0902	京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉾田町287
5460	下京年金事務所	600-8154	京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町308
5463	京都南年金事務所	612-8558	京都市伏見区竹田七瀬川町8-1
5467	舞鶴年金事務所	624-8555	舞鶴市南田辺50-8
5550	奈良年金事務所	630-8512	奈良市芝辻町4-9-4
5553	大和高田年金事務所	635-8531	大和高田市幸町5-11
5557	桜井年金事務所	633-8501	桜井市大字谷88-1

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
5650	和歌山東年金事務所	640-8541	和歌山市太田3-3-9
5653	田辺年金事務所	646-8555	田辺市朝日ヶ丘24-8
5657	和歌山西年金事務所	641-0035	和歌山市関戸2-1-43
5750	鳥取年金事務所	680-0846	鳥取市扇町176
5753	米子年金事務所	683-0805	米子市西福原2-1-34
5757	倉吉年金事務所	682-0023	倉吉市山根619-1
5850	松江年金事務所	690-8511	松江市東朝日町107
5853	浜田年金事務所	697-0017	浜田市原井町908-26
5857	出雲年金事務所	693-0021	出雲市塩冶町1516-2
5950	岡山西年金事務所	700-8572	岡山市北区昭和町12-7
5953	倉敷東年金事務所	710-8567	倉敷市老松町3-14-22
5957	津山年金事務所	708-8504	津山市田町112-5
5960	高梁年金事務所	716-8668	高梁市旭町1393-5
5963	岡山東年金事務所	703-8533	岡山市中区国富228
5967	倉敷西年金事務所	713-8555	倉敷市玉島1952-1
6050	広島東年金事務所	730-8515	広島市中区基町1-27
6053	広島西年金事務所	733-0833	広島市西区商工センター2-6-1 NTTドコモソリューションズ広島ビル1階
6057	福山年金事務所	720-8533	福山市旭町1-6
6060	呉年金事務所	737-8511	呉市宝町2-11
6063	三原年金事務所	723-8510	三原市円一町2-4-2
6067	三次年金事務所	728-8555	三次市十日市東3-16-8
6070	広島南年金事務所	734-0007	広島市南区皆実町1-4-35
6073	備後府中年金事務所	726-0005	府中市府中町736-2
6150	山口年金事務所	753-8651	山口市吉敷下東1-8-8
6153	下関年金事務所	750-8607	下関市上新地町3-4-5

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
6157	徳山年金事務所	745-8666	周南市新宿通5-1-8
6160	萩年金事務所	758-8570	萩市江向323-1
6163	岩国年金事務所	740-8686	岩国市立石町1-8-7
6167	宇部年金事務所	755-0027	宇部市港町1-3-7
7150	徳島北年金事務所	770-8522	徳島市佐古三番町12-8
7153	阿波半田年金事務所	779-4193	美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2
7157	徳島南年金事務所	770-8054	徳島市山城西4-45
7250	高松東年金事務所	760-8543	高松市塩上町3-11-1
7253	善通寺年金事務所	765-8601	善通寺市文京町2-9-1
7257	高松西年金事務所	760-8553	高松市錦町2-3-3
7350	松山西年金事務所	790-8512	松山市南江戸3-4-8
7353	今治年金事務所	794-8515	今治市別宮町6-4-5
7357	宇和島年金事務所	798-8603	宇和島市天神町4-43
7360	松山東年金事務所	790-0952	松山市朝生田町1-1-23
7363	新居浜年金事務所	792-8686	新居浜市庄内町1-9-7
7450	高知東年金事務所	781-9556	高知市棧橋通4-13-3
7453	幡多年金事務所	787-8790	四万十市中村東町2-4-10
7457	南国年金事務所	783-8507	南国市大桶甲1214-6
7460	高知西年金事務所	780-8530	高知市旭町3-70-1
7550	東福岡年金事務所	812-8657	福岡市東区馬出3-12-32
7553	中福岡年金事務所	810-8668	福岡市中央区大手門2-8-25
7557	小倉北年金事務所	803-8588	北九州市小倉北区大手町13-3
7560	久留米年金事務所	830-8501	久留米市諏訪野町2401
7563	直方年金事務所	822-8555	直方市知古1-8-1
7567	八幡年金事務所	806-8555	北九州市八幡西区岸の浦1-5-5

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
7570	大牟田年金事務所	836-8501	大牟田市大正町6-2-10
7573	南福岡年金事務所	815-8558	福岡市南区塩原3-1-27
7577	博多年金事務所	812-8540	福岡市博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4・5階
7583	小倉南年金事務所	800-0294	北九州市小倉南区下曾根1-8-6
7587	西福岡年金事務所	819-8502	福岡市西区内浜1-3-7
7650	佐賀年金事務所	849-8503	佐賀市八丁畷町1-32
7653	唐津年金事務所	847-8501	唐津市千代田町2565
7657	武雄年金事務所	843-8588	武雄市武雄町大字昭和43-6
7750	長崎北年金事務所	852-8502	長崎市稲佐町4-22
7753	佐世保年金事務所	857-8571	佐世保市稲荷町2-37
7757	諫早年金事務所	854-8540	諫早市栄田町47-39
7760	長崎南年金事務所	850-8533	長崎市金屋町3-1
7850	熊本西年金事務所	860-8534	熊本市中央区千葉城町2-37
7857	八代年金事務所	866-8503	八代市萩原町2-11-41
7860	本渡年金事務所	863-0033	天草市東町2-21
7863	玉名年金事務所	865-8585	玉名市松木11-4
7867	熊本東年金事務所	862-0901	熊本市東区東町4-6-41
7950	大分年金事務所	870-0997	大分市東津留2-18-15
7953	別府年金事務所	874-8555	別府市西野口町2-41
7957	佐伯年金事務所	876-0823	佐伯市女島二丁目9029-5
7960	日田年金事務所	877-8585	日田市淡窓1-2-75
8050	宮崎年金事務所	880-8588	宮崎市天満2-4-23
8053	延岡年金事務所	882-8503	延岡市大貫町1-2978-2
8057	都城年金事務所	885-8501	都城市一万城町71-1
8060	高鍋年金事務所	884-0004	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105-1

年金事務所住所一覧

国年事務所 コード	課所名	郵便番号	住所
8150	鹿児島南年金事務所	890-8533	鹿児島市鴨池新町5-25
8153	奄美大島年金事務所	894-0035	奄美市名瀬塩浜町3-1
8157	鹿屋年金事務所	893-0014	鹿屋市寿3-8-19
8160	川内年金事務所	895-0012	薩摩川内市平佐町2223
8163	鹿児島北年金事務所	892-8577	鹿児島市住吉町6-8
8167	加治木年金事務所	899-5292	姶良市加治木町諏訪町113
8250	那覇年金事務所	900-0025	那覇市壺川2-3-9
8253	コザ年金事務所	904-0021	沖縄市胡屋2-2-52
8257	名護年金事務所	905-0021	名護市東江1-9-19
8260	平良年金事務所	906-0013	宮古島市平良下里791
8263	石垣年金事務所	907-0004	石垣市登野城55-3
8267	浦添年金事務所	901-2121	浦添市内間3-3-25

【年金事務所個別印字事項一覧】

日本年金機構から提供する「収納対策納付書作成に係る情報提供電子媒体仕様書（ＤＶＤ編）ＭＴ」に収録された被保険者レコードにおける、ファイルフォーマットの項番１１「事務所コード」に対応した出力文言を受託業者において催告文書に出力する。
なお、対応する事務所コードがない及びブランク出力となる事例が発生した場合は、日本年金機構まで報告すること。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 (１～３行目)	【出力文言】 企業名 (４行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (５行目または５～７行目) ※
北海道	札幌東	0150	0101	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	札幌西	0153	0103	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	函館	0157	0105	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	旭川	0160	0107	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	釧路	0163	0109	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	岩見沢	0167	0111	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	室蘭	0170	0113	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	小樽	0173	0115	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	北見	0177	0117	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	帯広	0180	0119	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	砂川	0183	0121	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	稚内	0187	0123	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	留萌	0190	0125	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	苫小牧	0193	0127	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	札幌北	0197	0129	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
北海道	新さっぽろ	0151	0131	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
秋田	本荘	0560	0507	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
山形	山形	0650	0601	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
山形	鶴岡	0653	0603	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
山形	米沢	0657	0605	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
山形	新庄	0660	0607	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
山形	寒河江	0663	0609	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
福島	東北福島	0750	0701	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
福島	平	0753	0703	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
福島	郡山	0757	0705	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
福島	会津若松	0760	0707	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
福島	相馬	0763	0709	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
福島	白河	0767	0711	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
茨城	水戸南	0850	0801	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
茨城	土浦	0853	0803	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
茨城	日立	0857	0805	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
茨城	下館	0860	0807	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
茨城	水戸北	0863	0809	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
栃木	宇都宮西	0950	0901	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
千葉	船橋	1253	1203	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
千葉	木更津	1257	1205	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
千葉	佐原	1260	1207	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
千葉	松戸	1263	1209	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
千葉	幕張	1267	1211	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
千葉	市川	1269	1213	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	千代田	2150	2113	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	港	2177	2117	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	中央	2176	2121	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	上野	2181	2123	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	文京	2182	2125	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	足立	2192	2127	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	江東	2183	2129	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	江戸川	2184	2131	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	墨田	2167	2133	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	葛飾	2193	2135	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	板橋	2190	2137	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	池袋	2160	2139	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
東京	新宿	2178	2141	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	杉並	2179	2143	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	渋谷	2157	2145	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	世田谷	2188	2147	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	品川	2185	2149	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	大田	2186	2151	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	立川	2194	2153	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	武蔵野	2195	2155	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	八王子	2173	2159	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	練馬	2191	2161	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	目黒	2153	2163	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	荒川	2163	2165	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	北	2189	2167	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	中野	2180	2169	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	青梅	2151	2173	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
東京	府中	2196	2171	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川	鶴見	3177	3101	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川	横浜中	3180	3103	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
神奈川県	横浜南	3183	3105	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	港北	3150	3107	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	横浜西	3153	3109	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	川崎	3157	3111	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	平塚	3160	3113	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	相模原	3170	3115	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	小田原	3167	3117	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	横須賀	3163	3119	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	高津	3173	3121	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	厚木	3187	3123	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
神奈川県	藤沢	3190	3125	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
新潟県	新潟西	3250	3201	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
新潟県	長岡	3253	3203	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
新潟県	上越	3257	3205	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
新潟県	三条	3260	3207	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
新潟県	新発田	3263	3209	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
新潟県	柏崎	3267	3211	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。
新潟県	新潟東	3270	3213	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」	お問い合わせ先 0570-021-781 ※IP電話をご利用の場合 03-3941-3162 営業時間 8:30～21:00 ※年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
新潟	六日町	3273	3215	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
富山	富山	3350	3301	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
富山	高岡	3353	3303	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
富山	魚津	3357	3305	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
富山	砺波	3360	3307	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
石川	金沢北	3450	3401	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
石川	七尾	3453	3403	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
石川	小松	3457	3405	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
石川	金沢南	3460	3407	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
福井	福井	3550	3501	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
福井	敦賀	3553	3503	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
福井	武生	3557	3505	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社ボックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
山梨	甲府	3650	3601	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
山梨	大月	3653	3603	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
山梨	竜王	3657	3605	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
長野	長野南	3750	3701	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
長野	岡谷	3753	3703	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
長野	飯田	3763	3705	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
長野	松本	3757	3707	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
長野	小諸	3760	3709	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
長野	伊那	3767	3711	B	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「アイヴィジット・ＮＴＴ印刷共同企業体」	お問い合わせ先 ０５７０－０２１－７８１ ※ＩＰ電話をご利用の場合 ０３－３９４１－３１６２ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※年末年始を除く。
岐阜	岐阜南	3850	3801	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
岐阜	多治見	3853	3803	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
岐阜	大垣	3857	3805	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
岐阜	高山	3860	3807	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
岐阜	美濃加茂	3863	3809	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
岐阜	岐阜北	3867	3811	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
静岡	静岡	3950	3901	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
静岡	浜松東	3967	3903	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
静岡	浜松西	3953	3905	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
静岡	沼津	3957	3907	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
静岡	島田	3960	3909	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
静岡	富士	3963	3911	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
静岡	清水	3970	3913	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
静岡	三島	3973	3915	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。
静岡	掛川	3977	3917	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 ０１２０－６９３－６６４ 営業時間 ８：３０～２１：００ ※盆、年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
大阪	大手前	4179	4101	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	堀江	4187	4103	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	市岡	4199	4105	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	天満	4183	4107	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	淀川	4153	4109	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	今里	4181	4111	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	福島	4185	4113	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	城東	4157	4115	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	天王寺	4160	4117	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	難波	4191	4119	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	玉出	4150	4121	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	八尾	4193	4123	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	枚方	4197	4125	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	豊中	4195	4127	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	平野	4189	4129	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	貝塚	4163	4131	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	堺東	4167	4133	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	東大阪	4170	4135	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
大阪	吹田	4173	4137	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	守口	4177	4139	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大阪	堺西	4175	4141	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	三宮	4273	4201	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	須磨	4277	4203	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	東灘	4250	4205	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	兵庫	4253	4207	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	尼崎	4257	4209	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	姫路	4260	4211	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	明石	4263	4213	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	豊岡	4267	4215	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	西宮	4270	4217	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
兵庫	加古川	4251	4219	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	大曽根	5180	5101	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	鶴舞	5187	5103	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	笠寺	5190	5105	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	中村	5157	5107	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	熱田	5193	5109	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
愛知	昭和	5150	5111	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	名古屋北	5153	5113	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	名古屋西	5183	5115	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	豊橋	5160	5117	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	一宮	5163	5119	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	岡崎	5167	5121	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	半田	5170	5123	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	刈谷	5173	5125	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	瀬戸	5177	5127	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	豊田	5197	5129	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛知	豊川	5151	5131	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
三重	津	5250	5201	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
三重	四日市	5253	5203	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
三重	松阪	5257	5205	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
三重	尾鷲	5260	5207	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
三重	伊勢	5263	5209	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
滋賀	大津	5350	5301	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
滋賀	彦根	5353	5303	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
滋賀	草津	5357	5305	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
京都	上京	5450	5401	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
京都	中京	5457	5403	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
京都	下京	5460	5405	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
京都	京都南	5463	5407	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
京都	京都西	5453	5409	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
京都	舞鶴	5467	5411	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
奈良	奈良	5550	5501	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
奈良	大和高田	5553	5503	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
奈良	桜井	5557	5505	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
和歌山	和歌山東	5650	5601	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
和歌山	田辺	5653	5603	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
和歌山	和歌山西	5657	5605	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
鳥取	鳥取	5750	5701	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
鳥取	米子	5753	5703	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
鳥取	倉吉	5757	5705	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
島根	松江	5850	5801	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
島根	浜田	5853	5803	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 企業名 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
島根	出雲	5857	5805	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
岡山	岡山西	5950	5901	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
岡山	倉敷東	5953	5903	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
岡山	津山	5957	5905	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
岡山	高梁	5960	5907	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
岡山	岡山東	5963	5909	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
岡山	倉敷西	5967	5911	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
広島	広島東	6050	6001	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
広島	広島西	6053	6003	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
広島	福山	6057	6005	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
広島	呉	6060	6007	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
広島	三原	6063	6009	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
広島	三次	6067	6011	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
広島	広島南	6070	6013	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
広島	備後府中	6073	6015	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
山口	山口	6150	6101	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
山口	下関	6153	6103	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
山口	徳山	6157	6105	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
山口	宇部	6167	6107	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
山口	岩国	6163	6109	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
山口	萩	6160	6111	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
徳島	徳島北	7150	7101	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
徳島	阿波半田	7153	7103	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
徳島	徳島南	7157	7105	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
香川	高松東	7250	7201	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
香川	高松西	7257	7203	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
香川	善通寺	7253	7205	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛媛	松山西	7350	7301	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛媛	今治	7353	7303	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛媛	宇和島	7357	7305	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛媛	松山東	7360	7307	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
愛媛	新居浜	7363	7309	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
高知	幡多	7453	7403	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
高知	南国	7457	7407	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
高知	高知西	7460	7409	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	博多	7577	7501	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
福岡	中福岡	7553	7503	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	南福岡	7573	7505	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	小倉北	7557	7507	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	久留米	7560	7509	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	直方	7563	7511	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	八幡	7567	7513	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	大牟田	7570	7515	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	東福岡	7550	7517	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	小倉南	7583	7519	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
福岡	西福岡	7587	7521	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
佐賀	佐賀	7650	7601	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
佐賀	唐津	7653	7603	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
佐賀	武雄	7657	7605	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
長崎	長崎南	7760	7701	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
長崎	佐世保	7753	7705	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
長崎	諫早	7757	7707	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
熊本	熊本東	7867	7801	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
熊本	熊本西	7850	7803	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金事務所	国年事務所コード	統一事務所コード	出力パターン	【出力文言】 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目) ※
熊本	八代	7857	7805	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
熊本	本渡	7860	7807	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
熊本	玉名	7863	7809	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大分	大分	7950	7901	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大分	別府	7953	7903	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大分	佐伯	7957	7905	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
大分	日田	7960	7907	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
宮崎	宮崎	8050	8001	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
宮崎	延岡	8053	8003	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
宮崎	都城	8057	8005	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
宮崎	高鍋	8060	8007	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
鹿児島	鹿児島南	8150	8101	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
鹿児島	川内	8160	8103	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
鹿児島	鹿屋	8157	8105	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
鹿児島	奄美大島	8153	8107	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
鹿児島	鹿児島北	8163	8109	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
鹿児島	加治木	8167	8111	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
沖縄	那覇	8250	8201	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。

催告状出力対応表

都道府県	年金 事務所	国年事務所 コード	統一事務所 コード	出力パターン	【出力文言】 (1～3行目)	【出力文言】 企業名 (4行目)	【出力文言】 問い合わせ先 (5行目または5～7行目)※
沖縄	コザ	8253	8203	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
沖縄	名護	8257	8205	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
沖縄	平良	8260	8207	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
沖縄	石垣	8263	8209	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。
沖縄	浦添	8267	8211	A	国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。	「株式会社バックスグループ」	お問い合わせ先 0120-693-664 営業時間 8:30～21:00 ※盆、年末年始を除く。

郵便物管理システム

DVD 媒体仕様書

(共通)

令和6年1月

日本年金機構

[illegible]

目 次

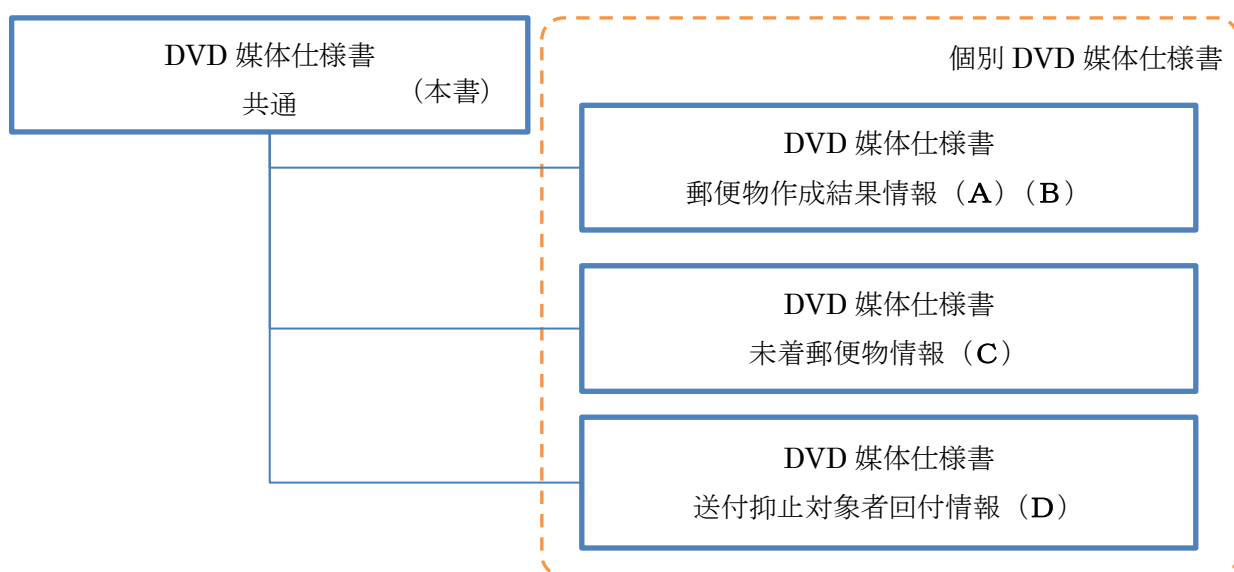
1.	はじめに	1
1.1.	本仕様書の目的	1
1.2.	本仕様書の構成	1
1.3.	DVD 媒体の種類	1
2.	共通の規定	2
2.1.	納品形態	2
2.1.1.	DVD ディスクラベル、およびディスクケースラベル	2
2.2.	ハード仕様	3
2.3.	ソフト仕様	4
2.3.1.	ファイル形式	4
2.3.2.	ボリューム名	5
2.3.3.	ファイル名	5
2.3.4.	データ属性と内部コード	6
(1)	データ属性	6
(2)	内部コード	6
2.3.5.	レコード形式	6
2.3.6.	データ作成規定	7
(1)	レコード格納順序	7
(2)	レコード格納件数	7
(3)	同封化の場合の特記事項	8
3.	文字コード規定	10
3.1.	使用可能文字	10
4.	セキュリティ規定	11
4.1.	ファイルの暗号化要件	11
5.	留意事項	12
5.1.	エラーデータの取り扱いについて	12
(1)	受入時のチェック	12
(2)	システム登録処理時のチェック	12
5.1.1.	エラーリスト	13
(1)	出力項目	13

1. はじめに

1.1. 本仕様書の目的

本仕様書は、日本年金機構（以下、「機構」という。）が行う郵便物の印刷・封入・封緘・送付等の委託業務において、受託事業者と機構間で授受する「情報データファイル（DVD 媒体）」（以下、「DVD 媒体」という。）の内、郵便物管理システム（以下、「本システム」という。）にて使用するものについて、共通的な項目を規定するものである。

1.2. 本仕様書の構成



1.3. DVD 媒体の種類

本仕様書で規定する DVD 媒体は、下表の通りである。

表 1.3-1 DVD 媒体の種類

媒体 項番	データ名称	データ略称 (英語)	英語	媒体名称
(A)	送付郵便物データ	MSIS	Mail Status Initial Sent	郵便物作成結果 情報
(B)	送付抑止郵便物データ	MSIB	Mail Status Initial Blocked	
(C)	未着郵便物データ	MSRR	Mail Status Result Returned	未着郵便物情報
(D)	送付抑止対象者データ	MBTI	Mail Blocked Target Information	送付抑止対象者 回付情報

2. 共通の規定

2.1. 納品形態

2.1.1. DVD ディスクラベル、およびディスクケースラベル

DVD 媒体を引渡す際に、DVD 媒体に収録されている内容を明確にするため、ラベルを DVD 媒体、および、DVD ディスクケースに貼付する。DVD 媒体共通のラベルの各項目の記入内容は、下表のとおりである。

個別定義の項目内容と具体例については、個別の媒体仕様書を参照のこと。

表 2.1-1 貼付ラベルの記入内容

項番	項目	ディスク	ケース	内容	備考
1	担当部署名	○	○	グループ名まで記入する。	エラーリスト回付先となる。
2	タイトル（日本語）	○	○	媒体に収録したデータの日本語名称を記入する。	個別定義
3	正／副	○	○	媒体が正／副のどちらであることを明記する。	
4	ボリューム名	○	○	媒体に設定したボリューム名を記入する。	個別定義
5	ファイル名	○	○	媒体に格納したファイル名を記入する。	個別定義
6	枚数通番	—	○	情報を分割して収録した場合、「1」からの通番で記入する。 形式は「枚数通番／全体枚数」とする。 分割しない場合、「1／1」とする。	
7	データ作成年月日	—	○	データファイルを作成した日付を記入する。	
8	収録件数	—	○	媒体に収録されているデータ件数を記入する。	レコード件数とする。

2.2. ハード仕様

電子媒体のハード仕様の項目とその内容は、下表のとおりである。

表 2.2-1 電子媒体のハード仕様

項番	項目	内容	備考
1	記録型DVD規格	DVD-R	RW は使用不可。
2	ディスク外径	120 mm	
3	記録方式	相変化記録方式	
4	レーザー波長	650 nm	
5	記憶容量	4.7GB（片面）	記憶可能容量 ディスク 1 枚あたり : 4.37GB 1 ファイルあたり : 2.00GB
6	記録形式	UDF 形式	UDF2.01
7	書込方式	パケットライト	UDF 形式でサポート ※書込み時は必ずセッションを閉じること。

1 ファイルの最大格納件数については、「2.3.6. データ作成規定」を参照。

2.3. ソフト仕様

2.3.1. ファイル形式

シングルファイル／シングルボリューム、あるいは、シングルファイル／マルチボリュームとする。1つの情報のデータ件数が上限を超過する場合は、情報を分割してシングルファイル／マルチボリュームとする。マルチファイル（1DVD 内に複数ファイル収録）は、不可とする。

表 2.3-1 ファイル形式

項番	ファイル形式	データの収納形態	収録イメージ
1	シングルファイル／ シングルボリューム	1DVD-1 情報収録	
2	シングルファイル／ マルチボリューム	複数 DVD-1 情報収録	

2.3.2. ボリューム名

ボリューム名は、下記の形式とする。

AAAA1	(正)
AAAA2	(副)

内容

AAAA : 収録するデータの略称（半角英大文字）
値については、個別の媒体仕様書を参照。

2.3.3. ファイル名

ファイル名は、下記の形式とする。

AAAAYYYMMDD##.dat

内容

AAAA : 収録するデータの略称（半角英大文字）
値については、個別の媒体仕様書を参照。

YYMMDD : データファイル作成年月日（半角数字）
2015 年 6 月 1 日の場合、「20150601」。
※郵便物作成結果情報では不要。（詳細は、個別の媒体仕様書で定義）

: 分割通番（01、02 ... 99）
分割しない場合、01 とする。

.dat : 拡張子（固定）
※ただし、拡張子は「.txt」も可とする。

2.3.4. データ属性と内部コード

(1) データ属性

本仕様書の媒体では、1 バイト文字のみ使用する。2 バイト文字は使用しない。1 バイト文字とは、データの各 1 文字を 1 バイト（8 ビット）で表す文字を示す。

(2) 内部コード

1 バイト文字は、JIS8 単位コードを使用する。詳細は、「3 文字コード規定」を参照。

2.3.5. レコード形式

表 2.3-2 レコード形式

項番	項目	内容	備考
1	データ形式	区切りテキスト形式	
2	項目区切り文字	「 」（0x7C）	パイプ記号、縦線
3	レコード区切り（改行コード）	CRLF（0x0D0A）	

各レコードは、レコード終端に改行を付与して区切る。EOF の前（最終レコードの終端）にも改行を付与する。レコードの各項目は、項目区切り文字で区切る。

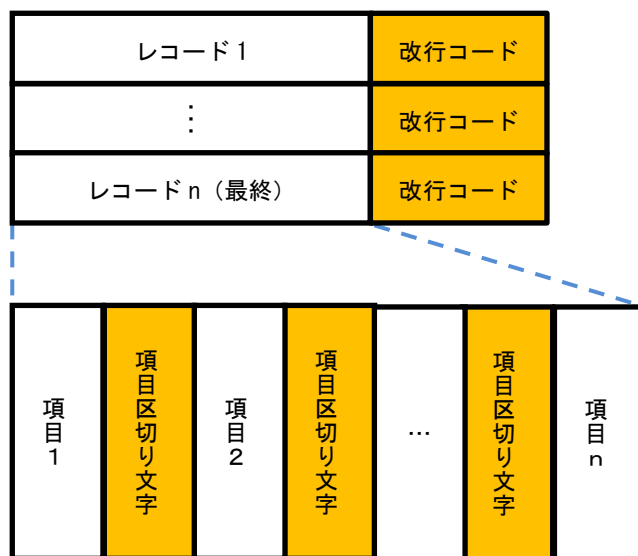


図 2.3-1 レコード形式

2.3.6. データ作成規定

(1) レコード格納順序

下表に示すとおり、レコードをソートする。

表 2.3-3 レコード格納順序

媒体 項番	データ名称	媒体名称	ソート
(A)	送付郵便物データ	郵便物作成結果情報	特に規定はない。
(B)	送付抑止郵便物データ		
(C)	未着郵便物データ	未着郵便物情報	特に規定はない。
(D)	送付抑止対象者データ	送付抑止対象者回付情報	基礎年金番号（昇順）とする。

(2) レコード格納件数

下表に 1 ファイルの最大格納件数を示す。

レコード件数が最大格納件数を超過する場合は、ファイルを分割する。レコードの途中でファイルを分割しないこと。

表 2.3-4 1 ファイルの最大格納件数

媒体 項番	データ名称	媒体名称	最大格納件数 (レコード数)
(A)	送付郵便物データ	郵便物作成結果情報	5,000,000 件
(B)	送付抑止郵便物データ		
(C)	未着郵便物データ	未着郵便物情報	1,000,000 件
(D)	送付抑止対象者データ	送付抑止対象者回付情報	特に規定はない (※)

※システム上の規定は設けていないが、ピーク時で 33 万件を見込んでいる。これを大幅に超過することがあった場合は別途調整する。

（3） 同封化の場合の特記事項

同封化とは、複数の通知書をまとめて封入することである。

下図に、二次元コードを印刷する 3 つの通知書と、二次元コードを印刷しないリーフレットを同封するケースを示す。

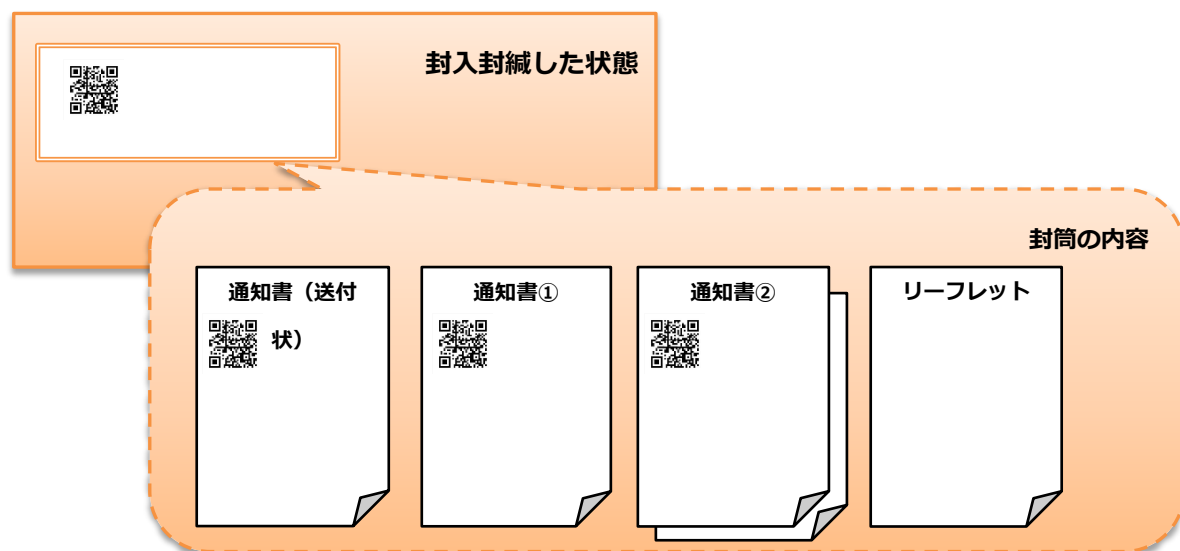


図 2.3-2 同封化のイメージ

二次元コードとは、郵便物の作成業務で郵便物に印刷する QR コードのことであり、下図のとおり 29 桁の数字列の情報を収録するものである。

桁数	1	3	10	22	29
収録情報	0 3	1 2 3 0 0 0 0	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	2 0 1 6 0 8 0 1	
内容	識別コード	郵便物区分コード (通知書情報)	照会番号	作成（抽出）年月日	

図 2.3-3 二次元コードの収録情報

次表のとおり、データによりレコード作成単位が異なる。

表 2.3-5 レコード作成単位

媒体 項番	データ名称	媒体名称	レコード 作成単位	補足
(A)	送付郵便物データ	郵便物作成結果 情報	二次元コードを印刷 する通知書単位	図 2.3-2 の場合、 <u>3レ コード</u> を作成する。
(B)	送付抑止郵便物データ			
(C)	未着郵便物データ	未着郵便物情報	郵便物単位	1 つの郵便物に対し、 <u>1 レコード</u> を作成する。
(D)	送付抑止対象者データ	送付抑止対象者 回付情報	基礎年金番号単位	

3. 文字コード規定

3.1. 使用可能文字

下表に示す。表の空白の欄の文字は、使用不可とする。

表 3.1-1 レコード形式

上位 4 ビット																	
下 位 4 ビ ッ ト		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
	0			SP	0												
	1				1												
	2				2												
	3				3												
	4				4												
	5				5												
	6				6												
	7				7												
	8				8												
	9				9												
	A	LF (※1)															
	B																
	C									↑ (※2)							
	D	CR (※1)															
	E																
	F																

(※1) レコード区切り（改行コード）として使用する。

(※2) 項目区切り文字として使用する。

4. セキュリティ規定

4.1. ファイルの暗号化要件

原則として DVD 媒体に収録するファイルの暗号化を必要とする。

詳細は、個別の媒体仕様書で定義する。

5. 留意事項

5.1. エラーデータの取り扱いについて

(1) 受入時のチェック

表 5.1-1 エラー時の対処方法

項番	エラー	対処方法	説明
1	読み込み不能	再回付（全量）	媒体不良等の読み込み不能の場合、当該媒体による処理を行うことができないため、そのまま媒体を返戻する。適正な対処を行った上で、再度回付することとなる。
2	目視確認エラー	再回付（全量）	レコード区切りの不正等、目視確認の結果、システム登録処理実行不可能と判断した場合、そのまま媒体を返戻する。適正な対処を行った上で、再度回付することとなる。

(2) システム登録処理時のチェック

表 5.1-2 エラー時の対処方法

項番	エラー	対処方法	説明
1	データ不正	再回付（エラー分のみ）	正常データは登録し、不正データは登録せずにエラーリストに出力する。エラーリストを回付するため、エラーリストのデータのみを再作成した上で、回付することとなる。

5.1.1. エラーリスト

(1) 出力項目

下表に示す。

表 5.1-3 エラーリストの出力項目

※不正データ数分繰り返し

項番	項目	出力編集	備考
1	処理名(題目)	“処理名:”	:(半角コロン)
2	処理名	出力元機能名称	
	項目区切り文字	「(半角スペース)」固定	
3	エラー内容(題目)	“エラー内容:”	:(半角コロン)
4	エラー内容	エラー内容	
	項目区切り文字	「(半角スペース)」固定	
5	入力ファイル名(題目)	“ファイル名:”	:(半角コロン)
6	入力ファイル名	ファイル名	一時格納パス + ファイル名 + “\$” + 日時(業務処理日時)
	項目区切り文字	「(半角スペース)」固定	
7	行数(題目)	“行数:”	:(半角コロン)
8	行数	受領ファイル内のエラー該当行数	
	項目区切り文字	「(半角スペース)」固定	
9	エラーレコード(題目)	“エラーレコード:”	:(半角コロン)
10	エラーレコード	受領ファイル内のエラーレコード情報	切り捨てなし。[](半角の大括弧)で囲む
	改行コード	CRLF	

ファイルのイメージ

○2行目と17行目が不正データの場合

処理名:送付情報登録 エラー内容:登録データ不正 入力ファイル名:/external/btwork/mm11/work/MM11X0130.dat\$20160909182547 行数:2 エラーレコード:[1|9999999991|0310100019999999999120160912| |01]

処理名:送付情報登録 エラー内容:登録データ不正 入力ファイル名:/external/btwork/mm11/work/MM11X0130.dat\$20160909182547 行数:17 エラーレコード:[1|9999999992|0310100019999999999220160912| |01]

以上

郵便物管理システム

DVD 媒体仕様書

(郵便物作成結果情報)

- (A) 送付郵便物データファイル
- (B) 送付抑止郵便物データファイル

令和6年1月

日本年金機構

[illegible]

目 次

1.	はじめに.....	1
1.1.	本仕様書の目的.....	1
1.2.	電子媒体の種類.....	1
1.2.1.	データ定義.....	1
(1)	送付郵便物データ	1
(2)	送付抑止郵便物データ	1
1.2.2.	データ相関図	2
1.3.	処理概要.....	3
2.	個別の規定	4
2.1.	納品形態.....	4
2.1.1.	DVD 媒体ディスクラベル、及びディスクケースラベル	4
(1)	送付郵便物データ	4
(2)	送付抑止郵便物データ	6
2.1.2.	回付票	8
2.2.	ハード仕様	8
2.3.	ソフト仕様	9
2.3.1.	送付郵便物データ	9
2.3.2.	送付抑止郵便物データ	10
2.4.	レコード仕様	11
2.5.	文字コード規定.....	13
2.6.	コード規定	13
2.7.	セキュリティ規定	13

1. はじめに

1.1. 本仕様書の目的

本仕様書は、日本年金機構（以下、「機構」という。）が行う郵便物の印刷・封入・封緘・送付等の委託業務において、受託事業者が機構に納品する「郵便物作成結果情報（DVD 媒体）」（以下、「DVD 媒体」という。）の作成仕様を規定するものである。

1.2. 電子媒体の種類

本書で規定する媒体は、下表の通りである。

表 1.2-1 電子媒体の種類

媒体 項番	データ名称	データ略称 (英語)	媒体名称
(A)	送付郵便物データ	MSIS	郵便物作成結果情報（送付）
(B)	送付抑止郵便物データ	MSIB	郵便物作成結果情報（送付抑止）

1.2.1. データ定義

郵便物作成業務の受託事業者は、郵便物作成情報（以下、「郵便物データ」という。）にもとづき郵便物を作成するが、郵便物の作成結果にしたがって「送付」「送付抑止」の 2 種類のデータを作成する。

通知書に印刷する二次元コードに対して、1 レコードのデータを定義する。複数の通知書を同封する場合（以下、「同封化」という。）には二次元コード数分のレコードを作成する。同封化については、「媒体仕様書（共通）」の「2.3.6. (3) 同封化の場合の特記事項」を参照。

(1) 送付郵便物データ

郵便物を作成し、発送した（これから発送する）状態のデータ。

送達状況コードが「01（送付）」のデータとなる。

(2) 送付抑止郵便物データ

郵便物を作成せず、抑止した状態のデータ。

送達状況コードが「02（送付抑止）」のデータとなる。

送付抑止対象の郵便物作成業務の受託事業者は、郵便物データの基礎年金番号と送付抑止対象者データの基礎年金番号を突合し、送付抑止対象者データを作成することとなる。

送付抑止対象者データの詳細は、「(D) 送付抑止対象者回付情報ファイル」の DVD 仕様書を参照。

1.2.2. データ相関図

送付郵便物データ、送付抑止郵便物データの関係を、下図に示す。

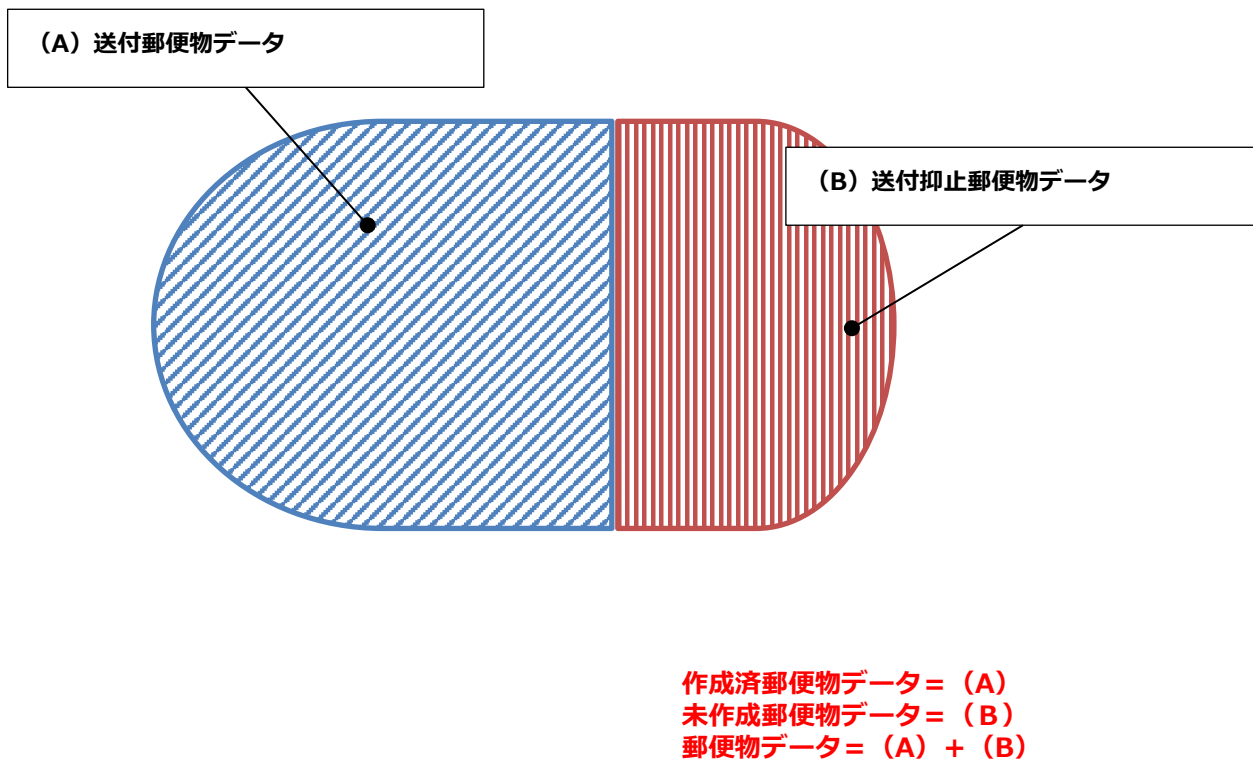
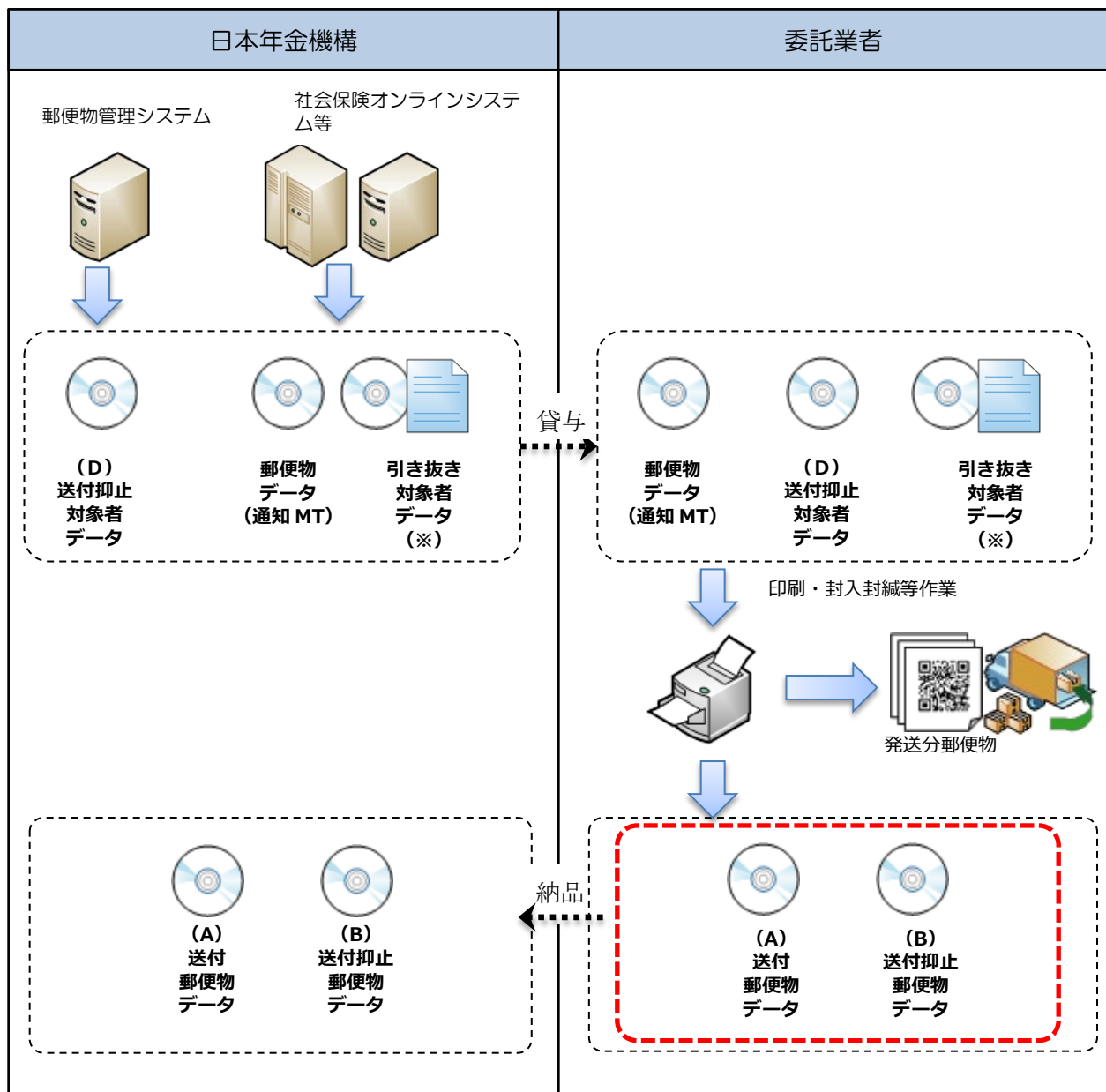


図 1.2-1 郵便物作成結果データ相関図

1.3. 処理概要



本仕様書の対象



(※) 「引き抜き対象者データ」の有無は、「外部委託要領」による。

2. 個別の規定

2.1. 納品形態

2.1.1. DVD 媒体ディスクラベル、及びディスクケースラベル

(1) 送付郵便物データ

ラベルの記入項目内容は下表のとおりである。

ファイル名の詳細は、「表 2.3-1 ソフト仕様」を参照。

表 2.1-1 ラベルの記入内容

項番	項目	記載内容
1	担当部署名	所管部署 (※) エラーリストの回付先となる。
2	タイトル（日本語）	送付郵便物データ
3	正／副	(正) (副)
4	ボリューム名	MSIS1 (正) MSIS2 (副)
5	ファイル名	MSIS##.dat (※)
6	枚数通番	通番／総数 例えば、分割数が5で2枚目の場合、「2／5」とする。
7	作成日	データファイルを作成した日付（西暦）
8	収録件数	媒体に収録されているデータ件数

※拡張子は.txt も可とする。その場合のファイル名は、「MSIS##.txt」。



図 2.1-1 ディスクラベル記載例

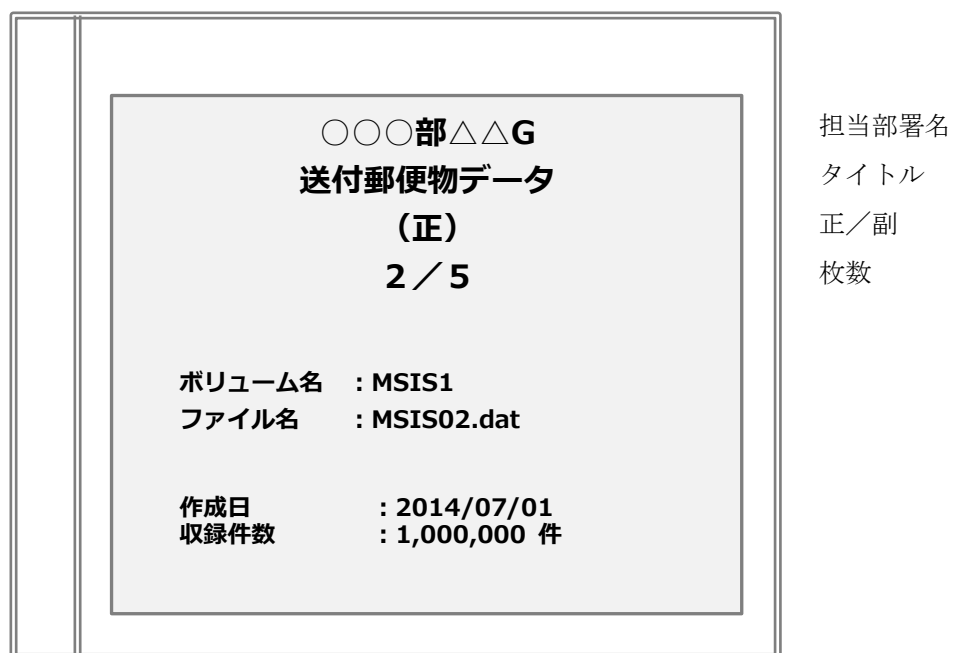


図 2.1-2 ディスクケースラベル記載例

(2) 送付抑止郵便物データ

ラベルの記入項目内容は、下表のとおりである。

ファイル名の詳細は、「表 2.3-2 ソフト仕様」を参照。

表 2.1-2 ラベルの記入内容

項番	項目	記載内容
1	担当部署名	所管部署 (※) エラーリストの回付先となる。
2	タイトル (日本語)	送付抑止郵便物データ
3	正／副	(正) (副)
4	ボリューム名	MSIB1 (正) MSIB2 (副)
5	ファイル名	MSIB01.dat (※)
6	枚数通番	1 / 1
7	作成年月日	データファイルを作成した日付 (西暦)
8	収録件数	媒体に収録されているデータ件数

※拡張子は.txt も可とする。その場合のファイル名は、「MSIB01.txt」。



図 2.1-3 ディスクラベル記載例

〇〇〇部△△G 送付抑止郵便物データ (正) 1 / 1 ボリューム名 : MSIB1 ファイル名 : MSIB01.dat 作成日 : 2014/07/01 収録件数 : 1,000,000 件	担当部署名 タイトル 正／副 枚数
--	---

図 2.1-4 ディスクケースラベル記載例

2.1.2. 回付票

回付票記載事項とその内容は、下表のとおりである。

レコードが存在しない場合は、媒体を作成せず、回付票のみを作成し、回付する。

別添の様式を使用すること。

表 2.1－3 回付票記載事項

項番	項目	記載内容
1	担当部署名	所管部署 (※) エラーリストの回付先となる。
2	情報名	郵便物作成結果情報
3	ファイル名	データ別に記載する。
4	収録件数	

2.2. ハード仕様

個別の項目は特になし。「媒体仕様書（共通）」参照。

2.3. ソフト仕様

2.3.1. 送付郵便物データ

データファイルは、以下に示す仕様に従い作成する。

レコードが存在しない場合は、回付票のみを作成する。レコードの詳細については、「2.4.レコード仕様」を参照。

表 2.3-1 ソフト仕様

項番	項目	内容
1	ファイル形式	シングルファイル／マルチボリューム（※）
2	ボリューム名	MSIS1 （正） MSIS2 （副）
3	ファイル名	MSIS##.dat （※1） ##：ファイル分割通番（01～99）
4	レコード形式	区切りテキスト形式
5	レコード長（バイト）	305 バイト（項目区切り含む、改行含まず）
6	ソート順	指定なし（ソート不要）
7	ファイル分割	あり（※2）

（※1）拡張子は.txt も可とする。その場合のファイル名は、「MSIS##.txt」。

（※2）格納レコード件数の上限（5,000,000 件）を超過する場合、ファイル分割する。

2.3.2. 送付抑止郵便物データ

データファイルは、以下に示す仕様に従い作成する。

レコードが存在しない場合は、回付票のみを作成する。レコードの詳細については、「2.4.レコード仕様」を参照。

表 2.3-2 ソフト仕様

項番	項目	内容
1	ファイル形式	シングルファイル／シングルボリューム（※）
2	ボリューム名	MSIB1 （正） MSIB2 （副）
3	ファイル名	MSIB01.dat（※1）
4	レコード形式	区切りテキスト形式
5	レコード長（バイト）	305 バイト（項目区切り含む、改行含まず）
6	ソート順	指定なし（ソート不要）
7	ファイル分割	なし（※2）

（※1） 拡張子は.txt も可とする。その場合のファイル名は、「MSIB01.txt」。

（※2） レコード件数が増加し、格納上限件数（5,000,000 件）を超過し、分割が必要となった場合は、別途調整する。

2.4 レコード仕様

表 2.4-1 レコード仕様

成果物名称			システム名称		郵便物管理システム			
基本設計書（ソフトウェア）			インタフェース名		送付郵便物情報（個人宛郵便物）（住所情報含む）			
種別	HULFT/電子媒体		文字コード	Shift-JIS		改行コード	CRLF	

項番	項目名		フォーマット					設定値	備考	
			桁数	文字種別	省略可否	可変・固定	繰り返し			
2	送付先区分コード		1	半角数字	不可	固定	-	「1」（個人宛郵便物）固定		
3	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
4	基礎年金番号		10	半角数字	不可	固定	-			
5	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
6	二次元コード情報	システム識別コード	2	半角数字	不可	固定	-	「03」固定	二次元コード情報は29桁 通知管理番号情報が設定されている場合は、半角スペース固定	
		郵便物区分コード	郵便物種別コード	3	半角数字	不可	固定	-		
			年金コード	4	半角数字	不可	固定	-		
		照会番号	12	半角数字	不可	固定	-			
		作成（抽出）年月日	8	半角数字	不可	固定	-	YYYYMMDD形式		
11	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
12	通知管理番号情報	通知管理番号	15	半角数字	不可	固定	-		二次元コード情報が設定されている場合は、半角スペース固定	
		通知管理番号枝番	5	半角数字	不可	固定	-			
		作成（抽出）年月日	8	半角数字	不可	固定	-	YYYYMMDD形式		
15	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
16	送付先整理番号		10	半角数字	不可	固定	-		通知一本化を行っている（同封の）場合は、郵便物情報の「送付先整理番号」を設定する 指定が無い場合、半角スペース固定	
17	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
18	住基更新抑止コード		1	半角数字	不可	固定	-	「1」：有 「2」：無 「3」：*	データなしの場合は、半角スペース固定	
19	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
20	住基更新抑止項目コード		1	半角数字	不可	固定	-		データなしの場合は、半角スペース固定	
21	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
22	住基更新抑止理由コード		1	半角数字	不可	固定	-		データなしの場合は、半角スペース固定	
23	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
24	送付先住所		160	全角文字	不可	固定	-		媒体仕様書に定める「被保険者住所」情報により作成する 漢字または全角カナ	
25	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
26	送達状況コード		2	半角数字	不可	固定	-	「01」：送付 「02」：送付抑止 「03」：引き抜き		
27	項目区切り文字		1	半角記号	不可	固定	-	「 」（パイプ）」固定		
28	予備		52	半角文字	不可	固定	-			

計 305 バイト

1レコード(1行)のイメージ(「送付郵便物データ」の場合)

[illegible]

^: 半角スペースを示す

^ : 全角スペースを示す

レコードレイアウト

項目名	送付先区分コード	項目区切り文字	基礎年金番号	項目区切り文字	システム識別コード	郵便物区分コード	照会番号	作成（抽出）年月日	項目区切り文字	通知管理番号	作成（抽出）年月日	項目区切り文字	送付先整理番号	項目区切り文字	住基更新抑止コード	項目区切り文字	住基更新抑止理由コード	項目区切り文字	送付先住所	項目区切り文字	送達状況コード	項目区切り文字	予備		
					二次元コード情報					通知管理番号情報															
バイト数	1	1	10	1	29				1	28				1	10	1	1	1	1	1	160	1	2	1	52
					2	7	12	8		20	8														
バイト位置	1	2	3	13	14	16	23	35	43	44	64	72	73	83	84	85	86	87	88	89	90	250	251	253	254

2.5 文字コード規定

個別の項目は特になし。「媒体仕様書（共通）」参照。

2.6 コード規定

個別の項目は特になし。「媒体仕様書（共通）」参照。

2.7 セキュリティ規定

暗号化された ZIP 形式とする。

3. 表 0-1 暗号化

項番	項目	内容	備考
1	パスワード		日本年金機構情報セキュリティポリシー（規程第 16 号）に準拠する。
2	暗号化方式	Zipcrypto AES-256	別途調整の上、決定する。
3	暗号化後ファイル名	ファイル名の拡張子を「zip」に変更	ファイル名は「2.3. ソフト仕様」を参照。

以上